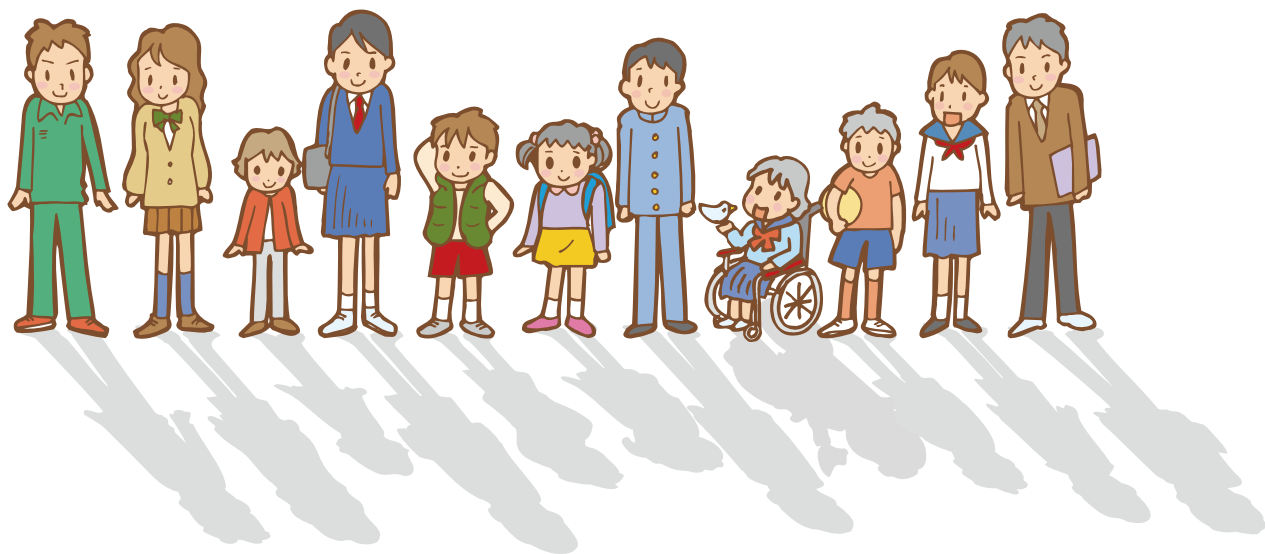


人権教育指導資料（学校教育編）

Let's feel じんけん

～気付きから行動へ～

平成30年改訂版



平成30年3月
高知県教育委員会

はじめに

高知県における人権教育は、同和教育の歴史を継承しながら取り組まれ、「差別の現実から深く学ぶ」ことをスローガンとして、これまで多くの成果を残してきました。例えば、長期欠席・不就学の子どものために行動を起こした取組や学力向上の取組、課題のある子どもを大切に、その子どもを中心とした集団づくりを始めとして、家庭や地域との連携を大切にしてきました。

これらの取組の成果や課題を踏まえ、新たな手法を加えた人権教育として再構築するため、平成12年に人権教育指導資料（学校教育編）「Let's じんけん」を作成、配付、平成17年には改訂版を発行しました。平成24年にはさらに改訂を重ね「Let's feel じんけん～気付きから行動へ～」を発行し、文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の周知と人権教育の推進体制や教育内容・方法の改善や充実に努めてきました。

しかし、近年、生命・身体の安全に関わる事象や不当な差別による様々な人権課題（子どもの貧困、児童虐待、いじめ、在日外国人に対する差別扇動、インターネットによる人権侵害等）が生じており、社会のなかで人権が守られていない、または差別が助長されるような状況がみられます。そのなか、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別解消の推進に関する法律」と、個別的な人権課題に関する法律が施行され、差別解消に向けて教育・啓発のさらなる充実が求められています。

本県においても、平成28年度に実施した「人権教育に関するアンケート」の結果からは、少しであるが児童生徒の自尊感情の高まりが見られる一方で、いじめや差別を見たとき「何もしない」という回答が校種があがるにつれ増加する傾向にあることが明らかになりました。また、多くの人権課題が、社会的に取りあげられる機会が増えていることから、児童生徒の学習経験が少なくても、一定適切な判断ができる人権課題もありますが、いくつかの人権課題については、アンケートで想定された場面の設問において、正しい判断に結び付いていないという実態が示されており、人権学習の機会の保障と内容の充実、指導力の向上が課題として表れてきています。

このような状況において人権教育を今後さらに充実させていくためには、学校としての組織的・計画的な取組の推進や教職員研修の改善と充実が重要になります。一人一人の人権が尊重される学校づくりを実現するために、この指導資料を研修会や日々の教育実践の際に活用していただくようお願いします。

最後に、作成にあたりご協力いただきました、改訂委員の皆さま及び関係各校・機関に心からお礼を申し上げます。

平成30年3月

高知県教育長 田村 壮児

第1章 基本的な考え方	1
1 人権教育の推進のために	2
(1) 人権とは	2
(2) 人権教育とは	2
(3) 人権教育で大切にしたい四つの視点と教職員としての認識	4
(4) 人権学習に関する取組の計画	5
2 高知県の人権教育～現状と課題～	6
(1) 「平成28年度人権教育に関するアンケート」に見られる現状	6
(2) 「平成28年度人権教育に関するアンケート」から分かること	13
(3) 今後の方向	14
第2章 人権教育のすすめ方	17
1 人権尊重の学校づくり	18
(1) 教育活動全体を通じた人権教育の推進	18
① 人権教育の充実を目指した教育課程の編成	18
② 人権尊重の視点から見た生徒指導	20
③ 人権尊重の視点に立った学級経営	22
④ 人権尊重の理念に立った学校づくりと学力向上	25
(2) 組織的・計画的な人権教育の推進	27
① 学校としての人権教育の目標設定	27
② 人権教育の推進体制	28
③ 指導計画に基づいた人権教育	29
④ 人権教育の点検・評価	31
⑤ 教職員研修	33
⑥ 校種間及び家庭・地域、関係機関の連携	38
2 人権学習の手法	40
(1) 普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組	40
① 普遍的な視点からの取組	41
② 個別的な視点からの取組	42
(2) 育てたい資質・能力を明確にした指導内容の構成	56
① 知的理解と人権感覚	56
② 人権に関する知的理解に関わる指導について	56
③ 人権感覚の育成に関わって	57
④ 総合的な指導について	58

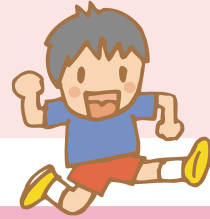


(3) 各教科等と関連した人権教育の在り方	59
①各教科等と関連した人権教育の授業	59
②総合的な学習の時間における人権学習	62
③特別の教科 道徳	64
④特別活動	66
(4) 指導方法の在り方	67
①効果的な学習教材の選定・開発	67
②指導方法の工夫	68
③人権教育の振り返り	68
3 人権教育全体計画例・年間指導計画例	69
(1) 小学校	69
(2) 中学校	73
(3) 高等学校	75
(4) 特別支援学校	77
第3章 実践・指導事例	79
1 普遍的な視点からのアプローチ	80
(1) コミュニケーション技能	80
(2) 自他の価値の尊重	85
(3) 偏見と差別	89
2 個別的な視点からのアプローチ	95
(1) 同和問題	95
(2) 女性	101
(3) 子ども・外国人	107
(4) 高齢者を含む人権全般	110
(5) 障害者	116
(6) HIV 感染者等	120
(7) ハンセン病	127
(8) 外国人	133
(9) 犯罪被害者等	136
(10) インターネットによる人権侵害	139
(11) 災害と人権	143
(12) その他 人種差別	147
<巻末資料>	151

● 第1章 ●

基本的な考え方





(1) 人権とは

「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年・閣議決定）では、人権を「人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」として示しています。

人権の内容には、生命や身体の自由の保障、法の下での平等、衣食住に関わる諸権利が含まれています。また、思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利、働く権利等も含まれています。

(2) 人権教育とは

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年）では、人権教育を「人権尊重の精神の涵養（かんよう）※を目的とする教育活動」とであると示しています。

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕（文部科学省）」（以下、〔第三次とりまとめ〕という。）では、学校における人権教育の目標を「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」と述べています。

つまり、次ページの図で示しているように、人権教育は様々な資質や能力を育成し、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成の2つが合わさって、人権尊重の意識や態度、実践的な行動等に発展させることを目指す総合的な教育であると言えます。そして、これは学校に限らず、社会にも共通する目標です。

※水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

人権感覚とは…

人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚のことを言います。
〔第三次とりまとめ〕

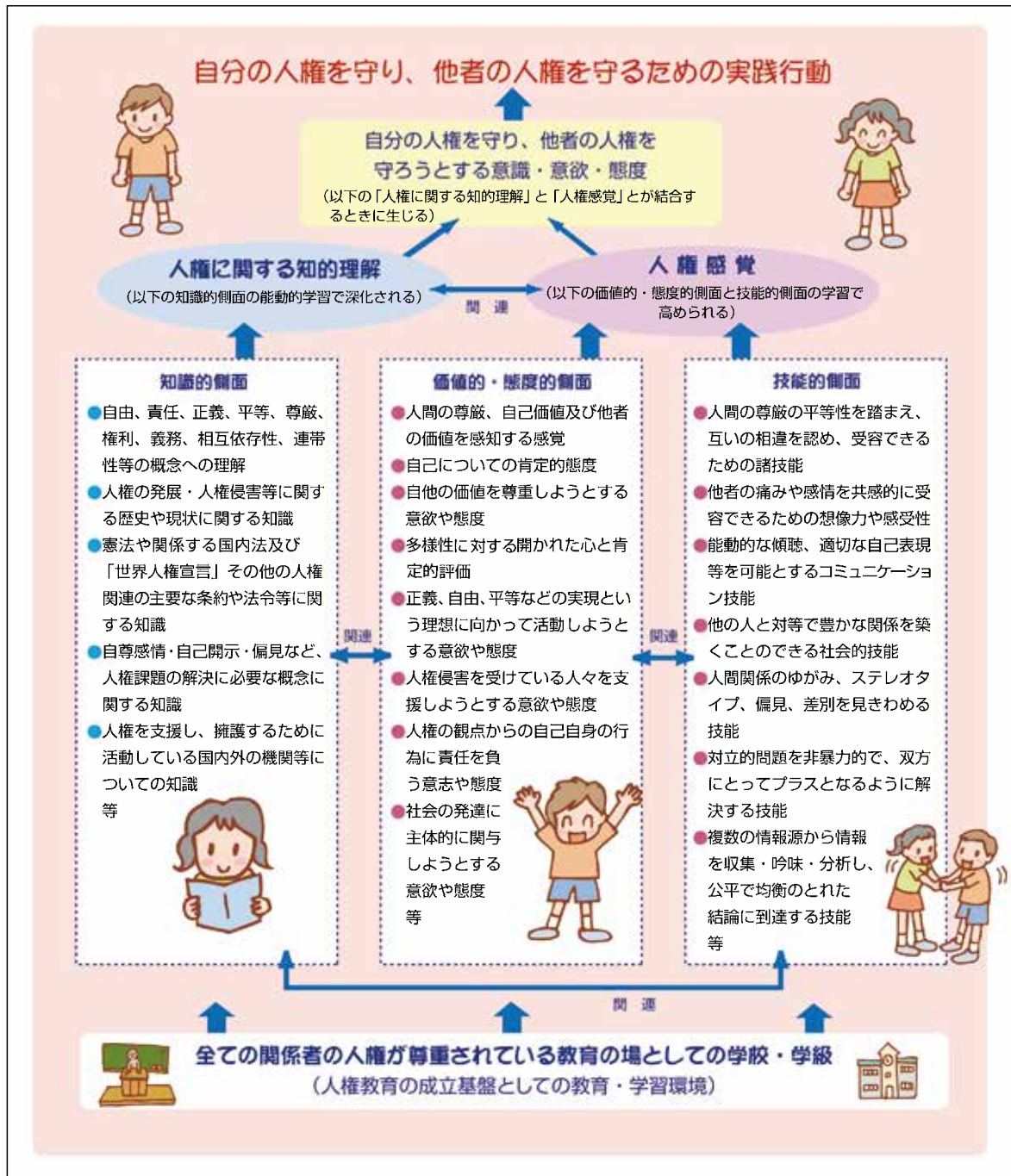
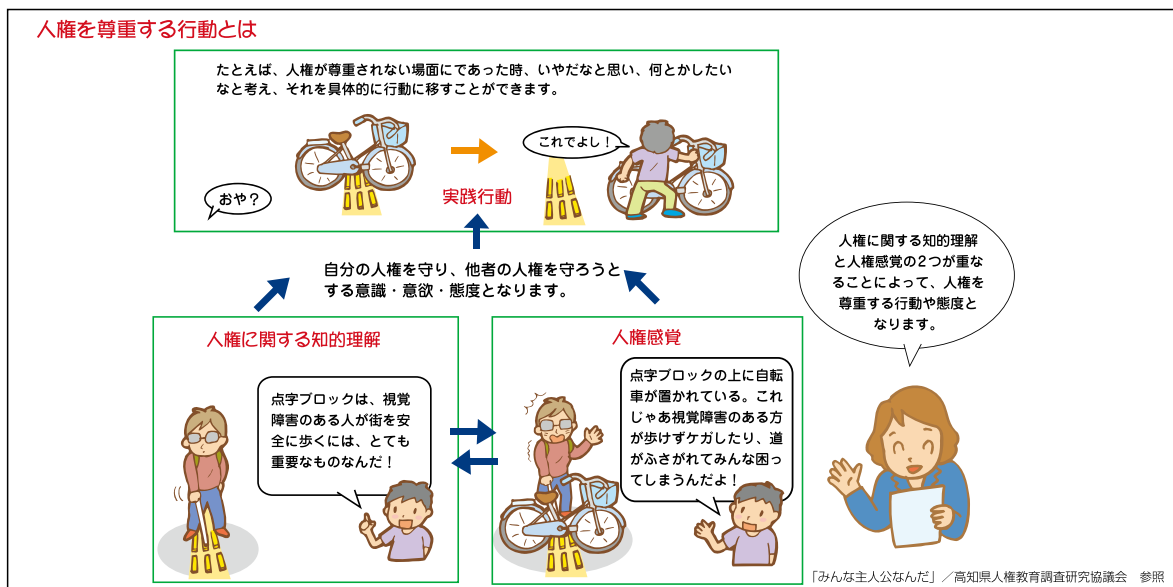


図 人権教育を通して育てたい資質・能力〔第三次とりまとめ〕をもとに作成



(3) 人権教育で大切にしたい四つの視点と教職員としての認識

視点1 目的：人権が大切にされる社会を目指す

学校、家庭、地域が一体となって、人権が大切にされる社会づくりに取り組むことが重要です。そして、人権や人権課題について知識的に理解するだけでなく、人権が大切にされる社会づくりにつながる行動力が求められています。

《教職員としての認識》

学校生活及び日常生活における、教職員自身の人権尊重につながる行動化が、子どもたちにとっての身近なモデルとして示されることを自覚しましょう。



視点2 機会：全ての人々が等しく学習の機会を得る

教育を受けることそのものが人権であるという観点から、全ての子どもに十分な学習の機会を提供できるように取り組むことが必要です。長く受け継がれてきた、長期欠席・不就学解消の取組は、子どもの生活環境や人権侵害につながる課題の変化に対応しながら、学力と進路を保障していくことが重要です。

《教職員としての認識》

個々の特性や家庭環境等によって、他者との関わり合いが難しい子どもであっても、つながりを切ることなく、常に対応を思考し続けることが重要です。

教室にいても、別のことが気になって学習に集中できない背景に、人権に関わる問題が起こっていないか確認するようにしましょう。

視点3 環境：人権が大切にされた環境をつくる

学習環境は、子どもにとって安心できる場所であり、人権が大切にされた雰囲気にも包まれていることが重要です。また、名簿や掲示物等、意図していなくても人権侵害につながってしまうことがないか、十分配慮しましょう。

《教職員としての認識》

「隠れたカリキュラム」（教育者の意図に関係なく、子どもが学びとっていき事柄）の存在は、子どもの人権感覚に大きく影響します。人権が大切にされた環境づくりのためには、教職員の言動そのものが「環境」に含まれていることを自覚しましょう。

視点4 内容：人権や人権課題について学ぶ

人権の大切さはもちろん、様々な人権課題について正しく学んでいないと、自分の人権を守れなかったり、意識していなくても誰かの人権を侵害してしまったりすることがあります。様々な人権課題の解決のためには、それぞれ固有の歴史と課題があることを踏まえ、正しい理解と認識を深めることが必要です。また、人権課題を自分に関係があることと捉えることが、自ら解決する意識と態度につながります。



《教職員としての認識》

人権尊重の理念を十分に認識し、人権教育を推進することができるようにするため、人権に関する研修に主体的に参加しましょう。

人権課題に関わる当事者の不安、憤り、思いや願いを聴きながら、人権教育の在り方を確認していきましょう。同和教育の実践に学び、当事者（子ども・保護者・地域・研修講師等）との人間関係づくりをもとに、丁寧な聴き取りを行いましょう。



（４）人権学習に関する取組の計画

人権や人権課題についての学習（以下、人権学習という）の内容には、県民に身近な10の人権課題だけでなく、平和学習、命の学習、性的指向、性同一性障害等、学ばせたいものも多くあります。また、人権課題によっては、社会で話題になる機会が少なく、学校でなければ正しく認識させることができないものもあり、トータル的なバランスが重要になります。

県民に身近な10の人権課題やその他の人権課題については、児童生徒の発達段階や学校の実態を踏まえて、実施時期や内容について整理する必要があります。

特に中学校区においては、教科との関連や内容の理解を考え、発達段階に応じた人権課題を効果的に整理し、小中学校で系統的に学習が進められるよう、学校間で共通理解を図ったうえで実践することが求められます。

《発達段階に応じた人権学習の基本計画（例）》 ※1 ○単年度、◎複数年度

	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害者	HIV感染者等	外国人	犯罪被害者等	インターネットによる人権侵害	災害と人権	その他
小学校	○	○	○	◎	◎	○	○		○	○	※3
中学校	◎	○	○	○	○	○	○	○ ※2	○	○	※3
高等学校	◎	○	○	○	○	○	◎	○ ※2	○	○	※3
特別支援学校	小・中・高の例を参考に、児童生徒の実態に合わせて計画する。										

※1 ○単年度とは、在校中に1回は実施、◎複数年度とは、年度を変えて複数回実施することを意味しています。

※2 犯罪被害者等の人権については、各学校においてどのように実践すればよいか苦慮している状況にあると思われますが、内閣府犯罪被害者等施策推進室や高知県人権啓発センター等の資料を参考に実施に向けた取組をお願いします。

※3 その他には、人権に関わる普遍的な視点からの学習（人権とは何か、なかまづくり、生命、平和学習等）や、その他の人権課題の学習（性的指向、性同一性障害等）や、人種差別等が想定されます。

2

高知県の人権教育 ～現状と課題～



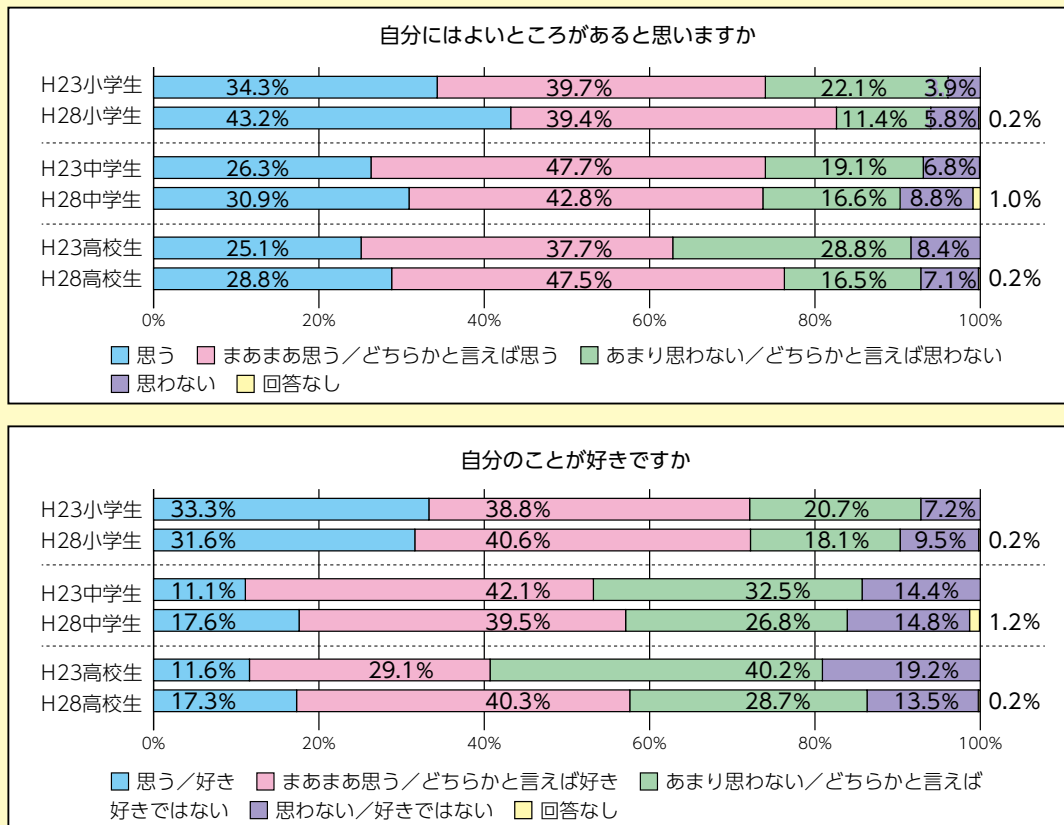
高知県の子どもを取り巻く現状を見ると、不登校や暴力行為等生徒指導上の諸課題については、全国と比較して非常に厳しい状況が続いています。また、生活の困窮という経済的な要因や、家庭の教育力の弱さ、地域社会の見守り機能の低下等を背景に、一定数の子どもたちが学力の未定着や虐待、非行、いじめなどといった問題で、困難な状況に直面しています。

このような状況を踏まえ、県教育委員会では、人権教育のさらなる充実を図るために、平成27年度に「高知県人権教育推進プラン」を改定しました。このプランは、就学前教育、学校教育、社会教育の各分野における人権教育の取組を充実するとともに、各分野が連携・協働して人権教育を総合的に推進するための方向性や具体的な取組を示したものです。

平成28年度には、学校教育や社会教育における人権教育の取組の現状や課題を把握し、今後の人権教育に関する施策の充実を図ることを目的として、児童生徒（県内の義務教育学校、特別支援学校を含む小学5年、中学2年、高校2年の全児童生徒）及びその保護者、教員を合わせた約3万6千人を対象に、「高知県民に身近な10の人権課題」についての人権意識やインターネット機器の使い方、学校の人権教育の取組等に関する調査を実施しました。

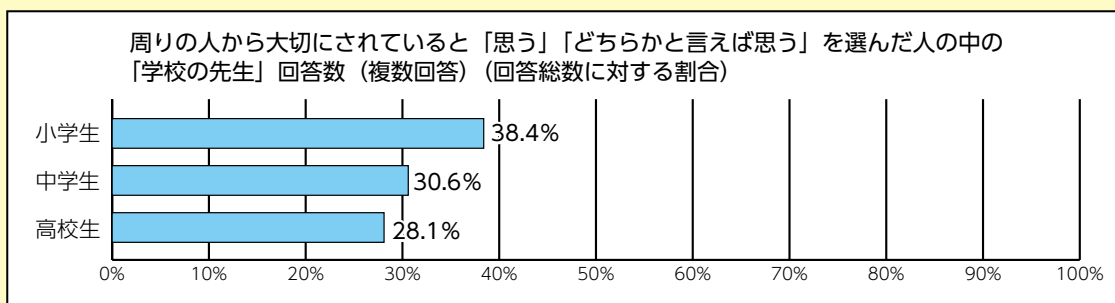
(1) 「平成28年度人権教育に関するアンケート」に見られる現状

◆ 自尊感情に関する質問



自尊感情に関するアンケート結果では、平成23年度のアンケート結果と比較すると、少しですが自尊感情が高まっていることが確認できます。

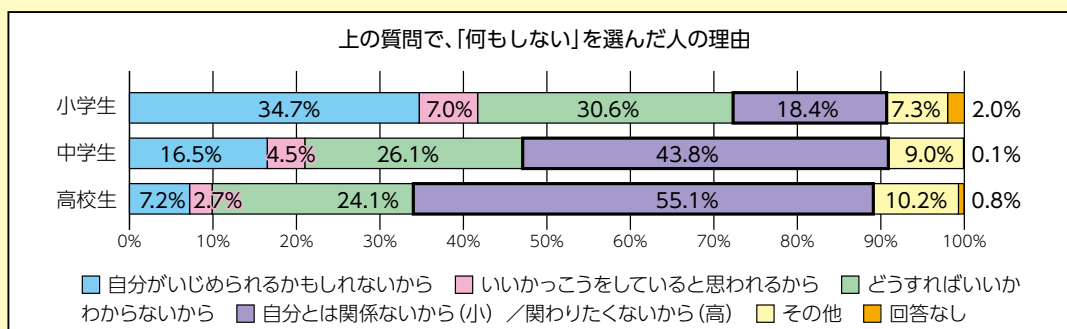
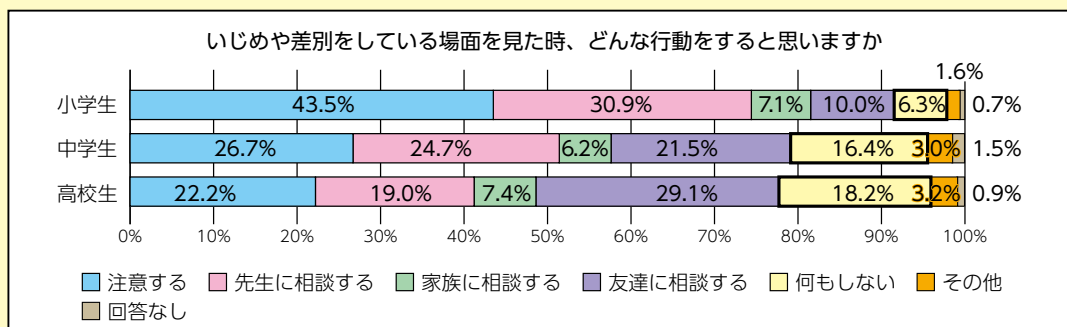
◆ 学校の先生と児童生徒との関係に関する質問



○ 「学校の先生」から大切にされていると思っている回答は、複数回答できる問いでありながら、小学5年生、中学2年生、高校2年生のいずれも40%未満となっている。

【分析】先生が授業の中で個々の児童生徒に丁寧に接していても、そのことだけでは児童生徒は先生から大切にされていると必ずしも感じていない、即ち、教育活動全体を通じて先生と児童生徒の信頼関係が築けていない状況が伺える。

◆ いじめや差別を見た時の行動に関する質問



○ いじめや差別をしている場面を見た時、校種が上がるにつれて「注意をする」という回答は減少するとともに、「何もしない」という回答が増加する。「何もしない」理由としては、「自分とは関係ないから」「関わりたくないから」という回答も、校種があがるにつれて増加する。

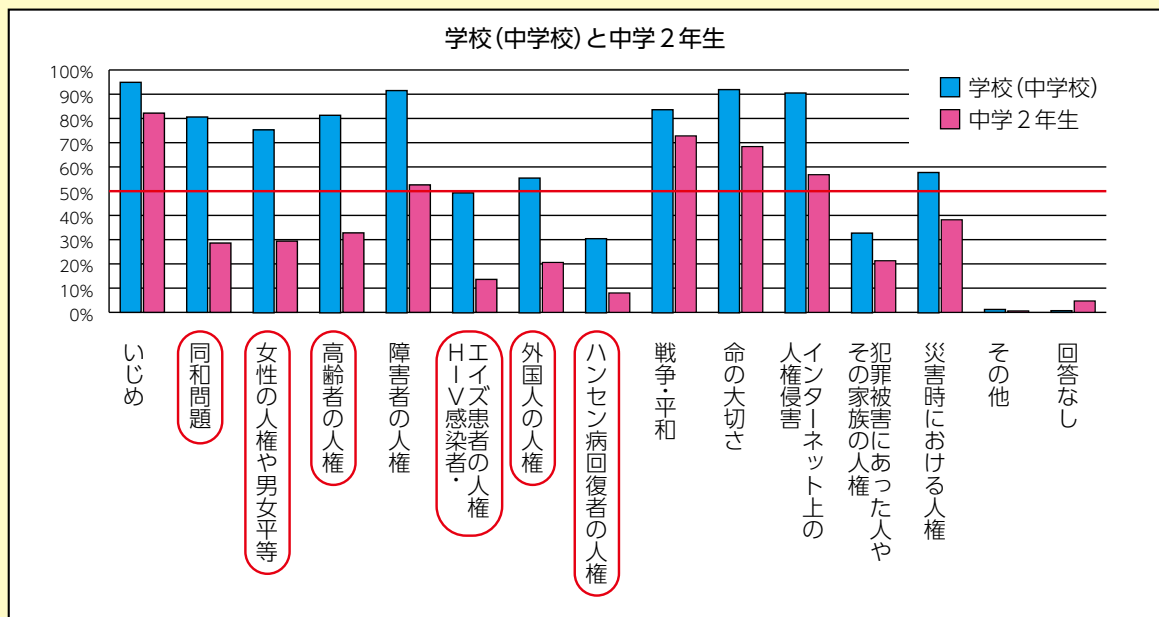
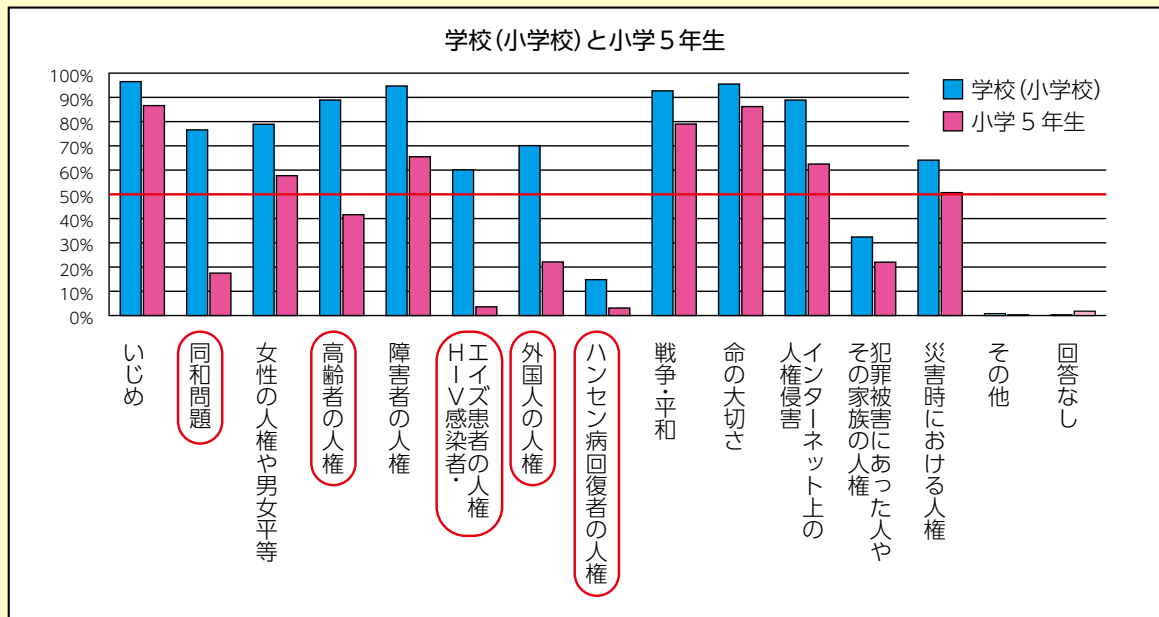
【分析】校種があがるごとに、いじめの問題と自分との関係が薄いと捉える状況が伺える。

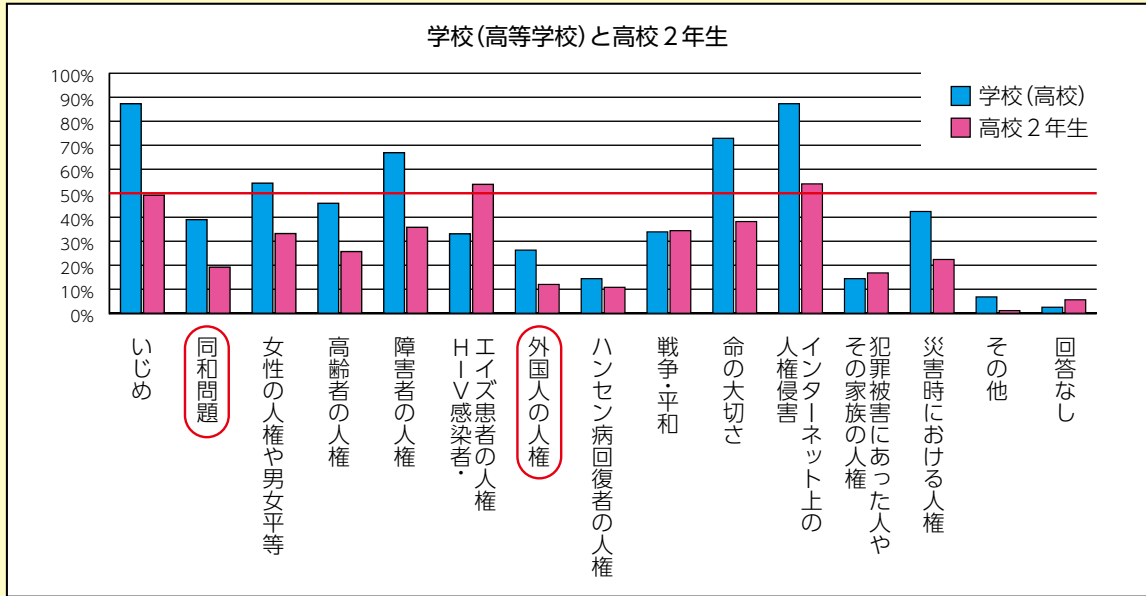
◆ 人権学習や人権課題への取組に関する考え方に関する質問

教員（学校）と児童生徒それぞれを対象に、学校における人権学習の取組状況について質問し、その回答結果を比較します。

（問）児童生徒：今の学校で学習した内容を選んでください。

学校教員：学校で指導している人権学習の内容を選んでください。





- ※ 児童生徒の回答は、小学5年生、中学2年生、高校2年生の時点の学習経験に基づいており、それぞれの学校の最終学年で実施されている人権学習内容は反映されていません。
- ※ 児童生徒の数値が学校の数値の半分以下となっている人権課題は枠囲みしています。

- 小学校や中学校では、半数以上の学校が取り組んでいる人権課題が10以上、高等学校では5つ程度である。そのうち、教員（学校）、児童生徒ともに50%以上が学習したと認識している人権課題は、小学校では7つ、中学校では5つ、高等学校では1つである。

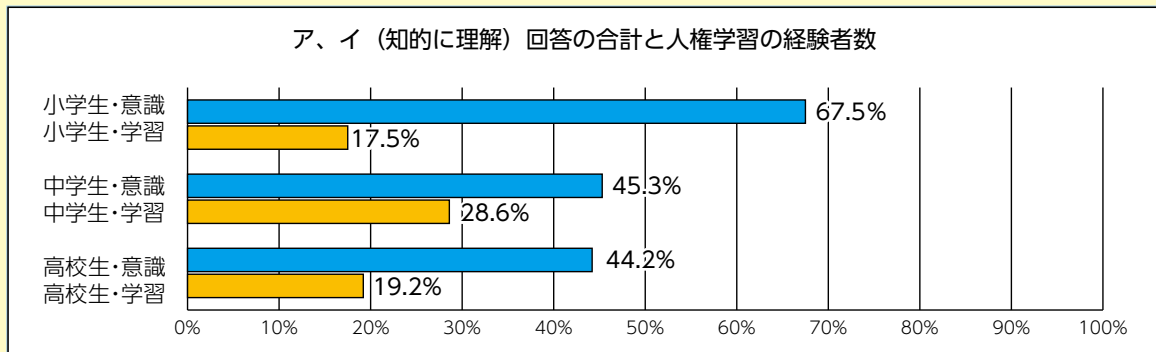
【分析】・教員が「教えた」と思っている、児童生徒が「学習した」と受け止めていない、認識の違いが特に表れている課題は「同和問題」「高齢者の権利」「HIV感染者・エイズ患者の権利」「外国人の人権」「ハンセン病回復者の権利」の5つであり、その状況は中学校で多く見られる。

・高等学校になると、人権学習の機会が大幅に減少する。社会に出る前に、人権課題について学ぶ機会が少ないまま卒業を迎える生徒が多い実態が伺える。

(問) Aさんから、「〇〇町に住んでいる人とは、かかわらない方がいいよ。」と言われました。その時どうしますか。

- ア その発言の理由を聞いて、Aさんの考えはまちがっていると話す
- イ Aさんの考え方はおかしいことだとは思いますが、何も言わない
- ウ まちがっているとは判断できない
- エ Aさんのような考え方もあるのかと素直に聞く
- オ Aさんの考え方は正しいと思うので、何も言わない
- カ わからない
- キ その他

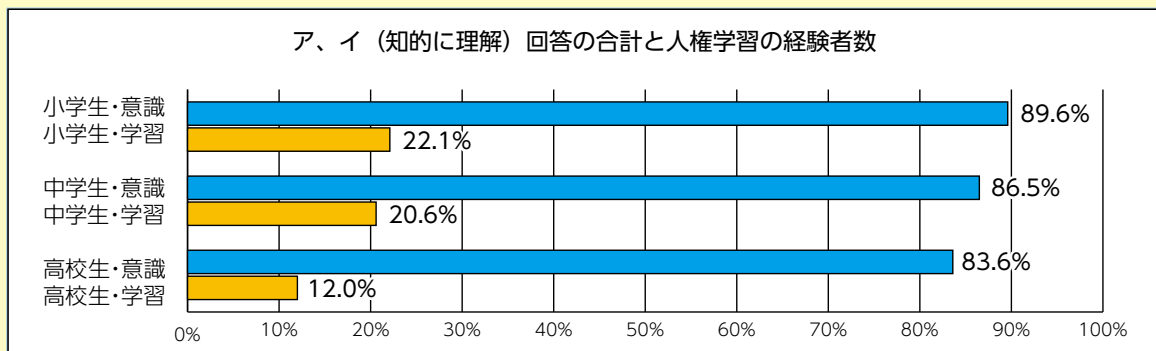
- ※ 青色のグラフ…設問の人権課題に対して、知的に理解できている回答の数値
- 黄色のグラフ…設問の人権課題を学習したと答えた数値（前出の設問より）



(問) 外国の人が、「外国人だから」という理由でアパートを借りることを断られました。

このことについて、どのように思いますか。

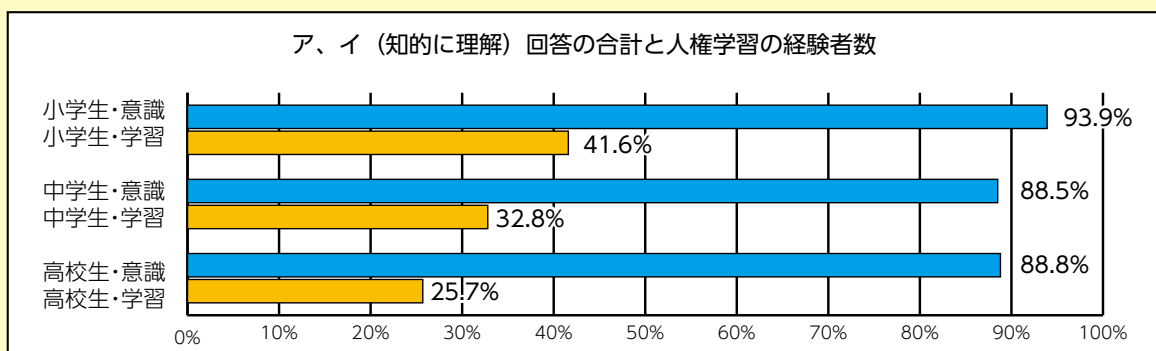
- ア 外国人だからといって、断られる理由はない
- イ 借りられない外国人がかわいそうだ
- ウ 貸す人の考え方だから仕方がない
- エ わからない
- オ その他



(問) 高齢者の方が、電車で高齢者用の優先席にすわれなくてこまっています。近くの席にすわっ

ている時、どうしますか。

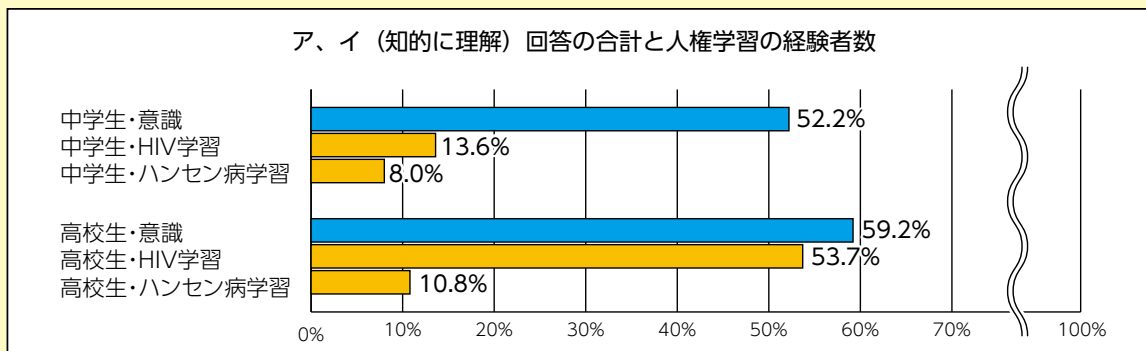
- ア 自分の席をゆする
- イ だれかが席をゆすらなければ、自分の席をゆする
- ウ 気にしながらそのままにする
- エ わからない
- オ その他



(問) あなたのまわりに、HIV 感染者（エイズ患者）やハンセン病回復者の人を避けたり怖がったりする人がいました。その時どうしますか。

- ア 日常的な関わりでは他人に感染しない病気の人を、避けたり怖がったりすることは間違っていると話す
- イ 避けたり怖がったりすることは間違っているとは思いますが何も言わない
- ウ よく知らないので、何も言わない
- エ 避けたり怖がったりする人もいるのかと思う
- オ その通りだと思うので、何も言わない
- カ わからない
- キ その他

ア、イ（知的に理解）回答の合計と人権学習の経験者数



- 「女性」「障害者」「外国人」「高齢者」については、80%以上の人々が知的に理解できている。
- 「同和問題」「HIV 感染者（エイズ患者）やハンセン病回復者」については、知的に理解できている人が 50%前後である。
- 「HIV 感染者（エイズ患者）やハンセン病回復者」について、高校生の学習経験者数は 50%を超えているが、約 40%が正しい判断ができていない。

【分析】・「女性」「障害者」「外国人」「高齢者」については、学習の有無にかかわらず、正しい判断や行動が比較的できている。

- ・「同和問題」については、正しい判断や行動を選択した割合が他の人権課題よりも低い。さらに中高生は、誤った考えに気付かない、または誤った考えを肯定する回答が、合わせて 50%近くとなっている。
- ・「HIV 感染者（エイズ患者）やハンセン病回復者」については、病気の恐ろしさのみが伝わって病気に関する正しい知識や人権の視点が伝えきれていないことが推測される。



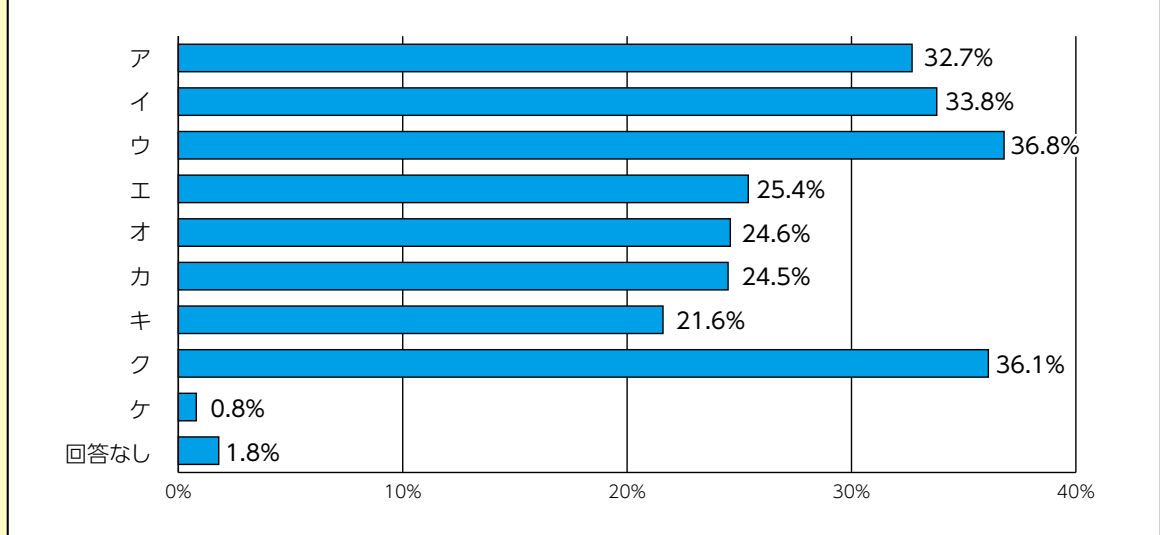
◆ 学校における人権学習の取組に関する質問

(問) 人権学習を進めるうえで、課題となっていることについて選択してください。

- ア 教職員の共通理解を図り、人権教育主任が中心になって人権教育を組織的に推進すること
(人権教育の活動に関する企画・立案、校務分掌間の連絡調整・統括)
- イ 次年度に向けた全体計画、年間指導計画の見直しや改善
- ウ 教科・領域の時間においての人権学習の実施(計画・準備・実施)
- エ 人権学習で使用する視聴覚教材の準備
- オ 校内においての人権課題に関する研修
- カ 授業研究等の実施
- キ 地域や関係機関の人材を活用した教育活動
- ク 家庭や地域への人権啓発
- ケ その他



学校-人権学習を進めるうえで、課題となっていること(複数選択可)

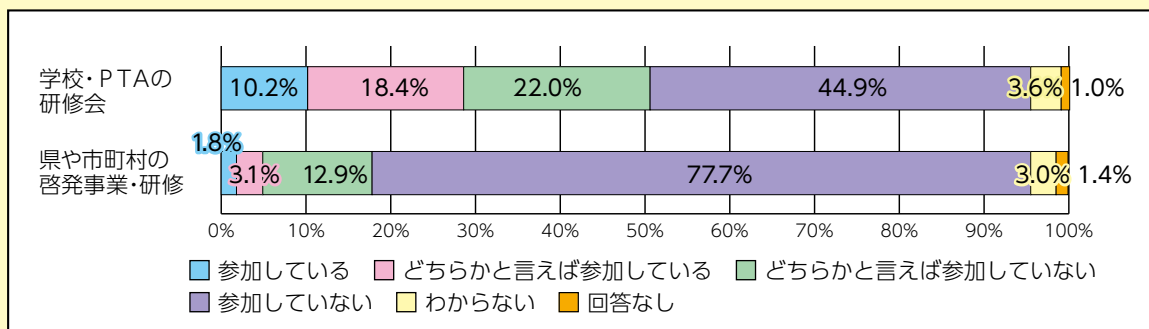


○ 「組織的な推進」「教科・領域での人権学習の実施」「家庭や地域への啓発」が課題の上位にあがっている。

【分析】 学校における人権学習の取組については、前述の「学校の先生と児童生徒との関係」や「人権学習の状況」、「保護者等への発信」についての設問の結果に見られる課題と合致している。教員(学校)としてさらなる充実に向けて意識をしている事柄について、課題意識も高く表れている。

◆ 学校や自治体が行う研修への参加について保護者への質問

(問) 学校やPTAが中心となって行う人権教育に関する研修会に参加していますか。
また、県や市町村が主催する人権啓発事業や研修に参加していますか。



○学校や自治体が行う研修への参加の割合が30%以下となっている。

【分析】保護者の関心、意欲を引き出す効果的な研修の企画運営が実施できていない。

(2) 「平成28年度人権教育に関するアンケート」から分かること

「自尊感情と周りの人との関わり」については、平成23年度のアンケート結果と比較すると、少しではありますが自尊感情が高まっていることが確認できます。しかし、周りの人との関係では、親や友だちから大切にされているとっていない児童生徒が3～4割程度存在しており、家庭環境や友だちとの関係に課題を抱えている子どもの実態が伺えます。また、先生から大切にされているとされている児童生徒が校種が上がるごとに減少することから、教員の児童生徒への関わりについて、さらに改善が必要と思われる。

「いじめや差別を見た時の行動」については、校種が上がるにつれて「何もしない」の回答が増え、その理由も「関わりたくないから」の回答が高校生では半数以上になるなど、憂慮される状況にあります。いじめを未然に防止するためにも、日頃から、安心できる居場所や信頼し合える絆を育む取組の必要性を考えさせられる結果となっています。

「人権学習や人権課題への対応」については、調査の段階ではまだ学習していない人権課題もありますが、各校種における人権学習等の状況、及び、学校（教員）と児童生徒間、または校種間での認識の違いがあります。また、学校の「学習させた」、児童生徒の「学習した」という回答が50%に満たない人権課題も多くあります。

同和問題や、ハンセン病回復者については、学習経験の有無がそのまま正しい判断の可否につながっていると考えられます。また、HIV感染者・エイズ患者の人権については、高校では学習経験者が多いにもかかわらず、正しい判断に結び付いていないという実態があります。

児童生徒が利用する携帯電話やスマートフォン等については、保護者や児童生徒の回答から、児童生徒の年齢が上がるにつれてフィルタリング設定率が下がる状況にあります。

その要因として、フィルタリング設定とトラブル回避が結び付いて認識されていない状況や、フィルタリング設定について親子で話題になっていない、または認識されていない状況があるのではないかと考えられます。

また、携帯電話やスマートフォン等の利用に関する家庭でのルールについては、校種が上がるにつれて、最初の約束を忘れていたり、ルールそのものに対する重要性の認識が薄れたりする傾向や、子どもとのルール決めに対する保護者の意識の低下が考えられます。

(3) 今後の方向

アンケートの結果から、今後の人権教育をさらに推進していくうえで、次のような点を重視し、学校は組織としての取組の充実や改善を図っていく必要があります。

アンケートの項目立てに沿ってまとめました。

【自尊感情の育成】

自尊感情については、これまでの様々な取組の成果に加えて、さらに自尊感情の育成を意識した研修の実施や様々な場面での働きかけを進める。



【人間関係の醸成】

学校のあらゆる場面において、児童生徒同士の間人間関係を育む取組を行うとともに、学校行事や通信、研修等を通じて、児童生徒と保護者との関係を育む働きかけを行う。また、保護者が学校に気軽に相談できる体制づくりを行う。

教員と児童生徒の信頼関係や、学校から児童生徒に与える安心感は、教育活動全体を通じた様々な関わりの中で築かれていくものであり、そのことを認識した組織的な取組を進める必要がある。

教員が児童生徒の心に寄り添い関わることができるスキルを向上させるために、教員の人権感覚を高める取組を進める必要がある。



【いじめや差別を見た時の行動】

学校教育活動全体において、どの児童生徒も安心できる“居場所づくり”を進めるとともに、児童生徒が主体的に取り組む協働的な活動を通して、他者の役に立っているという「自己有用感」を全員が感じられる“絆づくり”に取り組み、児童生徒の間人間関係を育む必要がある。特に、中学校、高等学校において、より積極的な取組が求められる。

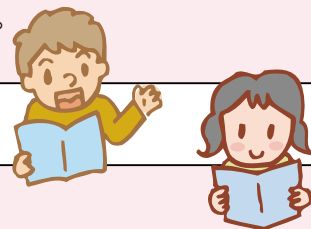
【人権学習や人権課題への取組に関する考え方】

「同和問題」は他の人権課題と比べて、報道、啓発、日常会話で取り上げられる機会が少なく、科学的な認識ができていないと、適切な判断や行動ができない。そのため、学校での人権学習が果たす役割は大きく、より充実を図る必要がある。

また、「HIV感染者（エイズ患者）やハンセン病回復者」については、人権教育の視点から科学的認識を身に付けさせる学習の実践が求められる。

人権課題に対する適切な判断力と行動力を身に付けさせたい一方で、児童生徒を社会に送り出すために、人権学習の機会の確保や内容の充実、発達段階に応じた課題別の学習時期の設定等の工夫が必要と思われる。

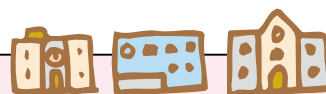
県教育委員会としても、さらに効果的な人権学習の実践を検討し、提案を行っていく必要がある。特に、「同和問題」「HIV感染者等」「ハンセン病回復者」等、学校以外では正しい知識を得る機会の少ない人権課題については、学校で確実に学べる機会を保障するとともに、児童生徒が人権課題をより身近なことで受け止め、深い学びが得られるよう、発達段階や校種に応じた効果的な学習時期を設定するなどの工夫が必要である。



【インターネット利用に関するフィルタリング設定やルール決め】

児童生徒への働きかけとともに保護者への啓発の充実等、対策が求められる。また、保護者の責務を明らかにし、県民全体に広げる必要がある。

フィルタリングも含めインターネットの利用の仕方について、ルールを決めてから、守り続ける仕組みづくりなどの対策が必要である。また、情報モラル教育や啓発の充実を今後もさらに進める必要がある。



【学校の人権教育の取組と保護者等への発信】

学校から地域や保護者への人権啓発、情報発信等の充実や工夫に向けて、県教育委員会からも支援を進めていく。

教育活動のあらゆる場面を通して、教員と児童生徒、教員と保護者との信頼関係を築く取組を行うとともに、保護者に対して丁寧な情報発信を行うことが重要である。

学校や教員が重点を置く取組やそれらを進める意識は、学校の雰囲気や、教員の児童生徒及び保護者への関わりを通してにじみ出るものである。人権が尊重された学校づくりに向け、教員の人権感覚を高め、日々の取組を組織的に進めていく必要がある。

● 第2章 ●

人権教育のすすめ方

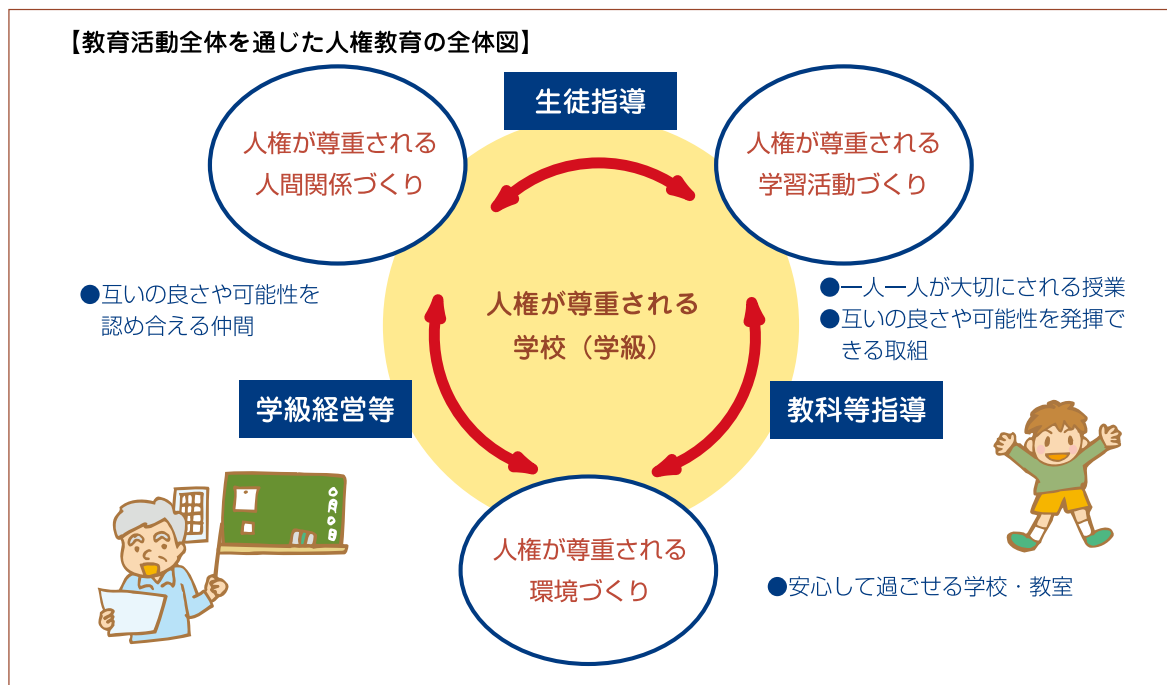


1

人権尊重の学校づくり



(1) 教育活動全体を通じた人権教育の推進



学校における人権教育は、教育活動全体を通して行われるものです。それは、人権教育で育てたい資質や能力が、単に児童生徒に繰り返し言葉で説明したり、知識を理解させたりする学習だけで身に付くものではないからです。

そのため、学校では、生徒指導や教科等の指導、学級経営、その他の学校生活のあらゆる場面を通じた人権教育の推進が必要です。校長のリーダーシップのもと、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解したうえで、「人権が尊重される学習活動づくり」や「人権が尊重される人間関係づくり」と「人権が尊重される環境づくり」が一体となった学校全体としての取組が望まれます。

①人権教育の充実を目指した教育課程の編成

学校の教育課程には、それぞれ各教科等の目標や特質があります。

その中には、教科等の目標そのものが人権教育で育てたい資質・能力に関わるものや取り扱う教材が人権に関わるもの、学習活動を行うことで人権感覚が育まれるもの等、人権教育と関連する学習場面や内容が数多く存在します。

したがって、学校の人権教育を充実させるためには、人権教育で育てたい



資質・能力（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）を明確にし、各教科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動等との関連を図った教育課程を編成することが必要です。

そして、双方の目標やねらいが達成できるように、指導内容や学習活動を互いに結び付け、効果を高めることができるように実践していく中で、人権や人権課題についての学習（人権学習）を行い、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成を図ります。

さらに、児童生徒が人権に関する学習に主体的に関与し、人権意識や態度、実践力を身に付けさせていくことができるよう、次の点に留意することも大切です。

【教育課程の編成にあたっての留意点】

■「地域の教育力」の活用

教科等の特質に応じて、地域の「人・もの・こと」を活用する。

■「体験的な活動」の導入

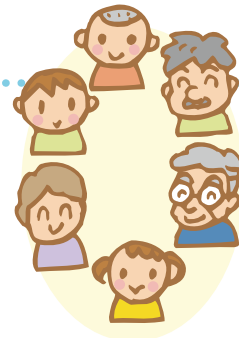
体験活動の活用により、人権についての態度、技能、知識を育てる。

■学習形態、指導方法の工夫

目的に応じて、一斉・グループ・個別等の学習形態や指導方法を工夫する。

■キャリア教育との関連

生き方の自覚を深める学習や進路指導の機会等を利用し、長期的な視野に立って推進する。



人権に関する知的理解の深化を図るためには、このように教育課程を計画的体系的に整備することが必要です。他方、人権感覚の育成にはそうしたカリキュラムの整備とともに、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要となります。

生徒指導や教科等指導、学力向上への取組、それらの基盤となる仲間づくりだけでなく、それ以外の学校生活のあらゆる場面を、人権尊重の精神に立ったものとし、人権が尊重された学校や学級となっていくように努める必要があります。

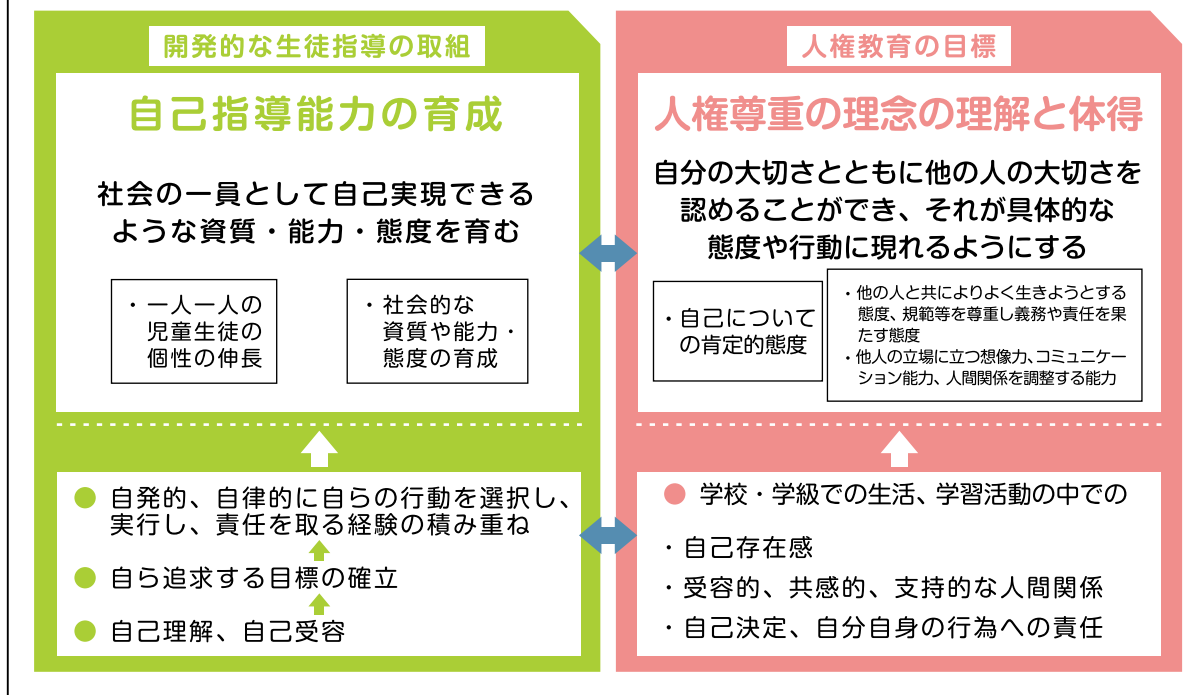


【隠れたカリキュラム】

児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていき全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。

[第三次とりまとめ]

※開発的な生徒指導の取組と人権教育



※ [第三次とりまとめ] には、「積極的な生徒指導」と記述されている。
[第三次とりまとめ] を参考に作成

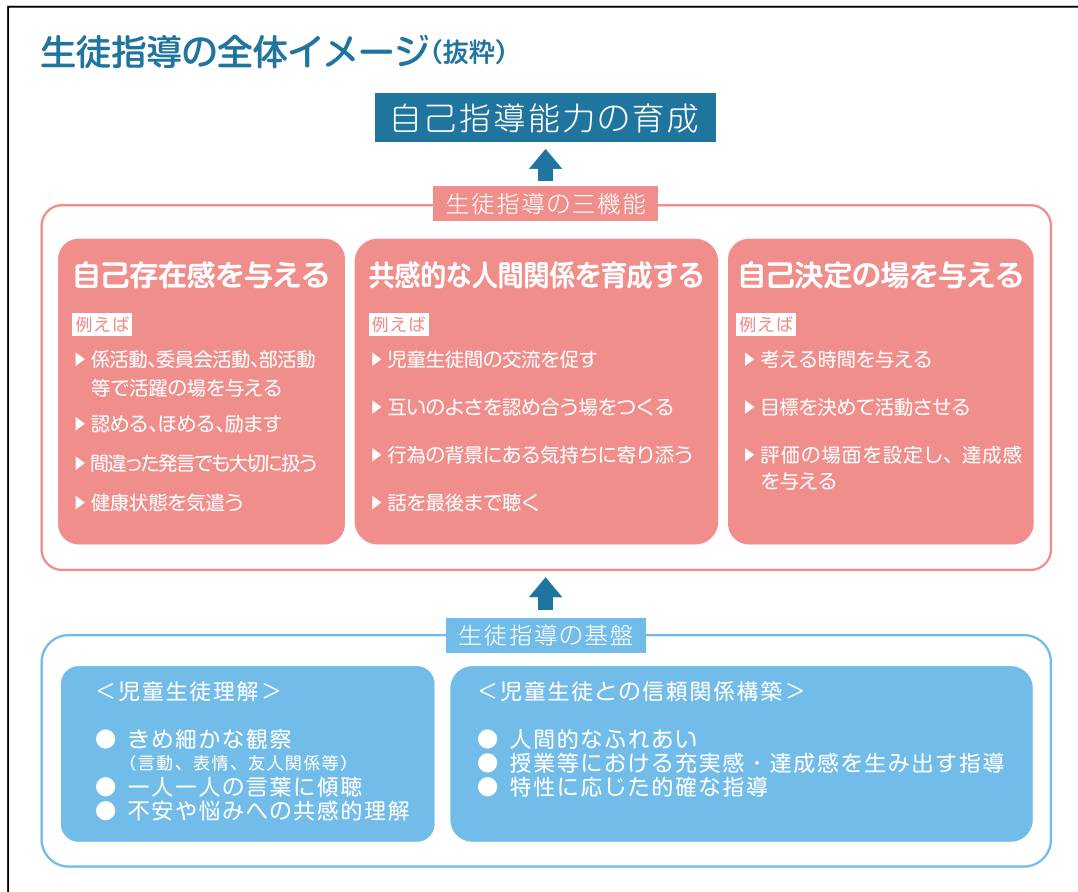
「生徒指導提要」（平成 22 年 文部科学省）において、生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めていく教育活動を通じて、自己指導能力を育成することであると示されています。さらに、児童生徒にとって学校生活の中心は授業であり、毎日の教科指導において自己指導能力の育成につながる生徒指導の機能を発揮させることは、生徒指導上の課題を解決するにとどまらず、学力向上にもつながるとされています。

「自己指導能力」とは、時と場、状況に応じて他者との関わりの中で自ら適切に判断し行動する能力で、その行動は自分のためにも、他人のためにもなる行動であるといえます。このことは、「自己的人権を守り、他者の人権を守るための実践行動」をめざす人権教育の取組と重なると考えられます。

この「自己指導能力」の育成には、いわゆる「生徒指導の三機能」（①自己存在感を与える、②共感的人間関係を育成する、③自己決定の場を与える）を日々の教育活動に作用させることが大切です。それは、子どもにとって「学びやすい」、「分かりやすい」授業を行うことが、生徒指導においても必要不可欠な要素だからです。

そして、「生徒指導の三機能を生かした授業づくり」は、「人権が尊重される授業づくり」の視点そのものであり、県教育委員会が「授業づくりのスタンダード」で求めている「主体的・対話的で深い学び」と非常に関連があります。





自己指導能力

自己指導能力とは、「日常生活のそれぞれの場において、他者との関わりの中で、課題を見出し、どのような選択が適切であるかを自分で判断し、意思決定を行い、決定したことを責任をもってやり遂げ、自己実現を図る力」です。

子どもたちの自己指導能力を育むのは、学習指導を含む学校生活のあらゆる場や機会です。子どもが自ら目標を立て、その目標を達成するために、自らの行動を決断し実行する。そして、そのことについて責任をとるという経験を積み重ねていくことが重要です。

開発的な生徒指導

生徒指導では、学級・ホームルーム活動における集団指導、様々な場面における個別指導等の中で、自己指導能力の育成を目指し、子どものもつ力やよさを引き出し伸ばす開発的な指導を行い、子ども同士の中に望ましい人間関係をつくるとともに、人権感覚を涵養していくことが重要です。このことは、暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸課題の未然防止にもつながります。

自己存在感や自尊感情を高めること、受容的・共感的・支持的な人間関係を育成すること、自己決定力や責任感を育成すること等を内容とする人権教育の取組と、開発的な生徒指導の取組と歩調を合わせて進めることで、より大きな効果を上げることができます。

【生徒指導ハンドブック 参照】

③人権尊重の視点に立った学級経営

教育の場である学校・学級は、人権が尊重され、誰もが安心して過ごせる場でなければなりません。特に、子どもが多く時間を過ごす学級を人権尊重の視点に立ったものにするためにその環境づくりは、次のような点に留意する必要があります。



教師の姿勢・態度

指導する教職員の姿そのものが、学級の雰囲気をつくる重要な部分を担っています。

日々の授業、朝の会や帰りの会、清掃活動等も含め、学校生活全体において、教職員は、子どもの意見をきちんと受け止め、明るく丁寧な言葉で声かけを行い、常に一人一人を認める姿勢で指導にあたることは当然のことです。また、休み時間の会話や日記等から、子どもの悩みや願いを把握することも大切です。一方で間違ったことには毅然とした態度で指導する姿勢を示すことも不可欠ですし、人を傷つける言動には即時に適切な対応をしなければなりません。

こういった人権尊重の態度が、児童生徒の教職員に対する信頼を深め、安心感を生むことにつながります。

学級のルールづくり

一人一人が学級の中で安心して過ごすためにルールづくりは不可欠です。学級でのルールは、学校・学級生活における「望ましい集団活動」を通して、「より良い人間関係」を形成していくうえでなくてはならない決まりです。その中には、学習規律や基本的なあいさつ（「おはよう」、「ありがとう」、「ごめんなさい」）、話す・聞く態度等「仲間と関わるうえでの最低限のマナー」も含まれています。

ルールはつくって終わりではありません。守られないルールが存在することは、子どもに「ルールは守らなくてもよいもの」というメッセージを送ることにもなりかねません。場合によってはルールをつくり直すことも必要です。そのため、定期的な確認や、学級活動等での話し合いが必要です。

学級の人間関係づくり

人間は人と人との関係の中で育ち、社会性を獲得していきます。学校生活のほとんどを過ごす学級での人間関係は、他者との信頼や協力、所属意識等に大きな影響を与えるものです。学級が心休まる温かさを感じられる場になっている、自分の居場所があり所属意識をもてるものになっている、みんなから認められ自尊感情を育むものになっているなど、学級の人間関係の中に温もりのある関係性が存在していることが大切です。

教室の整備と掲示

教室の環境が整っていると、日々の学習や生活が落ち着き、居心地のよさを感じるにつながります。花を生ける、子どもの作品を大切に扱う、友達のよさや大切さが伝わる掲示物がある等温かい雰囲気づくりが望まれます。また、人権に関するポスターや標語の掲示をしたり、人権に関する本を学級文庫に置いたりすることも、子どもの人権意識の啓発につながります。

【学級経営ハンドブック 小学校（高知県教育委員会）参照】

人権が尊重される学級づくりのポイント

(ア) 自尊感情を育む

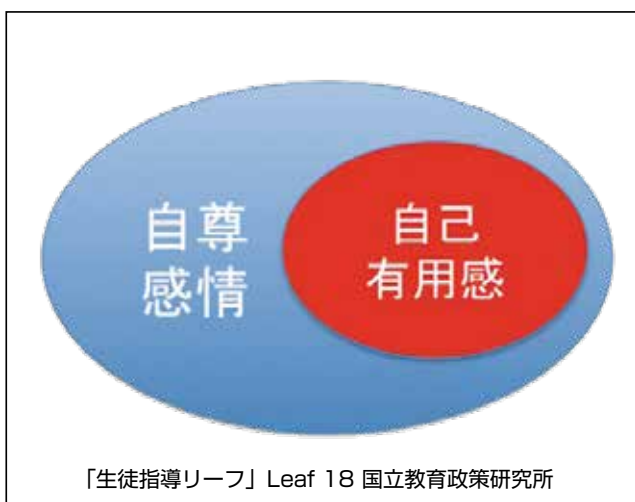
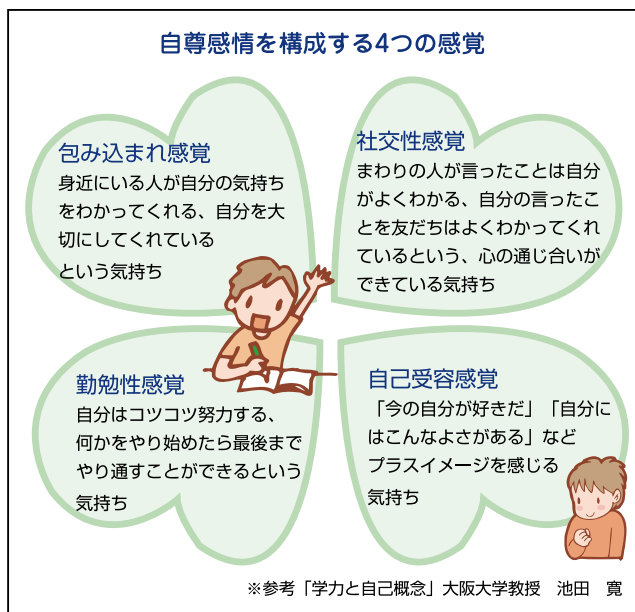
自尊感情とは、自分をかけがえのない存在として認め、欠点も含めて自分自身を好きだと思う気持ちです。それは、課題解決に向けての行動化に関わる「態度」だけではなく、自分の生活を組み立てたり将来に対して方向付けたりする意欲にも大きな力をもつと考えられています。

特に、自分の身近にいる人が、自分を温かく包み込んでくれている、自分を愛してくれていると子ども自身が感じること（包み込まれ感覚）を大切にしなければなりません。そうすることで、他の人が自分のことを分かってくれているという気持ち（社交性感覚）や、今の自分が好き、自分の性格が好きという気持ち（自己受容感覚）、自分は人の役に立てる、やればできるという気持ち（勤勉性感覚）が芽生えてくるようになります。

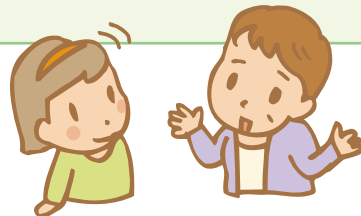
また、自尊感情の獲得のためには、自分と他者（集団や社会）との関係の中で得られる自己有用感が重要であると言われています。人の役に立っている、人から感謝された、人から認められた、という他者からの評価やまなざしを強く感じたいという自己に対する肯定的な評価の積み重ねが、自己有用感の獲得につながります。

このような感覚を高めていくためには、子どもたち自身の体験や活動のみならず、子どもたちを取り巻く周りの人たち（教職員、保護者、友だち、地域の人等）の関わりや働きかけが及ぼす影響が大きいことは言うまでもありません。特に、学校においては、教職員の子どもたちへの関わり方や、子ども同士の間関係づくり（仲間づくり）の在り方の点検が求められるところです。

子どもたちの自尊感情を育むための教職員の関わり方や学級経営において、大切なことは次の点です。



- 教員自身が反省や失敗からの気づきを子どもに語り、自己開示する。
- 子どもが話しかけてきた時は、子どもと向き合って話を聴き、その話を自分の体験と重ねて返す。
- 子どもに対する固定的な見方をせず、ありのままを受け入れ、どの子どもも伸びる存在であるという肯定的な見方をする。
- 学級の中で子ども同士の力関係やグループが固定化しないよう、教員の意図的な働きかけで子どもをつなげていく。
- 子どもたちの自己肯定感を高める活動を継続的に取り入れる。
- 子どもたちの良いところを見つけ、それを言葉や態度で表す。
- 子どもたちなりのこだわりや工夫を理解し、成長を認め、それを言葉や態度で表す。 等



(イ) 共感的に理解する力を育む

人権教育では、子どもたちが自分の大切さだけでなく他の人の大切さも認めることができるようになり、そのことが日常の態度や行動に表れることを目指しています。そのためには、子どもたちに豊かな人権感覚を身に付けることが重要であり、「人の痛みが分かる感覚」や「他の人の気持ちを共感的に理解する力」を育むことが大切になります。

例えば、人の心の動きは表情や姿勢、行動に表れる場合がよくありますが、それを敏感に感じ取ることは、互いに理解し合ううえで大切なことです。つまり、相手と向き合った時、相手の表情や姿勢、行動から、相手は何を考えているのか、何を感じているのか、想像力を働かせて考えたり、それを感じ取る感性を働かせる体験を重ねたりすることによって共感する力が育まれます。

また、日常生活の中で仲間と協力することの意義や喜び、大切さについてロールプレイ等の擬似体験を通じて学ぶことも人権感覚を育むうえで大切です。

(ウ) 人間関係調整力を育む

人間関係調整力は、「人とかかわる」ことや「人とつながる」こと、対立の場面で「人と分かち合う」ことです。お互いがコミュニケーションを取るためには、相手に自分の思いや考えをはっきりと伝えることや、逆に相手の思いや考えを共感的に聴くこと等、お互いの思いや気持ち、考えを伝え合う力が必要であり、言葉のかけ方等を調整する必要があります。つまり、自分を大切にし、相手のことも大切にしながら、自身が主張する時には、「人と分かち合うこと」が必ず必要となってきます。お互いの人権を大切に、「人と分かち合う」ことによって、お互いの信頼関係を構築し、深めることができます。

このような人間関係調整力を育むためには、あらゆる場で人との関係を保つための言葉のかけ方やタイミングを学び、それをさらに伸ばしていくようにすることが大切です。

【共感的に理解する力、人間関係調整力を育む取組（例）】

■傾聴を意識した学習

話し手の声を単に音としてとらえるのではなく、自分の心（気持ち）も集中して、相手の言うことを理解しようとして聴くことの学習

■非攻撃的自己主張（アサーション）の手法を用いた学習

自分の正直な気持ちを相手にうまく伝えるために、相手の人格を尊重しながら主体的に自分を主張する方法

■ロールプレイや参加体験型を取り入れ、コミュニケーション力をつける学習

■日常生活における様々な体験

■言語活動の充実

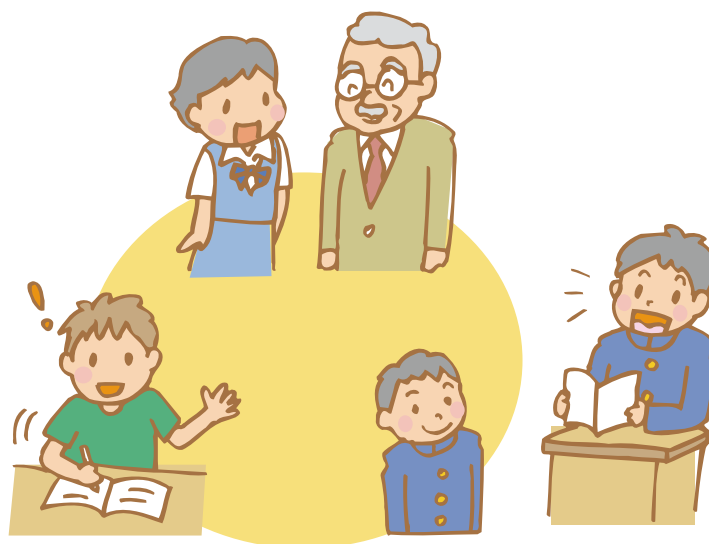
■対話的な学びの充実

④人権尊重の理念に立った学校づくりと学力向上

学校教育においては、全ての子どもに基礎的な知識・技能及びそれらを活用して問題を解決する力等を確実に身に付け、自ら学び考える力等の「確かな学力」を育むことが求められています。そのためには、子どもの学習意欲を高め、指導の充実を図っていくことが必要であり、学校・学級の中で一人一人の存在や思いが大切にされるという環境が成立していなければなりません。校内に人権尊重の理念に基づく教育活動を行き渡らせることは、学習指導の効果的な実施を図るためにも重要な観点と言えます。

人権教育の取組と学力向上の取組は、互いに関連して両輪として推進しなければなりません。「確かな学力」を育むためにも、学校全体として「一人一人を大切に、個に応じた目的意識のある学習指導に取り組む」等の教育目標の共通理解を図るとともに、学ぶことの楽しさを体験させ、互いに認め合う人間関係等を培い、学習意欲の向上に努めることが求められています。

大阪大学の志水宏吉教授は、このことについて、次の図にあるような「力のある学校」を提唱されています。

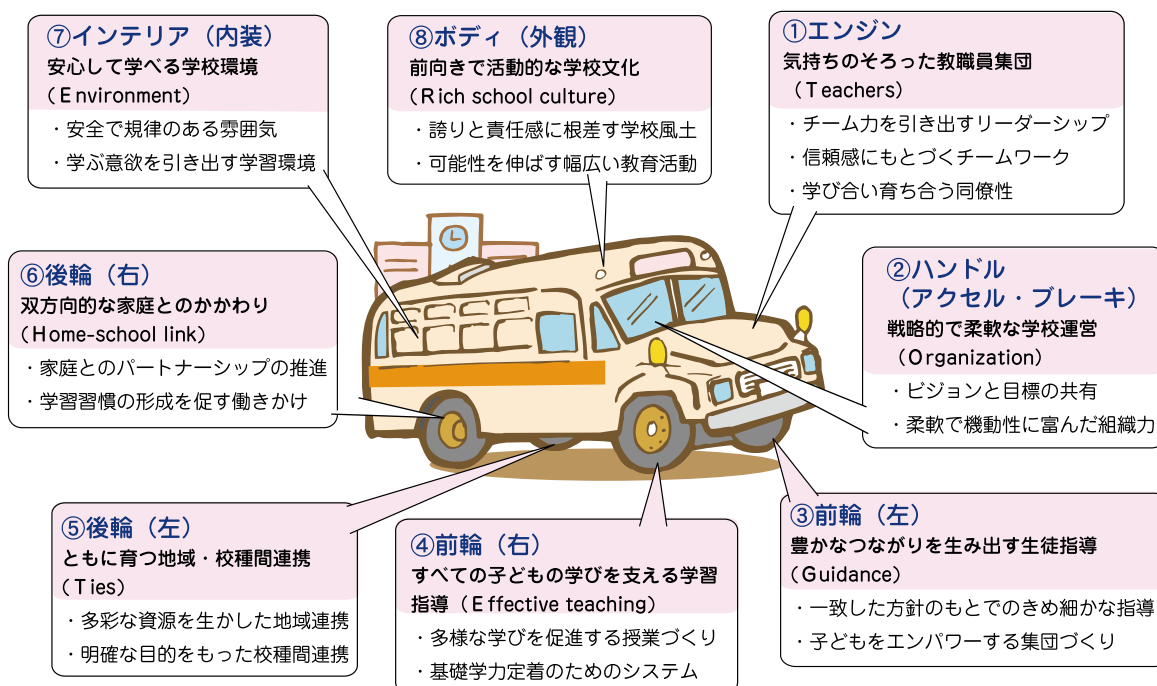


【力のある学校】

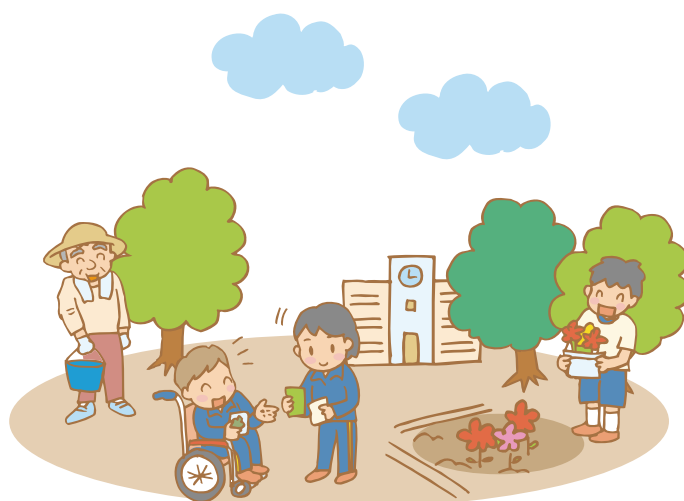
学校は授業だけで成り立つものではなく、生徒指導や学級活動の領域もあれば、行事や部活動なども行われています。給食指導や清掃指導、校種間連携や地域との連携などの活動にも取り組まなくてはなりません。そのため、学校に求められるのは個別的・専門的な優秀性ではなく、高い総合力です。高い総合力を発揮し、子どもたちが自らの良さや力に気付くことで自信や自尊感情を育み、前向きな姿勢にすることができる学校を「力のある学校」と定義しています。「力のある学校」が備えるべき要素は8つにまとめられ、下の図のようなスクールバスのイメージで示されています。

この8つの要素に示された内容は、従来から学校経営の基本とされてきた事項ですが、これらの要素がうまくかみ合うことによって、積極的かつ効果的な教育活動の展開が期待されます。

「力のある学校」の8つの要素：スクールバス（Together号）



(「力のある学校の探究」／「力のある学校」研究会編 参照)



(2) 組織的・計画的な人権教育の推進

人権尊重の学校づくりを行うためには、校長のリーダーシップのもと人権教育主任・人権教育担当者が中心となって、教職員全員で次のことを組織的・継続的に行うことが不可欠です。

- 子ども、家庭、地域の実態を把握する。
- 人権教育の目標を設定する。
- 人権教育に取り組む体制を整える（校内推進体制の確立）。
- 全体計画・年間指導計画を作成する。
- 教材の選定・開発を行う。
- PDCAサイクルに基づき、取組内容の定期的な点検・評価を行い、主体的に見直しを行う。
- 取組に対する情報は保護者や地域の人々に積極的に提供する。



①学校としての人権教育の目標設定

人権教育の目標を設定するにあたっては、次のことに留意することが重要です。

- 様々な人権課題解決のための教育の重要性を自覚する。
- 「人権が尊重される社会（学校・家庭・地域）の実現」という未来志向的な目標を設定する。

このような目標設定の取組を通じ、

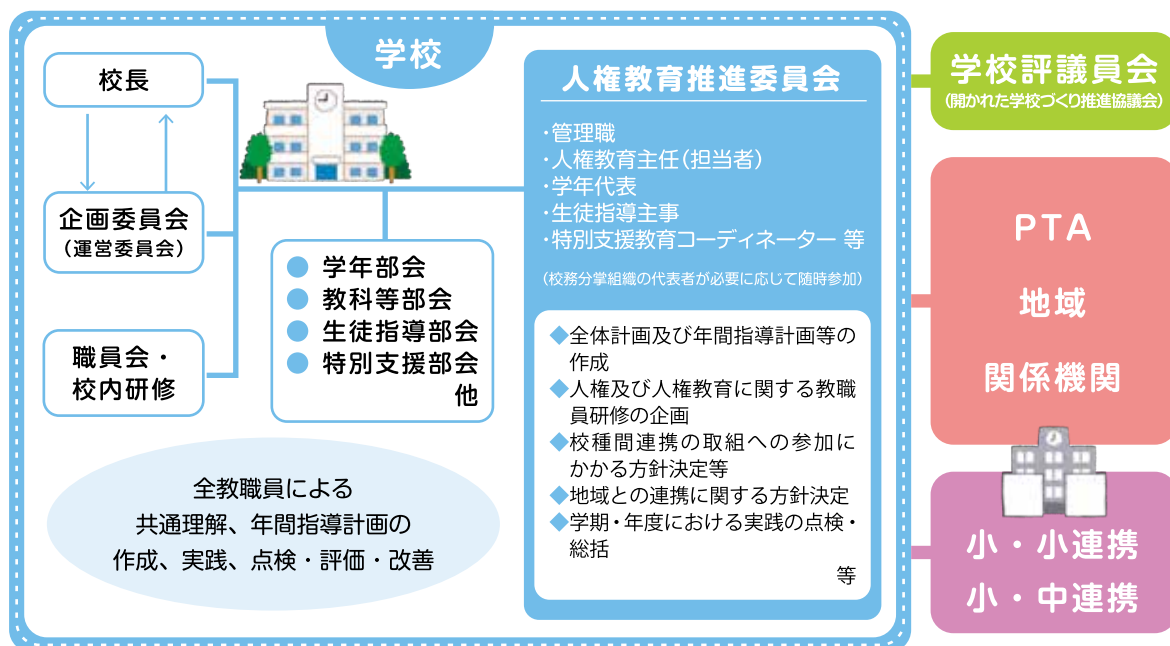
- 人権教育とは、人権に関する知的理解だけではなく、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるような人権感覚の育成を目指すものである。
- 人権感覚育成のためには、「自尊感情」を育むとともに、「共感的に理解する力」、「人間関係調整力」を育むことが求められる。

などについて教職員の共通理解を図っていく必要があります。

これらのことを踏まえながら、学校がこれまで大切にしてきた活動、子どもの実態、地域の実情等も考慮して、自校の具体的な目標を設定することが大切です。

②人権教育の推進体制

[校内推進組織の例]



各学校の人権教育の目標を実現していくためには、組織的に推進する体制を確立することが重要になります。

その体制の中核となる推進組織は、主に次のような役割を担います。

- 人権教育の年間指導計画を立案する。
- 研修の企画・実施等を行う。
- 毎年(毎学期)の点検・評価を確実にする。



校内には様々な校務分掌や学校いじめ防止対策組織、校内支援会等の組織があります。全ての教育活動を通じて人権教育を推進するためには、それらの組織と連携を密にし、「各校務分掌の役割と人権教育の目標との関連」を明確にすることが求められます。

したがって推進組織は、人権教育主任(担当者)をはじめとして、学年主任、生徒指導部、進路指導部、関連する各教科等の研究部等、校務分掌や組織の代表者が必要に応じて随時参加するような機動的・機能的な構成とし、全教職員が連携・協力して取り組む体制をつくっていくことが大切です。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の活用や関係機関との連携も大切です。

人権教育主任(担当者)は、このような校内推進体制の要として、指導的役割を果たすことが期待されます。具体的には、次のような役割が考えられます。

- 人権教育の活動に関する企画・立案
- 校務分掌間の連絡調整・統括
- 学校運営全体との調整
- 対外的なコーディネート
- 人権侵害が生じた場合の対応
- 保護者・児童生徒への相談活動

③指導計画に基づいた人権教育

人権教育の全体計画・年間指導計画の作成

(ア) 実態把握

各学校で取組を進めるにあたっては、まず子どものことや子どもを取り巻く家庭、地域社会の実態を適切に把握し、現状と教育課題を明確にすることが大切です。学校や家庭、地域の置かれている状況により、現状や課題は異なるため、それを的確に把握することが実効性ある取組につながります。様々な視点から多角的にとらえ、子どもの内面やその背景にある困難な状況の理解に努めることが大切です。

実態把握の方法としては、アンケート調査等により対象を集団（学級、学校、家庭、地域）としてとらえる場合や、面接や家庭訪問、その他いろいろな機会における関わりを通して個々にとらえる場合があり、定量的、定性的に実態を把握することが必要です。その際、これまで各学校で実施してきた方法や分析を再点検するとともに、新たな情報収集に努めることが大切です。

(イ) 全体計画の作成

全体計画は、学校における人権教育の基本的な方針であり、教育活動全体を通して行われる方策を総合的に示した教育計画です。作成にあたっては、学校の全ての教育活動の中に人権の視点を位置付け、人権教育目標、学年別到達目標がそれぞれの教育活動とどのように関連し、どのような役割、機能を果たすかを明確にする必要があります。

(ウ) 年間指導計画の作成

年間指導計画は、全体計画をさらに具体化し、子どもの発達段階に応じて、子どもが「何を」「いつ」「どこで」「どのように」学習するかを盛り込みます。

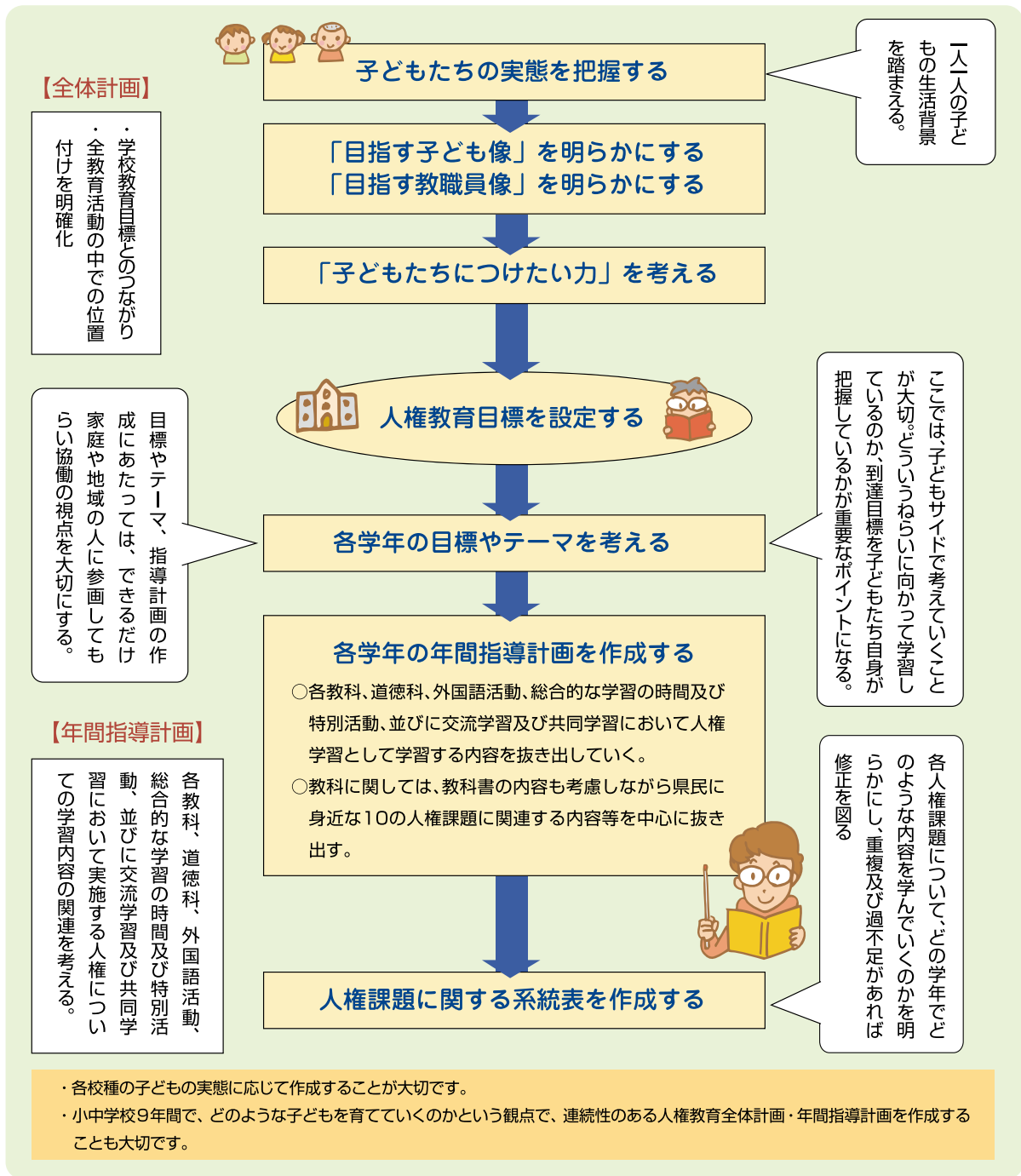
【全体計画・年間指導計画作成にあたっての留意点】

- 「差別の現実から深く学ぶ」視点を大切にする。
- 子どもたちの実態、付けたい力を明確にする。
- 可能な限り家庭、地域の人に参画してもらう等、協働の視点を大切にする。
- 学校や地域の実態を考慮し、目標達成のために効果的な計画を立てる。
- 各教科の果たすべき役割や関連を重視するとともに、県民に身近な10の人権課題をはじめとする様々な人権に関わる学習が行われるよう計画を立てる。
- 子ども一人一人の特性に応じた学習が展開できるようにする（教材の工夫、指導体制の整備、多様な学習活動の展開）。
- 自尊感情を育むことを重視する（肯定的な評価、結果より過程に重点をおいた評価の重視）。
- 計画内容について、学年間や学校間で関連性や系統性を重視する。
- 各学年の年間指導計画について、必ず教職員で共通理解する。



(工) 全体計画、年間指導計画作成の手順

子どもの人権感覚を育むために、子どもの現実の姿から遊離した計画とならないよう、家庭地域の実態も踏まえた子どもの姿をしっかりと見据えておく必要があります。「子どもの実態の把握に始まり、子どもの変容の姿で終わる」、そのような学習が可能となる学習計画を作成していくためには、次のような手順が考えられます。



④人権教育の点検・評価

学校における人権教育のさらなる充実を図るためには、年度（あるいは学期）ごとに、自校の実践に関して点検・評価を行う必要があります。人権教育の年間指導計画に沿って、組織としてどのような取組が行われたかを評価し、次年度における年間指導計画の見直しや指導の改善につなげます。点検・評価にあたっては、教職員のみでなく子どもたちによる評価も取り入れましょう。さらに、学校評価等とリンクさせて、家庭や地域からの外部評価を取り入れることは、より多角的な評価につながります。そのためにも、学校の取組について家庭や地域への日常的な情報提供が求められます。



【点検・評価（例）】

教職員による点検・評価

- 本校の人権教育における課題を共有していますか。
- 今年度の新たな取組（特徴的な取組）を理解していますか。
- 人権感覚の育成に向けた指導の効果を共有（確認）していますか。
- 学校・学年として、継続的に指導している事柄は何か理解していますか。
- 管理職－人権教育主任（担当者）－各分掌担当・各学年の連携ができていますか。
- 家庭・地域に対する説明・情報提供について、いつ、どのような内容を、どのような手段で行ったかについて明確化できていますか。

子どもによる評価（授業評価アンケート）

- あなたは授業中、分からないことを分からないと言えますか。
- 間違いや失敗をしてもバカにされたりしませんか。
- 授業は楽しいですか。
- 授業中、友だちと教え合ったり助け合ったりする場はありますか。



保護者等による評価

- お子さんは、自分たちの学級を楽しんでいると感じていますか。
- 先生は、分かる授業づくりのために創意工夫していると感じていますか。
- いじめや差別等があったとき、学校は最後まで解決に向けて努力してくれると感じていますか。

<人権教育実践でもPDCAサイクルによる取組・評価を>

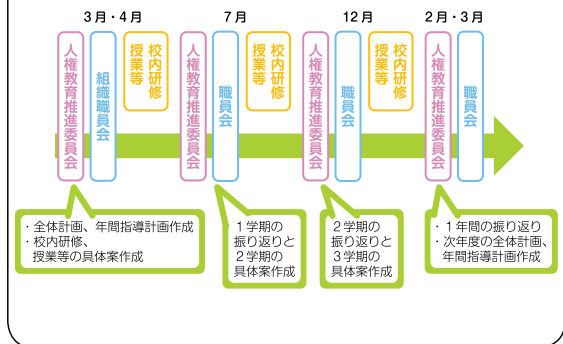
人権教育を推進していくうえでも、計画（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）のサイクルの確立が重要です。各学校では、子どもの実態や地域の実情、目指す子ども像を踏まえて設定された人権教育目標を達成するために、指導計画が立てられ、具体的な実践が行われます。その実践の結果、子どもがどう変わったのか、成果や課題は何か、教材や手法は適切だったのか等、実践への具体的な評価を加えていくことで、年間指導計画の見直しや改善につなげていくことができます。

なお、実践のPDCAサイクルを学校の実情により適したものとするためには、学期ごとに実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）を行い、その積み上げの結果を年度末の評価（CHECK）につなげる方法も効果的です。

【PDCAサイクル】

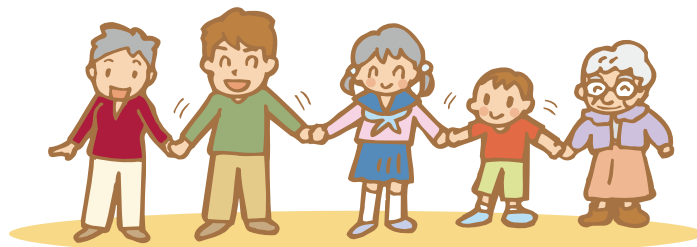


PDCAサイクルの具体例



人権教育推進アクションシート(例)

項目	P (今年度の計画)	D (行った取組)	C (成果と課題)	A (取組の改善策)
環境づくり	学校の取組 ①人権感覚を高めるために提示コーナーをつくる。 ②人権への配慮に欠けた言動に気づいたら、教職員同士で声を掛け合い改善を図る。	①学年ごとに人権学習の内容や人権課題の情報、子どもの作品等を提示した。 ②人権に配慮した言動を職員会議で確認し、日々、教職員同士で声を掛け合った。	①子どもの作品を通して提示コーナーや人権課題への関心が高まった。 ②教職員の配慮に欠けた言動についての声掛けは、年齢や立場の違いから徹底に難しさがあった。	①次年度も継続して取り組む。 ②人権の配慮に欠けた言動だけでなく、よく配慮できた言動についても教職員同士で声を掛け合い確認しあうことで改善を図る。
	人権教育主任の動き ①人権学習の教材資料や、児童生徒の感想や作品、個別の人権課題の情報等を提示する計画を作成し、コーナーを管理する。 ②教職員の人間関係づくりを校内研修の中で行う。	①計画に沿って実施できているか進捗管理を行った。 ②毎回校内研修の始めの10分間に人間関係づくりの演習を行い、人権教育主任がファシリテーター役を行った。	①学年ごとの定期的な掲示物の更新が定着してきた。 ②日々の関係づくりのためだけでなく、校内研修の活動充実のためにも効果的であった。	①より見やすく効果的な提示コーナーの活用法について提案する。 ②教職員からの要望も取り入れながら、次年度も継続して取り組む。
人権学習	学校の取組 ・教科・地域の特性を活かし、児童生徒が主体的に学習できるような内容や方法で人権学習を実施する。	・年間指導計画について、全教職員で共通理解を図った。 ・各学年で人権課題ごとに資料や指導案の収集を行った。	学校全体が左のD(取組)を行った結果の成果と課題を記入	左のC(成果と課題)を教職員で共有し、次年度の方向性を検討し記入
	人権教育主任の動き ・人権課題ごとに資料や指導案の収集を呼び掛ける。 ・校内研修を実施する。 ・研修を紹介する。 ・アンケート「人権が尊重された学校経営チェックリスト」(教職員対象)やQUアンケートの項目を使い、取組を検証する。	・収集した資料を教職員がいつでも使えるよう、整理・保存した。 ・人権教育目標を達成するための取組を校内研修で提案した。 ・人権教育セミナーやスキルアップの研修を教員に紹介した。 ・年度初めと2学期に教職員と児童生徒にアンケートを実施し、取組を検証した。	人権教育主任が左のD(取組)を行った結果の成果と課題を記入	左のC(成果と課題)を管理職と共有し、取組の改善に向けた人権教育主任としての動きを記入



⑤教職員研修

各学校において人権教育を進めるにあたっては、まず教職員一人一人が自らの人権に関する知的理解を深め、人権感覚を磨き、その資質や力量を高めていくことが不可欠です。同和教育の実践においても教職員の取組の原点とされたのは「差別の現実から深く学ぶ」という姿勢です。教職員自らが、人権課題に関わる当事者（子ども・保護者・地域・研修講師等）との出会いを求め、不安、憤り、思いや願いを聴き、学び感じたことを職場で共有しながら、人権教育の在り方を確認していきましょう。

教職員が、子どもの課題や様々な人権課題を自身との関連でとらえ、学び、考えるという姿勢で、研修を計画的、継続的に実施することが非常に大切です。

(ア) 研修プログラムの作成

人権教育の年間指導計画に基づき、その年度に取り組む人権教育の目標、内容、方法等について、必要な研修プログラムを作成します。研修プログラムの作成にあたっては、子どもの実態や取組の進捗状況を的確に把握することが大切です。

なお、前年度の評価結果を踏まえた評価項目表を作成すること等により、各学期末等には、実施状況について、適宜、点検・評価を行うとともに、さらなる改善・充実のための方策を明らかにし、次年度の計画につなげていくことが大切です。

(イ) 研修内容

人権学習を進めるにあたっては、学習教材の理解、授業研究等による効果的な学習方法の開発、事前・事後学習の実施、保護者等への説明と協力関係の構築、効果の検証等、多面的な取組が求められます。このような取組を的確に実施し、人権学習の効果を高めていくためにも、校内の研究部会・学年会・職員会議等において、必要な研究・研修の機会を設ける必要があります。

【研修内容（例）】



★子どもの現状と課題の定期的な共通理解

- 各学年・学級の現状や課題、実践の交流
- 特別な支援を必要とする子どもの理解のための情報交流
- 集団の実態把握と分析（子ども理解、Q-Uアンケート等）の共有
- 具体的実践例をもとに仲間づくりの方針立て
- 取組の構築に向けた協議
- 学習場面等を活用した実践
- いじめや児童虐待の基本的な認識と教職員の意識・取組姿勢の高揚

★年間指導計画等の検討

- 学校全体における年間指導計画の調整と共通理解
- 年間指導計画に関わる実践の評価と計画の見直し
- 各学年・学級の取組に関する具体的な計画の交流と意見交換

★教職員の認識・共通理解

- 人権課題についての理解
- 人権課題と自分との関わりの確認
- 人権教育の視点に立った子どもへの関わり方の共通理解
- 人権課題解決に取り組んできた人々との交流



★人権教育の内容・授業研究

- 子どもの実態に応じた教材の共同開発
- 地域教材の開発
- 個別の人権課題についての授業研究
- 人権の視点を大切にした授業研究
- 人権教育参観日の学習内容の検討
- 各教科等での人権教育の視点の整理

★家庭・地域に向けた啓発活動の工夫

- 身近な人権課題や教育上の諸課題についての情報提供
- 人権をテーマにした授業公開・アンケート
- 人権をテーマにした講演会・研修会

★総括（※次年度の取組につなぐ）

- 子どもの理解・集団づくりの成果と課題の整理と次年度に向けた協議

(ウ) 研修方法

目的に応じて様々な形態や手法の研修が考えられます。大切なことは、多様な研修を通して、各校の人権教育がさらに充実することです。

なお、座学による研修方法だけでなく、参加体験型の手法（ワークショップ、フィールドワーク等）を取り入れることや、研修の場そのものが人権が尊重された環境・空間であることも、人権教育に関わる研修にとって重要な要素です。

次のような形態や手法を組み合わせると、効果的な研修プログラムを作成していく必要があります。

【研修形態（例）】

■全体研修

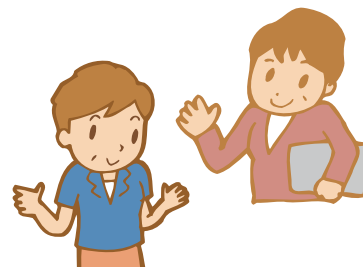
全教職員の参加によって行う研修
学校全体の共通理解を図る際に有効

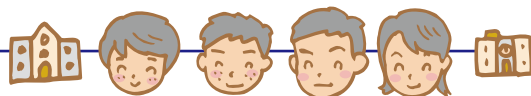
■グループ別課題研修

学年、分掌、教科等の少人数のグループを編成
組織内の横や縦の連携を図る際に有効
全体研修との関連を踏まえて計画的に実施

■個別課題研修

教職員一人一人が学級や教科等で課題を設定して行う研修
個々の実態に応じた取組を検討する際に有効
全体研修及びグループ別課題研修との関連を踏まえて計画的に実施





【研修手法（例）】

●ブレインストーミング

あるテーマについて、できるだけ多くのアイデアを引き出す手法。その際、アイデアの質よりも量を重視する。次の段階として、出されたアイデアを具体的に吟味、検討し問題解決へ導く。

●KJ法

一人一人が、自分で考えた意見を小さな紙片に書いて壁や模造紙等に貼る。さらに貼り付けた紙を、自由に貼り替え、意見を分類したりまとめたりする。

●バズグループ

二人一組になってテーマについて1、2分間討議する。その後、グループで出た意見を全体会で分かち合い共有する。

●ロールプレイング

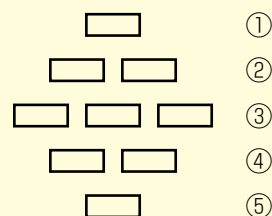
学習の内容に応じた場面を設定し、その中で参加者が役割（ロール）を演技（プレイ）することにより、学習目的に迫る手法。現実の問題を模擬的に演じることにより、実際に経験したことの無い場合でも当事者の立場に立って考えたり感じたりすることができ、共感的な理解を図ることができる。

●ランキング（はしご形、ダイヤモンド形）

テーマにそって事柄や考えを書いたカードを複数枚準備する。テーマについて最も重要なことは何かをカードをもとに議論し、カードを重要な順に並べる。

中に白紙のカードを用意しておいて、学習者たちが自分たちで考えて書くという方法もある。

図：ダイヤモンド・ランキング
～カードの並び～



【教職員研修チェックリスト（例）】

- 職員会議をはじめ各種会議が、情報交換と課題検討の場として有効に機能している。
- 校内研修が、教育実践に役立つような内容となっている。
- 学校内で他の教員の授業を参観する機会がよくある。
- 教員の間で授業方法等について検討する機会を積極的にもっている。
- 研修・研究に参加した成果を、他の教職員に伝える機会が設けられている。

【校内研修（例）】



- テーマ 人権教育の組織的な推進 <年間指導計画等の検討>
- 目的
 - ・人権教育の目標、目指す子ども像等を全体で確認し、各学年団の具体的な取組を協議、決定する。
 - ・学年団に所属する子どもの実態、取組の方向性、具体的な取組について共通認識を図る。

○研修概要 60～90分間

- (1) 人権教育主任を中心に、全体で、子どもの実態（家庭、地域の状況を含む）、人権教育の目標、目指す子ども像、人権教育で育てたい資質・能力（三側面）を確認する。
- (2) 学年団に分かれて、目指す子ども像に迫るために具体的に取組むことを協議する。

【実施する時のポイント】

- ・KJ法等を取り入れ、多くの意見を視覚的に確認しながら協議を行う。
- ・学年団としてPDCAサイクルのPを決定する。学期ごとにDCを行い、年度途中であっても必要に応じて取組の見直しを行う。

○テーマ 性的マイノリティと学校としての取組 <教職員の認識・共通理解>

- 目的
 - ・多様な性について理解を深める。
 - ・身近に当事者がいるという認識を確かなものとし、心情について考える。
 - ・学校としての具体的な配慮、支援、取組を考える。

○研修概要 120分間

- (1) 外部講師を招聘、または視聴覚教材を活用し、多様な性と性的マイノリティの置かれている現状について理解する。
- (2) 文部科学省の通知を用い、グループに分かれて当事者に対する具体的な配慮、支援、学校としての取組について協議を行う。

例) ・子どもから相談を受けた場合の対応

- ・今後、教職員、学校として、配慮すべきことや改善すべきこと

【実施する時のポイント】

- ・KJ法等を取り入れ、多くの意見を視覚的に確認しながら協議を行う。
- ・様々な人権課題についても、講義と演習を組み合わせた研修を行う。

○テーマ 人権教育に関する実践報告会 <子どもの現状と課題の定期的な共通理解>

- 目的
- ・学級で実践してきた仲間づくりや個別に支援した子どもについて、報告や協議をすることにより今後の取組の参考にする。
 - ・人権教育のさらなる推進に向けて、教職員集団としての今後の方向性について共通認識を図る。

○研修概要 120分間×2回（長期休業中）

- (1) 学級で実践してきた仲間づくりや個別に支援した子どもへの実践等を具体的に文章化し、報告する。
- (2) 報告内容について協議し、今後の学級づくりへの参考にする。
- (3) 人権教育推進に向け、学校として取組の方向性を確認し、共通認識を図る。

【レポートの柱（例）】

- ・子どもへの個別対応時の声のかけ方・関わり方、家庭とのつながり方
- ・学級づくり(集団づくり)で大切にしたことやそのために取り組んだこと、実践した内容
- ・他の教職員との協力体制（例：学年団・個への対応時の役割分担等）
- ・人権学習の取組

【実施する時のポイント】

- ・取組にあたって、見えた課題や目指したこと、実践、及び検証結果が分かるレポートにすること。
- ・報告内容からどんな学びや気づきがあったのかを出し合える協議にすること。
- ・学級の現状から、どんな取組を行えばよいかなど建設的な協議にすること。
- ・報告から学校全体の取組についても振り返り、継続したり改善したりすることはないか検証すること。



⑥校種間及び家庭・地域、関係機関の連携

就学前教育・学校教育における人権教育の取組は、家庭や地域、関係機関の人々と連携することにより、その効果がさらに発揮されます。人権教育の推進にあたり、地域の実情を十分に踏まえ、家庭や地域、関係機関等との連携を図るとともに、校種間の連携を図り、子どもの発達段階に応じた系統的な取組を進めていくことが必要です。

(ア) 校種間の連携

人権教育においても、幼児期から青年期までの子どもの成長過程全体を視野に入れ、子どもの発達段階に応じた学習活動を計画することが必要であり、就学前教育、学校教育、社会教育の各分野の関係者が連携・協働した取組を進めていく必要があります。



【就学前教育と学校教育のそれぞれ校種間連携の取組（例）】

- 定期的な連携協議会の開催
- 相互の授業公開
- 合同研修等の実施
- 児童生徒の発達段階に配慮したカリキュラムの研究
- 校種を越えての授業研究の実施等

教職員間の交流を進める体制を整えながら、ともに子どもを育てていくという視点に立って、中学校区を基盤に、保育所・幼稚園等、学校が連携・協働して取組を進めていくことが重要です。

(イ) 家庭・地域との連携

子どもの人権尊重の精神を育むためには、学校と家庭・地域が互いに連携した取組が必要です。とりわけ家庭における教育が重要な役割を担っており、「人権教育・啓発に関する基本計画」では、家庭において、保護者が偏見をもちず差別しないことなどを、日常生活を通して自らの姿をもって子どもに示していくことが大切であるとされています。保護者の子どもへの関わり方は、子どもの人格や人権意識の形成に大きな影響を与えることから、保護者が、様々な機会を通して人権感覚を身に付けることが必要です。

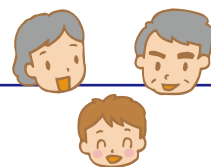
家庭の教育力を活性化させ、保護者等の主体的な活動を促すためにも、保護者のニーズを把握し、人権や子育てに関する情報提供・学習機会の提供、教育相談の充実等を積極的に行っていくことが求められます。

学校では効果的な教育活動を展開するために、教職員と保護者がよりよい連携を図り、人権が尊重される環境を整える取組を行うことが重要です。PTA活動等も学校と家庭の接点として、重要な役割をもちます。

【情報発信の機会（例）】

- 懇談会（学年、学級、地区）
- 授業参観（参観日、参観週間）や学習発表会
- 家庭訪問
- 子どもの作品紹介
- 講演会、ワークショップ
- 広報紙の発行（学校・保育所等だより、学年・学級だより、PTA新聞）
- ホームページでの公開 ※情報発信は、家庭や地域への人権啓発の機会でもあります。

また、人権を尊重する地域づくりに向け、地域と学校が密接に連携を図っていくことが求められます。学校を地域社会の共有財産ととらえ、地域に施設を提供したり、地域社会の多様な人材を学校教育活動の中で活用したりするなどを通じて、学校と地域とのつながりをより深めるとともに地域に開かれた学校づくりを推進することが重要です。



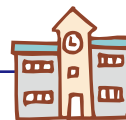
【家庭・地域との連携の取組（例）】

- P T A 組織の中に人権教育に関する部会を設置し、人権や人権問題に関する研修を年間の研修計画に位置付ける。
- 研修の企画には、参加者が主体的に学習できるような学習内容や方法を取り入れる。
- 地域の方をゲストティーチャーとして学校へ招き、自分の生き方や人権に対する考え方を学ぶ。
- 人権集会や人権劇の発表等に対して、保護者や地域の人から意見や感想をもらう。
- 子どもと保護者・地域の人々が一緒になって人権学習に取り組む。
- 子どもを中心として保護者や地域を巻き込んだイベント等を行う（〇〇まつり、フェスティバル）。

（ウ）関係機関との連携

社会福祉協議会やボランティア団体、福祉施設や社会教育施設等、また人権擁護委員や民生委員等、人権を守り人権尊重の社会を創ろうと活動している人々と出会うことは、子どもにとって人権を具体的に学ぶ機会になり、人権感覚を培う大切な機会となります。

また、地域にある企業等と連携して学習を進めることで、子どもが仕事を通して人権の大切さを学んだり、自分と地域社会との関わりを発見したりするなど、地域に根ざした取組を進めるうえで重要な意味をもっています。地域の総合的な教育力を高め、子どもの居場所や参画の場を保障するためにも、地域ネットワークを整えていくことが求められます。



【関係機関との連携の取組（例）】

- 職場体験学習を行う。
- 障害者や高齢者の立場や心情に寄りそう擬似体験を行う。
- 校区にある授産施設や高齢者施設を訪問し、交流を深める。
- 人権課題の解決に向けて取り組む団体や企業関係者を講師として迎え、自分の生き方や人権に対する考え方について学ぶ。

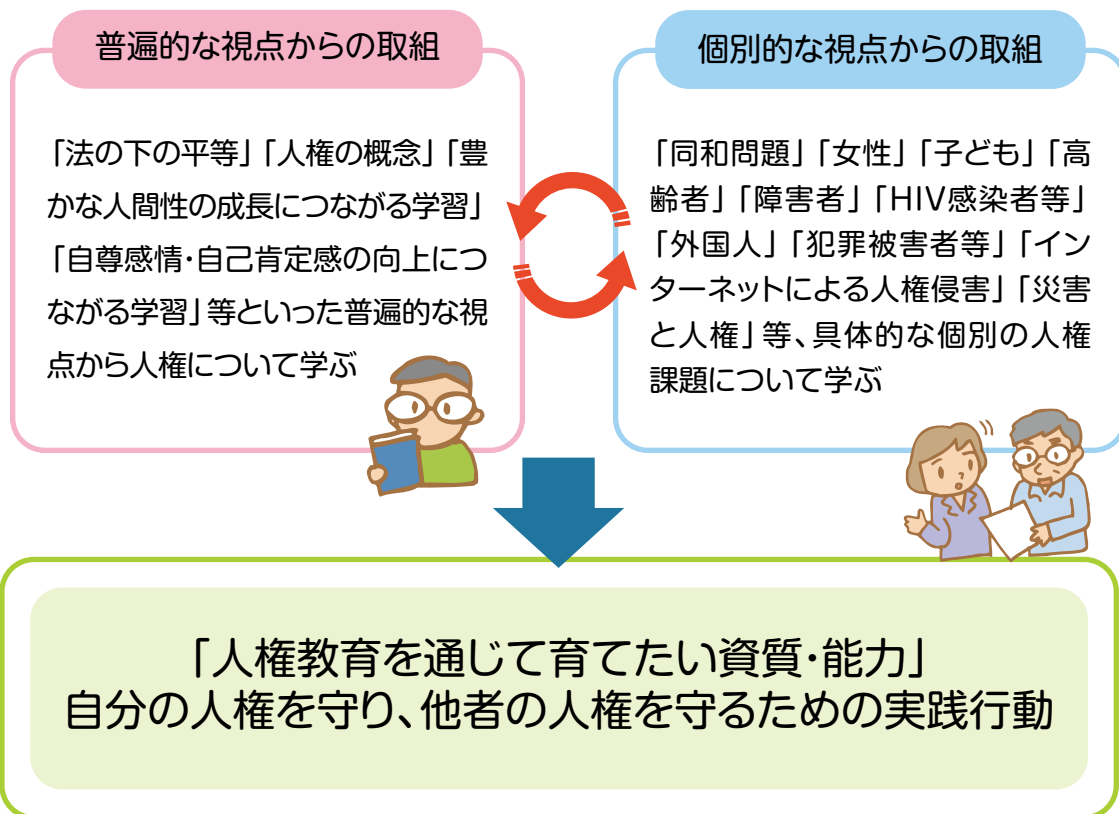
2

人権学習の手法

人権学習を進めるうえでは、(1) どのような内容について取り組むのかという普遍的・個別的な視点と、(2) どのような資質や能力を育てていくのかという資質・能力の側面の2つを大切に構成します。

(1) 普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

国は、「人権教育・啓発に関する基本計画」において、人権尊重についての理解を深めるための手法として、人権に関わる普遍的な概念を念頭におき、人権尊重の理念について学習していく普遍的な視点からの取組と、子どもの発達段階や地域の特色に応じた具体的な人権課題を取り上げて学習をしていく個別的な視点からの取組を示しました。



この2つの視点からの取組は別々の取組ではなく、人権尊重についての理解をより深めるために、相互に関連・補強し合う関係にあります。例えば、個別の人権課題である「同和問題」について、就職差別に関する学習をする場合、その解決への取組を学ぶことにより、普遍的な視点である基本的人権についてより具体的に理解を深めることが可能です。逆に、基本的人権の学習を通して、身の回り的人権侵害について再認識させるような学習も考えられます。

このように、どちらの視点も大切にしながら、子どもの実態に応じて学習内容を組み立て、最終的には「自他の人権を守る実践行動」につなげるようにすることが必要です。

① 普遍的な視点からの取組

普遍的な視点からの取組とは、様々な「権利の概念」を明確にとらえるとともに、人権の大切さについて学んでいくような人権尊重の理念等に関する学習です。例えば、人権の意義・内容についての学習、個人の尊重、社会規範、権利と義務・自由と責任、平和についての学習、自尊感情を高めるための学習、生命尊重の心情や態度、豊かな人間性を育むための学習、コミュニケーション能力を高めるための学習等、多様なものが考えられます。

そのため、様々なある取組の中から、学校として重点をおく内容を定め、全体計画や年間指導計画に位置付けることが大切です。

以下に示した各教科等の内容例は、普遍的な取組として位置付けられます。

学習指導要領における記述（例）

＜幼稚園教育要領＞

- 【人間関係】 「友達とかかわりながら喜びや悲しみを共感し合う。」
「自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。」
「友達のよさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。」
「友達との関わりを深め、思いやりをもつ。」

＜小学校学習指導要領＞

- 【社会】 「(日本国憲法は) 国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。」
【国語】 「生命を尊重し、他人を思いやる心を育てるのに役立てること。」
【外国語】 「多様な考え方に対する理解を深めさせ、公正な判断力を養い、豊かな心情を育てることに役立てること。」
【道徳】 「多様な他者の意見を尊重しようとする態度、(後略)」 「誰に対しても差別をすることや偏見を持つことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。」 「みんなで協力し合って、よりよい学級や学校をつくるとともに、様々な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実に努めること。」
【特別活動】 (学級活動)
「学級や学校における生活上の諸問題の解決」「規模や目標をもって生きる態度の形成」「よりよい人間関係の形成」
(児童会活動)
「学校生活の充実に向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組む」

＜中学校学習指導要領＞

- 【社会】 (公的分野)
「個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務との関係を広い視野から正しく認識し、(後略)」
(地理的分野)
世界各地における人々の生活やその変容を基に、世界の人々の生活や環境の多様性を理解すること。」
【道徳】 「生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえない生命を尊重すること。」
「法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切に、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。」
「正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。」
【特別活動】 学級活動
「学級や学校における生活上の諸問題の解決」
「自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成」

＜高等学校学習指導要領＞

- 【公民（現代社会）】
「法や規範の意義及び役割、生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人間の尊厳と平等」
【公民（倫理）】
「人間の尊厳と生命への畏敬、自然や科学技術と人間のかかわり、民主社会における人間の在り方、社会参加と奉仕、自己実現と幸福」
【公民（政治経済）】
「基本的人権の保障と法の支配、権利と義務の関係」
【特別活動】 ホームルーム活動
「ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決」「自己及び他者の個性の理解と尊重」「社会生活における役割の自覚と自己責任」「コミュニケーションの能力の育成と人間関係の確立」

②個別的な視点からの取組

個別的な視点からの取組とは、個別の人権課題に関する学習です。平成26年に「高知県人権施策基本方針 ー第1次改定版ー」において示された県民に身近な人権課題を学習することが求められます。その際、児童生徒の発達段階や地域の特色に応じた具体的な人権課題を取り上げて、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるとともに、日常の行動につながるものが大切です。

(県民に身近な人権課題)

- ①同和問題 ②女性 ③子ども ④高齢者 ⑤障害者 ⑥ HIV 感染者等 ⑦外国人
- ⑧犯罪被害者等 ⑨インターネットによる人権侵害 ⑩災害と人権
- ⑪その他の人権課題（アイヌの人々・刑を終えて出所した人・北朝鮮当局による拉致問題等・性的指向・ホームレス・性同一性障害・人身取引 等）



人権課題を取り上げる際の留意点

【児童生徒の発達段階と学校の実態】

学校教育においては、様々な人権課題の中から、子どもの発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、より身近な課題、児童生徒が主体的に学習できる課題、児童生徒の心に響く課題を選び、時期をとらえて、効果的に学習を進めていくことが求められる。

【各教科等の目標とねらい】

各教科等の学習において個別の人権課題に関わりのある内容を取り扱う際にも、当該教科等の目標やねらいを踏まえつつ、児童生徒一人一人がその人権課題を自分の問題としてとらえ、自己の生き方を考える契機となるような指導を行っていくことが望ましい。

【当事者に対する配慮】

個別の人権課題に関する学習を進めるにあたり、児童生徒やその保護者、親族等の中に、当該人権課題の当事者等となっている者がいることも想定される。教職員の無責任な言動が、児童生徒の間に新たな差別や偏見を生み出す危険性があることを認識するとともに、個人情報の取扱いには、十分な配慮を行う必要がある。

【教職員の人権課題の理解】

教職員においては、個別の人権課題の指導に取り組むに際し、まず当該分野の関連法規等に表れた考え方を正しく理解するとともに、その人権課題に関わる当事者等への理解を深めることが重要である。

参照：[第三次とりまとめ]

(ア) 同和問題について

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活のうえで様々な差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題です。

1965(昭和40)年に同和対策審議会答申にて、「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と位置付けられました。

同和問題に係る差別発言や落書きは減少傾向にあるものの、依然として存在しており、また近年は、インターネットの普及に伴い、匿名性を悪用した掲示板等への差別の助長につながる悪質な書き込み等が発生しています。こうした同和問題に対する正しい認識や理解が十分でないことなどを背景として、「部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年施行)」が制定され、「部落差別のない社会を実現すること」が示されました。

(イ) 取組の方向性

部落差別をなくし、全ての人の基本的人権を守る社会を創造する意欲と実践力をもった子どもを育成するため、これまでの成果と手法をもとに、同和問題に関する学習の充実が求められます。その際、同和問題に関する歴史や現状・実態について、科学的に解明された教材を使用するなど同和問題について正しい理解と認識を深めるとともに、知識的な学習と合わせて、様々な人との出会いを通じた学習等、体験的な学習をすることにより、具体的な行動につながる事が重要です。自らの意識や行動を振り返る力を育み、解決への展望をもつことができるように留意する必要があります。

同和問題に関する学習を行っていく際には、

- 歴史的背景を正しく理解させる。
- 差別されてきた人々の優れた技術や役割が社会や文化を支えてきたことを理解させる。
- 差別解消に努力した人々の姿を共感的に理解させる。
- 偏見や差別を自らの問題と受け止め、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決に取り組もうとする能力や態度を育成する。

などの視点を明確にすることが大切です。

- 1965(昭和40)年 同和対策審議会答申
- 1969(昭和44)年 「同和対策事業特別措置法」
- 1982(昭和57)年 「地域改善対策特別措置法」
- 2002(平成14)年 特別対策の終了→一般対策での取組の開始
- 2016(平成28)年 「部落差別の解消の推進に関する法律」



(学習の参考)

- ・人権教育資料集1(同和問題)「つながり」高知県教育センター
HP <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310308/tunagari.html>
- ・同和問題とは 法務省HP http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html
- ・だれもが幸せにくらすために 高知県人権啓発センターHP <http://www.kochi-jinken.or.jp/>
- ・教科書等

(ア) 女性の人権について

男女平等の理念は、憲法に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」(昭和47年)等において、男女平等の原則が確立されました。しかし、現実には今なお、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、家庭や職場において様々な男女差別が生じています。例えば男女間の不平等な扱いや配偶者による暴力(DV)、セクシャルハラスメント等、女性の人権を侵す暴力的な行為も存在しており、それらの課題等への対応が求められています。

配偶者暴力相談センターにおける相談件数(件)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
62,099	89,490	99,961	102,963	111,630

(内閣府の資料による)

(イ) 取組の方向性

学校における取組においては、子どもたちが性別に関わりなく個性や能力を発揮できるよう、学校教育全体を通じて男女平等を基本とした教育の充実に努める必要があります。そのためには、教職員の認識を高め、人権の尊重や男女の平等、相互理解や協力についての学習の充実に努めるとともに、授業や学校行事、その他学校生活において、固定的な男女の役割分担意識を無意識のうちに伝えてしまうことのないように日頃から点検することが必要です。また、教材の作成や選定においても固定的な男女の役割分担意識を植えつけないものにするなどの配慮が必要となります。

具体的な取組としては、全ての教育活動において、児童生徒が男女平等について理解を深めるよう、また、固定的な役割分担意識にとらわれることなく、勤労観、職業観、人生観や家庭観を身に付けられるような教育が必要です。さらに、DVの防止に関する理解と態度の育成等も考えられます。

また、PTA活動等の地域活動においても、様々な取組が性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われることがないよう留意する必要があります。

なお、このような取組にあたっては、男女の違いを画一的、機械的に一切認めないということではなく、子どもの発達段階や性の違いに配慮するとともに、人権尊重を基盤とした男女平等の意識を育むという視点が大切です。



1979(昭和54)年「女子差別撤廃条約」(国連)

1999(平成11)年「男女共同参画社会基本法」

2001(平成13)年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

「こうち男女共同参画プラン」

2003(平成15)年「高知県男女共同参画社会づくり条例」

2010(平成22)年「こうち男女共同参画プラン」改訂

2015(平成27)年「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

(学習の参考)

・男女共同参画に関するページ 高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課
HP <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/danzyo-index.html>

(ア) 子どもの人権について

世界中の子どもの基本的な人権を広く認めるものとして、「子どもの権利条約」があります。同条約では、子どもの権利として、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を定めています。しかしながら、地域での子ども同士のふれあいの機会が減少したり、保護者の養育力が低下したりするなど、子どもと家庭を取り巻く環境の変化に伴い、非行、いじめ、児童虐待、体罰等、様々な問題が深刻化しており、その早急な解決が求められています。

子どもの人権が侵害された疑いのある事件数(件)						高知県公立学校におけるいじめの校種別認知件数の推移(件)					
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
学校におけるいじめ	3,988	4,034	3,763	3,883	3,371	小学校	199	181	220	775	714
教育職員による体罰	370	887	574	494	448	中学校	393	288	284	392	332
児童に対する暴行・虐待	873	911	802	699	586	高等学校	54	32	161	144	267
						特別支援学校	3	9	3	4	3
						合計	649	510	668	1,315	1,316

(法務省人権擁護局の資料による) (高知県教育委員会 人権教育課資料)

(イ) 取組の方向性

子どもは、自らの意思で幸せに生きる権利が保障されている主体であり、そのことを学校教育において子どもに伝えることはもちろんですが、子どもの成長に関わる家庭・地域にも果たすべき役割の重要性を周知するなど、子どもの人権に関する社会的関心の喚起・意識啓発や、子どもを人権侵害から守る取組を推進する必要があります。

取組においては、家庭や地域と連携を図り、子どもの思いや願いを受け止めるとともに、一人一人を大切にする教育を推進し、子どもたちが安全安心で生き生きと生活ができる環境を整備していくことが大切です。また、子どもに自分や他者を大切にする態度や行動力を身に付けさせるための指導を行い、いじめや不登校の対策として子ども理解を深め、問題行動等の予防、早期発見・早期対応のための校内組織の整備や取組、相談体制を充実させることも不可欠です。

1959(昭和34)年「児童の権利に関する宣言(子どもの権利条約)」(国連採択)

1994(平成6)年「児童の権利に関する条約」(日本批准)

2000(平成12)年「児童虐待の防止等に関する法律」

2004(平成16)年「高知県こども条例」

2005(平成17)年「こうちこどもプラン」

2013(平成25)年「いじめ防止対策推進法」

「いじめの防止等の対策のための基本的な方針」

「高知家の子ども見守りプラン」

2017(平成29)年「いじめの防止等の対策のための基本的な方針」の改定、及び「重大事態に関するガイドライン」の策定



(学習の参考)

- ・教えて!ユニセフ 先生と子どもの広場 ユニセフHP <https://www.unicef.or.jp/kodomo/>
- ・子どもの人権を守りましょう 法務省HP http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00107.html
- ・教科書等

(ア) 高齢者について

1982(昭和57)年に国連は「高齢化に関する国際行動計画」で、「高齢者が社会の不可欠な構成員として評価され、自らの家族とコミュニティの中で、達成感、健康、安全及び満足のある生活を享受できるようにすべきであることを厳粛に認識する」と述べています。

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口のほぼ4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。平成28年の人口推計では、本県の65歳以上の高齢人口は242千人で、県人口の33.5%を占め、県民の約3人に1人が65歳以上という高齢社会を迎えています。

このような中、介護者による身体的・心理的虐待や、高齢者の家族等による本人の財産の無断処分等の経済的虐待といった、高齢者への人権侵害が大きな社会問題となっています。

高齢者が社会の一員として尊重され、健康で生きがいをもって生活していくための取組をさらに推進し、継続していくことが求められています。

高齢者の人権が侵害された疑いのある事件数(件)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
高齢者に対する暴行・虐待	482	454	488	440	437
高齢者福祉施設における人権侵害	44	77	81	82	57

(法務省人権擁護局の資料による)

(イ) 取組の方向性

今後、重要なことは、高齢者に対する理解や孤立化、孤独化等の高齢者問題への関心を高めることです。特に、学校では、高齢社会に関する基礎的理解とともに、高齢者の人権に対して共感的に受け止めることができるような感性を育成するために、発達段階に応じて高齢者と交流する機会を増やすことが大切です。交流の中で高齢者の思いや豊富な経験、知識に学び、高齢者理解を深めていくことが可能となります。

1982(昭和57)年 「高齢化に関する国際行動計画」(国連)

1995(平成7)年 「高齢社会対策基本法」

1999(平成11)年 「生き生き高知・長寿憲章」

2001(平成13)年 「高齢社会対策大綱」

2006(平成18)年 「高齢者虐待防止法」

2015(平成27)年 「高知県高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業支援計画」



(学習の参考)

- ・ 高齢者福祉に関すること 高知県地域福祉部高齢者福祉課
HP <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060201/2015082100034.html>
- ・ 高知県の人口推計 高知県総務部統計課 HP <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111901/t-suikei.html>
- ・ 人権教育資料集5(高齢者と人権)「いっしょにやってみるかよ」高知県教育センター
- ・ 「ともに生きる時代へ 高齢社会と人権」法務省人権啓発教材 人権ライブラリー
HP <http://www.jinken-library.jp/search/news/134130.html>
- ・ 教科書等

(ア) 障害者について

国は、平成 25 年 9 月に閣議決定した「障害者基本計画（第 3 次）」に基づき、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。また、平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行され、各行政機関等や事業者において、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するだけでなく、障害のある人から何らかの配慮を求められた場合、社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮や環境整備を負担になりすぎない範囲で行うことが求められています。

障害のある人にとっては、店舗等における段差や車イスに対応したトイレの不足等の「物理的なバリア」、就業や生活に関わる「制度・慣行的なバリア」、視覚や聴覚等の障害によって生じる情報入手やコミュニケーションに係る「情報面のバリア」、障害者への無理解から生じる差別や偏見といった私たちの「心のバリア」等があり、そうした障壁を取り除く取組を行っていく必要があります。

障害者の人権が侵害された疑いのある事件数（件）

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
障害者に対する差別待遇	259	217	263	265	286
障害者福祉施設における人権侵犯	82	60	93	77	63

（法務省人権擁護局の資料による）

(イ) 取組の方向性

学校における取組としては、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築や、交流及び共同学習の場を積極的に設け、ふれあう機会を通じて様々な障害や障害のある人への理解を深めて、ともに支え合う共生社会を目指した取組を行う必要があります。また、特別な支援を必要とする子どもの自立と社会参加に向けて、特性に応じた教育環境の整備等、特別支援教育の充実を図っていくことも重要です。

さらに、障害の有無や能力の差で人を価値付けるのではなく、人はだれもこの世に生まれた唯一無二で貴重な存在であることを理解させ、誰もが大切にされる社会を築こうとする意欲や態度を身に付けさせる指導も必要です。

このような取組は、障害のある子どもと障害のない子どもが相互に理解と認識を深めることができ、障害のある人に対する偏見や差別意識が生じない社会づくりにつながります。

- 1993（平成 5）年 「障害者基本法」
- 2004（平成 18）～2017（平成 29）年 「第 1～4 期 高知県障害福祉計画」
- 2006（平成 18）年 「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」（国連）
- 2011（平成 23）年 「発達障害等のある幼児児童生徒の指導及び支援の充実に関する指針」
「障害者基本法の一部を改正する法律」
- 2013（平成 25）～2022（平成 34）年 「高知県障害者計画」
- 2016（平成 28）年 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

（学習の参考）

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 内閣府
HP <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>
- ・ 障害者福祉に関すること 高知県地域福祉部障害保健福祉課
HP <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/O60301/>
- ・ 人権教育資料集 2（障害者と人権）「ぬくもり」 高知県教育センター

(ア) エイズ患者・HIV 感染者等の人権について

エイズ (AIDS) とは、Human Immunodeficiency Virus (HIV) の感染で引き起こされる、Acquired Immuno Deficiency Sndrome の頭文字をとった病名です。HIV は日本語では「ヒト免疫不全ウイルス」といい、AIDS は「後天性免疫不全症候群」と言います。HIV に感染すると、血液中で主に人間の免疫の中心的な役割を果たすヘルパーT細胞 (CD 4リンパ球) が破壊されます。そのため、病原体等から体を守る「免疫」の働きが低下した免疫不全という状態になり、普段かからないような様々な病原体による感染症が引き起こされやすくなります。

1980年代にエイズ問題がクローズアップされ、マスコミの不確定な情報に基づいた報道等への過剰な反応から、国民のエイズに対する偏見や固定観念等、誤った認識が広がりました (エイズパニック)。その結果、アパートへの入居拒否や立ち退き要求、学校におけるいじめ、職場での解雇等の人権侵害が発生しました。また、現在、日本は先進国の中で唯一、年間の新規エイズ患者数が増加傾向であるという報告があります。

こうした状況を踏まえ、今後も、エイズ等の感染症について、より一層の正しい知識の普及・啓発を図るとともに、感染者や患者の人権を大切にしたい社会づくりを進めていくことが求められます。

(イ) 取組の方向性

学校における取組においては、医学が日々進化しているため、現在の医療状況を確認して、予防方法を含めた正しい知識を広めながら偏見を払拭していくことが必要です。同時に、差別に向き合う感染者や患者の生き方から自分の生き方を見つめ、ともに生きる社会を築いていこうとする態度や実践力を身に付けさせることが求められています。HIV感染者等の人権に関わる問題を考えるだけでなく、インフルエンザ等のように身近な感染症と自らの関係性を見つめながら、感染者・患者とともに生きていく道を見つけていくことが大切です。学校等における系統的な取組はもちろんのこと、福祉保健所をはじめとする関係機関と連携を取り合うとともに、家庭や地域と連携・協力してともに学習を進めていくことが求められています。

1988 (昭和 63) 年 12 月 1 日を世界エイズデーと定める。(WHO)

1989 (平成 元) 年 「エイズ予防法」 → 1999 (平成 11) 年廃止

1999 (平成 11) 年 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

2006 (平成 18) 年 「エイズ予防指針」 → 2012 (平成 24) 年改正

(学習の参考)

- ・「エイズ教育パンフレット」 日本学校保健会 HP <http://www.hokenkai.or.jp/2/2-5/2-51/2-51.html>
- ・人権教育資料集6 (外国人と人権・HIV感染者/AIDS患者と人権・ハンセン病回復者と人権)「未来」高知県教育センター
- ・公益財団法人 エイズ予防財団 HP <http://www.jfap.or.jp/>
- ・教科書等



(ア) ハンセン病回復者の人権について

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる病気です。発病すると、手足の末梢神経が麻痺して、汗が出なくなったり、熱や痛みなどを感じなくなったり、皮膚に様々な病的な変化が起こることがあります。また、治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ったり、怪我や火傷に気付かずさらにその状態を悪化させてしまったりすることもありました。しかし、その感染力は非常に弱いものであるにもかかわらず、「癩予防法」のもと、人里離れた療養所に強制隔離されることで「伝染しやすい病気」という誤った認識が社会に広まったり、他の人が見て分かる障害が残ったりしたことで、差別や偏見が助長されました。そして、1946（昭和21）年にプロミンという特效薬ができ、治る病気になった後も、1996（平成8）年に「癩予防法」が廃止されるまでの間、この隔離政策は続けられました。

その後も、2003（平成15）年、熊本県においてホテルが入所者の宿泊を拒否する事件が起きるなど、ハンセン病回復者やその家族に対する根深い差別や偏見が残っています。そのため、療養所の外で暮らすことに不安を感じ、安心して退所できないという人もいます。

このような現状を踏まえ、入所者が里帰りしやすい体制づくりや、ハンセン病に対する正しい知識の普及と啓発が求められています。

(イ) 取組の方向性

ハンセン病患者や回復者に対する差別は、死んでも故郷に帰ることができないなどから、生きていた証そのものも奪いかねない深刻な人権問題です。それだけに、ハンセン病に関する歴史を正しく理解するとともに、なぜこのような人権侵害が温存されてきたのかを考えること、このような誤った政策を二度と繰り返させないことが重要です。ハンセン病患者や回復者の方々が生きてきた歴史を知り、排除した側の人々がもっていた意識を自分ももっていないかと自己内省を行い、これから自分ができることは何かを明確化することを通して、行動化につなげることができるような学習が求められます。それらの学習活動を通して、子どもとともに私たち教職員自身も、厳しい偏見や差別の中でも人間としての尊厳を失わずに生きたハンセン病回復者のたくましさから、自分はどうのような生き方をするのかについて考えることが必要です。



- 1907（明治40）年 「癩予防二関スル件」（明治政府）
- 1931（昭和6）年 「癩予防法」
- 1940（昭和15）年 治療法の確立
- 1996（平成8）年 「らい予防法の廃止に関する法律」
- 2008（平成20）年 「ハンセン病問題の解決促進に関する法律」

（学習の参考）

- ・人権教育資料集6（外国人と人権・HIV感染者/AIDS患者と人権・ハンセン病回復者と人権）「未来」高知県教育センター
- ・人権アーカイブ・シリーズ「ハンセン病問題～過去からの証言、未来への提言～」「家族で考えるハンセン病」法務省人権啓発ビデオギャラリー HP <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>

(ア) 外国人の人権について

1990（平成2）年の「出入国管理及び難民認定法」の改正で、多くの外国人が、日本の産業の中の重要な労働者として来日するようになり、2016（平成28）年現在における外国人登録者数は238万2822人で、前年に比べ約15万人の増加となっています。国際化の進展とともに、人々の交流も活発化する一方で、外国人に対する偏見や差別等の人権課題が生じています。多くは、言語・文化・習慣・価値観等の相互理解が不十分なことに起因するものですが、歴史的背景により特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）による人権侵害もあります。こうした状況の中、平成28年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

高知県でも、外国人の居住者数は徐々に増加し、平成28年現在、66の国・地域、3,997人が暮らしています。国籍別に見ると、中国籍1,247人と最も多く、フィリピン籍657人、韓国・朝鮮籍569人、ベトナム籍467人、インドネシア籍253人と続いています。

今後、言語・文化・習慣等の違いを越え、外国人のもつ文化や多様性を肯定的に受け入れ、外国人や異文化に対する理解を深めていくことが重要です。そしてさらに、地域社会の一員としてともに暮らしていこうとする意識をもつことが望まれています。

(イ) 取組の方向性

外国人のもつ文化や多様性を受け入れるということは、様々な国の文化や習慣等を尊重し、その違いを認めるとともに、人間としての共通性を理解し共感するということです。子どもたちには、違いを認め合う寛容性のある国際感覚と人権感覚を育むことが求められています。国際化が進み、外国人との共生の必要性が高まる日本社会において、外国人をめぐる差別の現実をしっかりと認識させ、異なる習慣・文化をもった人々とともに生きていく態度やコミュニケーション力を育み、誰もが安心して暮らせる社会を築いていこうとする学習が必要です。



- 1965（昭和40）年 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（国連）
- 1990（平成2）年 高知県国際交流協会の設立
- 1995（平成7）年 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」条約に批准
- 2006（平成18）年 「地域における多文化共生推進プラン」
- 2006（平成18）年～2009（平成21）年 国際教育推進プラン
- 2016（平成28）年 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

(学習の参考)

- ・人権教育資料集6（外国人と人権・HIV感染者/AIDS患者と人権・ハンセン病回復者と人権）「未来」高知県教育センター
- ・人権啓発ビデオ「外国人と人権～違いを認め、ともに生きる～」法務省
HP <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>
- ・人権啓発ワークショップ事例集「『ワークショップをやってみよう』～参加型の人権教室」法務省制作人権啓発教材（人権ライブラリー）<http://www.jinken-library.jp/search/news/134130.html>

(ア) 犯罪被害者等の人権について

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって身体的、精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活が脅かされたりすることがあります。そのため、犯罪に遭った家族は、収入の途絶やその後の弁護士費用、医療費等の増加等の経済的負担、捜査や裁判の段階での精神的・時間的な負担、過剰な取材や報道等、被害後に生じる様々な問題にも苦しめられることが考えられます。また、自ら被害を訴えることが困難であり、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重いことなどにより、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくありません。さらに近年のインターネットの普及によって、大きな被害を受ける事例も多くみられています。

現在では、全国的な組織である「全国犯罪被害者支援ネットワーク」が結成され、被害者支援のための電話相談や面接相談を中心とした様々な活動が展開されています。

(イ) 取組の方向性

学校教育において指導を行う際には、だれもが犯罪被害者等になる可能性があることに気付かせるとともに、二次被害を起こすことのないよう犯罪被害者等の気持ちに共感できる力を育む教育に取り組んでいく必要があります。また学習の際には、個人情報等の扱いについての十分な配慮が必要です。

- 1980（昭和 55）年 「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（犯罪被害者等給付金支給法）」 → 2001（平成 13）年改正 → 2008（平成 20）年改正
- 1985（昭和 60）年 「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」の採択（国連）
- 2005（平成 17）年 「犯罪被害者等基本法」 → 同法に基づき「犯罪被害者等基本計画」
- 2011（平成 23）年 「第2次犯罪被害者等基本計画」
「犯罪被害者支援要綱」

(学習の参考)

- ・人権啓発研修テキスト「だれもが幸せにくらすために」 高知県人権啓発センター
- ・犯罪被害者等に関するページ 高知県文化生活部男女共同参画課
HP <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/2015081800058.html>
- ・犯罪被害者等に関する啓発教材 警察庁犯罪被害者等施策啓発資料
HP <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/keihatsu/keihatsu.html>



(ア) インターネットによる人権侵害について

近年、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者の急増により、インターネットの匿名性を悪用し、電子掲示板やホームページにおける誹謗中傷、個人情報や写真を無断で公開するといったプライバシーの侵害等があり、社会に大きな影響を及ぼしています。さらに、インターネットを利用したセクシャルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント、同和問題や外国人、障害者等に関する差別的な書き込み等も深刻な問題になっています。

インターネットによる人権侵害の特徴は、加害の容易性、匿名性、被害の急速化・拡大化、被害の回復の困難性にあります。そのことをしっかり認識し、画面の向こうに、自分と同様に人権のある他者の存在を意識することが求められます。

インターネットによって人権が侵害された疑いの事件数（件）

平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
671	957	1,429	1,736	1,909

（法務省人権擁護局の資料による）

(イ) 取組の方向性

インターネットによる人権侵害について、その予防と対応に努め、誰もが被害者にも加害者にもならない安心して生活できる社会にしていくために、学校教育においては、インターネットの適切な利用や情報の収集・発信における個人の責任やモラルについて理解させることが重要です。併せて、友好的人間関係を築くための取組や、共感的に理解する力、人間関係調整力を育む学習についても実践していくことが必要です。

また、インターネット上でのいじめや誹謗中傷は、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質があるため、学級活動やホームルーム活動を通して、子どもが問題について主体的に話し合い、問題解決をしていくことや、児童会・生徒会活動を通してネットのルールづくりを進めていくなど、よりよい学校づくりに子どもが積極的に参画していくことも重要です。

- 2002（平成 14）年 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」
「名誉棄損・プライバシー関係ガイドライン」
- 2004（平成 16）年 上記ガイドラインの改訂
- 2005（平成 17）年 「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」
- 2009（平成 21）年 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」

（学習の参考）

- ・情報モラル教育実践事例集 高知県教育委員会（平成 27 年 3 月）
- ・情報化社会の新たな問題を考えるための児童生徒向けの教材、教員向け手引書 文部科学省
HP http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1368445.htm
- ・e-ネットキャラバン e-ネットキャラバン HP <https://www.e-netcaravan.jp/>
- ・情報モラル実践事例集 文部科学省HP http://jouhouka.mext.go.jp/school/moral_zirei/moral_zirei.html
「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教職員向け）文部科学省
HP http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111701/001.pdf

(ア) 災害と人権について

2011(平成23)年3月11日に発生した東日本大震災では、避難生活のなかで、要配慮者※や女性、また、やむなく避難所外で避難生活を送る方への配慮が行き届かない状況が問題になりました。

さらに、福島第一原子力発電所事故により、周辺住民が避難先において、いじめなど風評に基づく差別的扱いを受ける事態が発生しました。

本県でも、防災、減災に関する様々な施策を推進しており、東日本大震災時の人権侵害の事例等も教訓として、災害時や災害後においても人権に配慮した対応ができるように、全てのプライバシーが守られ、人権が尊重されるための取組を推進しています。

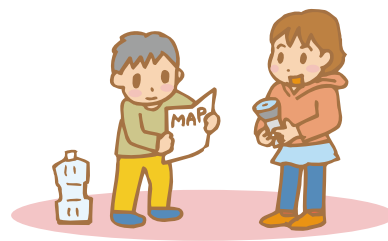
(イ) 取組の方向性

災害時に、一層人権に配慮した行動ができるようにするための教育・啓発を日頃から実施し、県民が安心して生活を送れるための取組を推進していくことが重要です。学校教育においては、防災教育の実施に加え、避難所でのプライバシーの保護、要配慮者や女性が避難所生活を送るうえでの配慮について、過去の事例等を活用して、自分ができることを考えさせる機会をつくる必要があります。また、避難所で生活できない人に対する配慮や、誰もが集団で生活できるようにするために必要なことも考えていきましょう。さらに地域とのつながりの重要性について学び、日ごろから地域と関わる取組を行うことが求められます。

被災地から避難した人々や子どもに対して、誤った認識や情報、偏見に基づくいじめ等については、全ての子どもの人権が尊重され、「自分の大切さと他の人の大切さを理解し、それが態度や行動に現れる」子どもの育成に向けた取組を充実していくとともに、大人が風評に惑わされず、毅然とした態度を取り、子どもに示し伝えることも大切です。

被災した場合の心のケアの体制づくりや、互いに思いやり、支え合う社会づくり等を計画的に考え、取り組むことが求められています。

※「要配慮者」：「災害対策基本法」第8条第2項第15号において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と規定されています。



2005(平成17)年 「防災基本計画」

2008(平成20)年 「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」
→2014(平成26)改正

2012(平成24)年 「防災基本計画の修正」

2013(平成25)年 「高知県南海トラフ地震対策行動計画」

(学習の参考)

- ・人権啓発研修テキスト「だれもが幸せにくらすために」高知県人権啓発センター(平成28年3月)
- ・「高知県安全教育プログラム」高知県教育委員会学校安全対策課(平成25年3月)

●アイヌの人々

アイヌの人々は固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化をもっています。しかし、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日ではその文化の保存・伝承が十分に図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次世代に継承していくうえでの重要な基盤が失われつつあります。

1997（平成9）年「アイヌ文化の振興ならびにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行され、アイヌの人々の歴史や文化を正しく理解し認識を深め、偏見や差別の解消を目指して啓発等が行われています。

●刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更正意欲と併せて、家族、職場、地域社会の理解と協力が不可欠です。これらの人々に対する偏見や差別をなくすため、毎年7月に「社会を明るくする運動」が実施されるなど、様々な取組が行われています。

●北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による日本人拉致は、重大な人権侵害です。

2006（平成18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権法）が施行されました。この法律は、国や地方公共団体が拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に対する国民世論の啓発を図るよう努めるものとしており、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。

拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていく取組や啓発が行われています。

●性的指向

人の性愛の対象は様々で、異性愛の人、同性愛の人、両性愛の人が存在し、性の指向がどういう対象に向かうのかを示す概念を性的指向と言います。

同性愛者や両性愛者の人々は少数派であるために正常と思われず、興味本位で見られたり、職場や学校で嫌がらせを受けるなど、日常生活や社会生活の様々な場面で人権に関わる問題が発生しています。こうしたことが起こらないようにするために、性については多様性があることの理解を深め、性的指向の異なる人々たちへの偏見や差別をなくし、全ての人々の人権が尊重される社会を実現していかなければなりません。

●ホームレス

自立の意思がありながら、様々な事情から、路上での生活を余儀なくされる人々が多数存在しています。ホームレスの人々は偏見や差別の対象になることがあり、嫌がらせや暴行事件等も発生しています。

こうしたホームレスの人々の自立を支援するために、2002（平成14）年に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」が施行され、翌2003（平成15）年には、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定（2008（平成20）年に見直し、2013（平成25）年に新たな基本方針が策定）されました。

地域社会においてこの問題についての理解を深めるとともに、ホームレスの人々の自立支援等に努めることが求められており、そのための取組や啓発が行われています。

●性同一性障害

性同一性障害とは、生物学的な存在（からだの性）と性への自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障が生じる状態を言います。

性同一性障害であるために周りからの理解が得られず、学齢期にいじめに遭い、不登校になったり、性別違和を家族や友人に言えずに悩み、自己否定して自殺まで考える人がいるという指摘もあります。

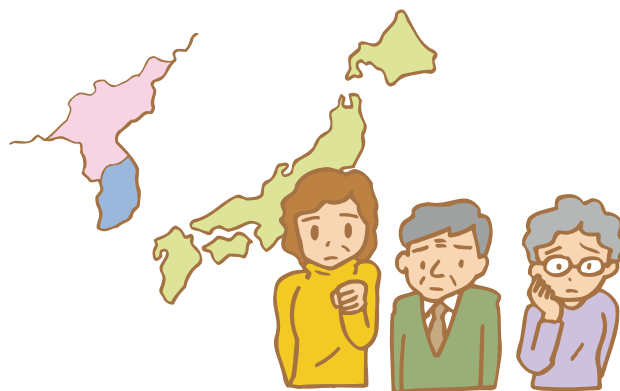
2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たせば、戸籍上の標記等を変更できるようになりました（2008（平成20）年の改正により条件を緩和）。

さらに、性同一性障害を正しく理解し、偏見・差別をなくす等の啓発に取り組んでいく必要があります。

●人身取引

性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。特に女性や子ども等が被害者となる場合が多く、日本でも、外国人（特に女性）が強制的に連れてこられ、劣悪な環境・条件で労働を強いられているという事例が報告されており、日本は人身取引の受入国として、国際社会から批判を受けています。

国は、2004（平成16）年に「人身取引対策行動計画」、2009（平成21）年に「人身取引対策行動計画2009」を策定し、関係省庁が協力してこの問題に取り組んでいます。



(2) 育てたい資質・能力を明確にした指導内容の構成

① 知的理解と人権感覚

人権意識等を育み、人権課題の解決に向けた実践力へとつなげていくためには、人権に関わる事柄を知識としてとらえる（知的理解）だけでなく、その内容を直感的に感受し共感的に受け止め、それを内面化できるような感性や感覚（人権感覚）を育成するとともに、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を育む必要があります。

そのために育てたい資質・能力は、知識的側面（知識）、価値的・態度的側面（態度）、技能的側面（技能）の3つの側面としてとらえることができます。（P2～3参照）

子どもたちには、人権に関わる資質・能力をトータルに身に付けさせる必要があり、学校全体における系統的な指導内容として、これらの側面の育成を総合的に指導計画に位置付けることが望ましいと言えます。

また同時に、育成すべき資質・能力の特定の側面に焦点を当て、個別的、具体的な指導内容を構成してこれを実施していくことも必要かつ有効な方法となります。



② 人権に関する知的理解に関わる指導について

人権に関する知識理解を深めるためには、知識的側面の資質・能力の育成を図ります。

<知識的側面>

自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務等の諸概念についての知識、人権の歴史や現状についての知識、国内法や国際法等々に関する知識、自他の人権を擁護し人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識等が含まれます。

その指導にあたっては、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりするうえで具体的に役立つよう、人権や人権擁護に関する基本的な内容や意義について確実に学び、知識を身に付けることが大切です。

これらの育成には各教科等をはじめ、全ての教育活動の場で、積極的に取り組むことが求められます。その場合、「人権に関する知識が、子どもたちの生活の変容に資する生きた知識として内面化され、主体化されること」「指導が単なる知識伝達にとどまらず、その知識内容を自らのものとして肯定的に受け止め、共感できるために、主体的な学習方法を活用する努力」が求められています。

【各教科等を通して身に付けさせたい 知識等（例）】

中学校学習指導要領を参考に

- 保健体育
人権課題「HIV感染者・ハンセン病患者等」に関わる知識 等
- 技術・家庭
人権課題「高齢者」、「インターネットによる人権侵害」に関わる知識 等
- 社会（歴史）
人権課題「女性」、「同和問題」、「アイヌの人々」に関わる知識 等
- 社会（公民）
人権課題に関する知識、権利と義務、個人の責任、人間の尊厳と平等、法と規範、社会参加と奉仕、自己実現と幸福 等

③人権感覚の育成に関わって

人権感覚を育成するには、価値的・態度的側面と技能的側面に属する価値や態度、諸技能を合わせて身に付けていくことが大切です。

<価値的・態度的側面>

人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価、責任感、正義や自由の実現のために活動しようとする意欲等が含まれます。人権に関する知識や人権擁護に必要な諸技能を人権実現のための実践行動に結び付けるためには、このような価値や態度の育成が不可欠です。

<技能的側面>

コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能や偏見や差別を見極める技能、その他相違を認めて受容できるための諸技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能、責任を負う技能等が含まれます。

これらの育成には、人権教育を通じて育てたい資質・能力の全体構造を意識しつつ、その諸要素の中からいくつかを取り上げ、様々な場面や機会を活かして促進を図る取組が必要となります。その際、特に「共感的に理解する力」「コミュニケーション能力」「自他の人間関係を調整する能力」等について取り上げ、それぞれの育成に取り組むことが重要です。

【各教科等を通して身に付けさせたい
心情や態度等（例）】

中学校学習指導要領を参考に

- 理科
生命を尊重する態度
- 音楽
豊かな情操
- 美術
豊かな情操
- 技術・家庭
生活をよりよくしようとする実践的な態度
- 保健体育
協力、公正等の態度
- 特別の教科道徳
自由・責任、思いやり・親切、信頼・友情、尊敬・感謝、生命尊重、公正・公平、家族愛、協力、国際理解
- 総合的な学習の時間
主体的、創造的、協同的に取り組む態度
- 特別活動
より良い生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度

【各教科等を通して身に付けさせたい
技能等（例）】

中学校学習指導要領を参考に

- 国語
話す・聞く・話し合う能力、思考力や想像力
- 数学
筋道を立てて考える能力
- 理科
問題解決の能力、科学的な見方や考え方
- 外国語
コミュニケーション能力の基礎
- 総合的な学習の時間
よりよく問題を解決する能力
- 特別活動
自己を生かす能力、生活上の諸問題の解決、コミュニケーション能力

④総合的な指導について

特定の側面に焦点を当てた個別的な内容の指導と合わせて、様々な指導内容を組み合わせた総合的な指導のプログラムを構成して指導することも大切です。

【総合的な指導のためのプログラム（例）】

次の一連の学習により、自尊感情を育み、様々な人権課題の認識、社会的背景の考察、人権課題に共通する概念を習得し、人権尊重のための実践行動力の獲得に到達するまで、自然な流れの中で諸要素を総合的に身に付けることが期待されます。

- ① 自分が生きている価値の実感（自分に対する肯定的態度）
- ② お互いの中にある違いの自覚と尊重
- ③ 人権侵害の歴史的・社会的背景と当事者の生き方の学習
- ④ 様々な人権課題の解決に共通して必要な概念や枠組みに関する学習
（自尊感情・自己開示・偏見・悪循環・平等観・特権など）
- ⑤ 具体的な場面に対応できる行動力の育成
- ⑥ 人権が尊重される社会づくりにつながるような行動力の育成



①～⑥のどの要素が重視されるのかは、子どもの発達段階や学習経験等の実態や学習内容によっても異なります。

<発達段階を考慮した重点の置き方>

小学校低学年では①②を重視し、学年が進むにつれて③④に重点が移り、小学校高学年や中学校、高等学校ではこれらに加えて⑤⑥も重要な位置を占めるようになります。

<同一学年内での学習時期を考慮した重点の置き方>

年度当初は①②が重視され、その成果を土台に日常的な学習が継続され、③④は子どもたちの状況に応じて組み込まれ、⑤⑥等の具体的な行動力の学習へと進みます。

以上のように順次性を大切にしながら学習を展開していくことが求められますが、場合によっては改めて①②の側面を強調する等、状況に応じた学習が必要となります。

[第三次とりまとめ] 参考



(3) 各教科等と関連した人権教育の在り方

①各教科等と関連した人権教育の授業

学校教育における各教科等やその分野・領域には、それぞれ独自の目標やねらいがあります。各教科等の指導にあたって、その目標やねらいを達成させることが、第一義的に求められることは言うまでもありません。

各教科等と関連させて人権教育を行うということは、その教科の目標を達成するとともに、人権教育の目標も達成されるように授業を意図していくということです。

例えば、国語科本来のねらいである「適切に表現する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力を養う」ことを達成することによって、人権教育の技能的側面である「コミュニケーション能力、違いを認めて受容する能力、協力的・建設的に問題解決に取り組む能力」と関連付けて指導し、人権感覚の育成を図ることが考えられます。

また、社会科においては「民主的・平和的な国家・社会の形成者としての公民的資質を養う」ことと、「自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務等の諸概念についての知識や人権の歴史や現状についての知識等」の知識的側面を関連付けて指導し、人権に関する知的理解の深化を図ることが考えられます。

その際に大切なことは、目標や内容にどのような関連があるのかを「学年別年間指導計画」等に基づいて把握し整理しておくことと、その単元や題材全体に関わって、人権教育のどのような資質・能力を育てるのかを明確に設定し指導することです。

学習指導案作成の際には、「人権教育の視点」として、育てたい資質・能力等を記入するとともに、「人権教育の視点に関わる具体的な指導の手立て」を留意点として記入することが大切です（第3章の各実践・指導事例を参照）。

それらの目標を達成し、十分な効果を上げるためには、「人権教育で大切にしたい四つの視点」の一つである「人権が大切にされた環境で学ぶ」ことができるようにしなければなりません。

したがって、実際の指導にあたっては「人権が尊重された授業づくり」を意識し、自分の良さや可能性を発揮することができる学習活動となるように努め、一人一人の大切さが認められるような環境をつくることが求められます。全ての子どもに十分な学習機会を提供することや、学力進路保障を充実していくことは、教育を受けることそのものが人権であるという人権教育の重要な視点です。

このような授業づくりの視点は、各教科等における授業の基本となる展開を示した「高知県授業づくり Basic ガイドブック」（高知県教育委員会）や、『発達障害等のある子どもたちをはじめ、全ての子どもたちが「分かる」「できる」ように工夫、配慮された授業』であるユニバーサルデザインに基づいた授業づくりと別のものではなく、それぞれ関連する部分が非常に多くあります。



【参考1 人権学習プログラム】

人権教育を効果的に推進するためには、教科等の指導内容の関連付けを図り、実施時期や実施方法を調整することも重要です。

具体的には、人権に関する学習を1単位時間の授業や体験活動のみで終わらせるのではなく、複数の教科等を人権教育の視点（人権教育で育てたい資質や能力）でつなぎ、子どもの実践行動力の育成を目指す「人権学習プログラム」（高知県教育センター）を作成することが有効です。

この考え方は、新学習指導要領に「教科横断的な視点に立った資質・能力の育成」と示されているカリキュラム・マネジメントの考え方に合致するものです。



人権学習プログラムの例（小学校第6学年〈HIV感染者等〉）

1. 体育科 保健領域

「病気の予防」【知識的側面】



2. 特別の教科 道徳 公正・公平・社会正義

「エイズと闘った少年～ライアン・ホワイット～」【価値的・態度的側面】



3. 学級活動

よりよい人間関係の形成【価値的・態度的側面、技能的側面】

※実施の時期を世界エイズデー（12月1日）としたり、レッドリボンを教室に掲示したり、関連する本を学級文庫に置く等の取組も効果的である

【参考2 人権が尊重される授業づくり】

学校全体で人権尊重の雰囲気をつくるためには、日々の授業における活動の一つ一つが重要な要素となります。授業では、教員は子どもの感情や考えをあせらず、あわてず、最後まで聴く姿勢をもつとともに、子どもの言葉や行動の是非を性急に判断するのではなく、その背後にある心情や意味を理解するよう心がける必要があります。

教員は指導者として、学習内容や指導方法等について十分な教材研究や準備が必要であることは言うまでもありませんが、授業中は子どもの発言や活動の様子を観察し、学習過程でのつまずきに伴う不安を受容して解決の見通しを示すなど、常に受容的・共感的な姿勢・態度で接することが求められます。さらに子どもが有用感・成就感を実感できるよう、互いのよさや可能性を認め合う活動を意図的に仕組んでいくことも大切です。

次に示すのは、人権教育の視点に立った授業の工夫を進めていく際の主な視点の例です。



人権が尊重される授業づくりの視点例

視点	ねらい	ポイント・留意点
自己存在感をもたせる支援を工夫する	「授業に参加している」という実感をもたせる。	<ul style="list-style-type: none"> ○学習内容や活動に応じた座席の工夫や発問・応答パターンの工夫を行う。 ○児童生徒の既習事項や生活体験、興味・関心等を把握し、様々な視点から解決できるような課題設定の工夫を行う。 ○児童生徒の学習意欲や習熟の度合いを把握し、課題（教材）を複数準備したり、ヒントカードを与えたりする。 ○結果にこだわらず、思考過程や学習過程を認める。
	「自分が必要とされている」という実感をもたせる。	<ul style="list-style-type: none"> ○意図的な指名等、一人一人が活躍する場や課題を工夫する。 ○自由な発想等が認められたり、自己選択できたりする場を工夫する。 ○互いの発言を最後まで聴く習慣や誤答を大切にすることを身に付けさせる。 ○協力して活動できる場を工夫し、互いの考えや方法のよさに気付かせる。
	教師自身が一人一人を大切に示す姿勢を示す。	<ul style="list-style-type: none"> ○一人一人の名前を呼び、目を見て話す。話をよく聴く。 ○発言しない児童生徒に対して配慮と適切な支援を行う。 ○承認・賞賛・励ましの言葉をかけ、個に応じた改善課題や改善方法を示す。
共感的人間関係を育成する支援を工夫する	「自分が受け入れられている」と実感できる雰囲気をつくる。	<ul style="list-style-type: none"> ○「誰にでも失敗はある」、「誰もがよさや弱さをもっている」という認識に立って、互いを尊重し合う人間関係づくりを行う。 ○一人一人が自由に発言できる雰囲気づくりを行う。 ○教師の意図と異なる考えを抑圧したり切り捨てたりしない。
	「ともに学び合う仲間だ」と実感できる雰囲気をつくる。	<ul style="list-style-type: none"> ○他者の発言や作品のよさに気付き、学ぼうとする態度を育てる。 ○自分の考えと異なる意見や感情を拒絶せず、それを理解する技能を育てる。 ○他者の気持ちや立場を考えて自分の言動を選択・構成する態度を育てる。 ○互いの役割や責任を認め合う態度を育てる。
自己選択・決定の場を工夫して設定する	学習課題や計画を選択する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ○発達段階に応じて、複数の学習課題の中から自分にあった課題を選択する機会を設定する。 ○発達段階に応じて、学習の見通しをもって計画を立てるための支援を行う。
	学習内容、学習教材を選択する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の実態を踏まえて多様な教材・教具を準備し、選択の幅を与える。 ○自分の習熟の度合いや興味・関心に基づいて、教材・教具を選択できる場を設定する。
	学習方法を選択する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の実態を踏まえて児童生徒の実態や学習内容に応じた学習方法を提示し、選択の幅を与える。 ○課題解決のための情報や資料を準備し、その活用方法について適宜助言する。 ○ワークシートやノート整理の方法、学習内容のファイルの仕方を助言する。
	表現方法を選択する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の実態を踏まえて多様な表現方法を提示し、選択の幅を与える。 ○考えをまとめるための多様な学習ノートを準備する。 ○相手や内容に応じた表現ができるよう、多様な表現スキルを提示する。
	学習形態や場を選択する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の実態や学習内容に応じた学習形態や活動の場を多様に提示し、選択の幅を与える。 ○自分の課題や方法に基づいて活動内容や場所を選択する機会を設定する。
	振り返りの方法を選択し、互いの学びを交流する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の実態や学習内容に応じた学習成果のまとめ方を多様に提示し、選択の幅を与える。 ○自他の学習課題や解決方法、学習の仕方やまとめ方等を振り返って交流する時間を設定し、他者の成果に学ぶとともに、今後の学習課題や方法について選択・決定できる場を工夫する。

[第三次とりまとめ]

②総合的な学習の時間における人権学習

総合的な学習の時間の目標は、「探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方（高等学校は、在り方生き方）を考えていくための資質・能力を（中略）育成することを目指す」と示されています。

このような総合的な学習の時間の目標に基づき、人権に関する内容や人権課題に関わる内容も総合的な学習の時間に取り扱うことができますが、活動の展開が総合的な学習の時間の趣旨に沿ったものでなければなりません。

実施する際には、各学校が設定した人権教育目標と関連のある内容を位置付け、子どもの実態、地域の特性を考慮したうえで、総合的な学習の時間の目標に即し、学校として育てたい資質・能力を明らかにして学習計画を立案することが大切です。

また、人権に関する知識や技能を学ぶという学習にとどまることなく、個々のもつ課題について探究していくなど、子どもたちが主体的に取り組む態度の育成を目指したり、自己の生き方を考えたりすることができるようにしていく必要があります。

(ア) 育てようとする資質や能力及び態度

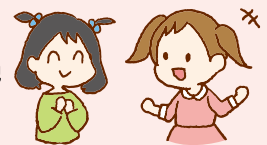
総合的な学習の時間を適切に実施することを通して、人権教育として身に付けさせたい力や技能を育成することができます。

総合的な学習の時間で育てようとする資質や能力及び態度

- 問題状況における事実や関係を把握し、理解する。
- 相手や目的に応じてわかりやすく表現する。
- 学習の進め方や仕方を振り返り、学習や生活に生かそうとする。
- 探究的な活動を通して、自己の生き方を考え、夢や希望などをもとうとする。
- 探究的な活動を通して、異なる意見や他者の考えを受け入れて尊重しようとする。
- 自他のよさを受け入れながら協力して問題の解決に向けた探究に取り組もうとする。
- 探究的な活動を通して、進んで実社会・実生活の問題の解決に取り組もうとする。

人権教育として身に付けさせたい力や技能

- 他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどが分かるような想像力、共感的に理解する力
- 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような伝え合い、分かり合うためのコミュニケーション力やそのための技能
- 自分の要求を一方向的に主張するのではなく、建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を満たせる解決法を見いだして、それを実現させる能力やそのための技能



(イ) 総合的な学習の時間における人権学習の配慮事項

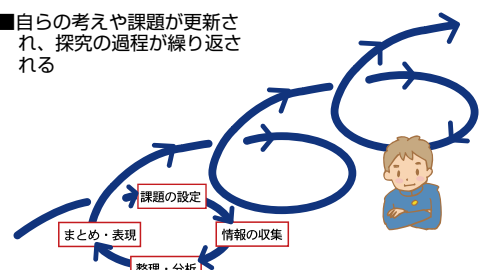
●探究的な学習

探究的な学習とは、下の図のような問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく一連の学習活動です。

【探究的な学習における児童生徒の学習の姿】

- ①【課題の設定】
体験活動等を通して、課題を設定し課題意識をもつ。
- ②【情報の収集】
必要な情報を取り出したり収集したりする。
- ③【整理・分析】
収集した情報を、整理したり分析したりして思考する。
- ④【まとめ・表現】
気付きや発見、自分の考え等をまとめ、判断し、表現する。

■自らの考えや課題が更新され、探究の過程が繰り返される



■日常生活や社会に目を向け、児童生徒が自ら課題を設定する

こうした探究の過程の中で人権課題を考えることで、子どもは繰り返し、人やもの、事象と出会い、調べ、考えを深めていきます。

●協働的な学習

総合的な学習の時間では、特に、他者と協働して課題を解決しようとする学習を重視します。それは、多様な考え方をもち他者と適切に関わり合ったり、社会に参画したり貢献したりする資質や能力及び態度の育成につながるからです。具体的には、次のような学習の仕方と子どもの姿が想定できます。

- ① 多様な情報を活用して協働的に学ぶ
- ② 異なる視点から考え協働的に学ぶ
- ③ 力を合わせたり交流したりして協働的に学ぶ
- ④ 主体的かつ協働的に学ぶ

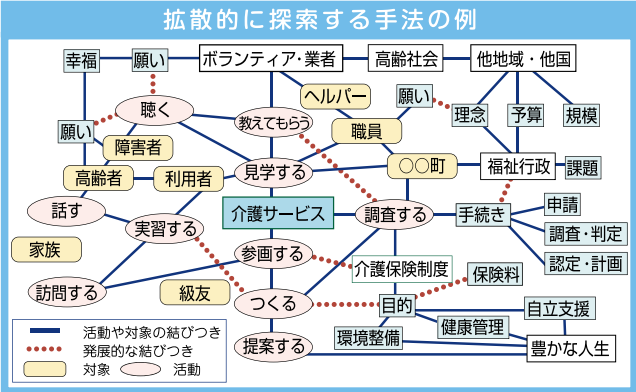
●意図した学習（人権課題との出会い等）を効果的に生み出す単元の構成

子どもの疑問や関心を源とする子ども主体の学習活動の中で、どのようにすれば教師が意図する学習を効果的に生み出すことができるか？

- ① 関心や疑問から、子どもたちはどのような活動を求め、展開していかようかと考える。
- ② 活動の展開で出会う様々な問題場面と、その解決を目指して子どもが行う問題解決や探究活動の様相、さらにそれぞれの学習活動を通して子どもが学ぶであろう事項について、考えられる可能性をできるだけ多角的、網羅的に予測する。
- ③ 学校で定めた内容、育てたい資質や能力及び態度との照らし合わせを行う。

人権課題と出会わせる方法（例）

「介護サービス」の教材としての広がりや想定した右の図のように、特定の素材から広がる活動や対象を、できるだけ幅広く拡散的に探索することによって人権課題に気付くことができます。



●学習展開の仕方

子どもたちが自ら課題意識をもち、その意識を連続発展させることは欠かせません。しかし、子どもが自ら課題を発見するためには、教師はただ待つのではなく、意図的な働きかけを行い、学習対象との関わり方や出会わせ方等を工夫することが大切です。

●言語活動の充実

「探究的な学習」や「協働的な学習」の過程の中で、子どもが人権に関する内容や人権課題に関わる内容と出会うことだけが学習の目的ではありません。

言語活動の充実を図り、体験したことや収集した情報を分析したり、まとめ、表現したりする活動を通して、現実の生活や自己の生き方を重ね合わせて考えられるようにすることが大切です。

③特別の教科 道徳

(ア) 道徳教育との関連

道徳教育と人権教育とは、人間の生き方や生活の根本に関わるものであり、知的理解と実践的行為に基づく人間性の育成をはじめ、様々な共通点があります。道徳教育も人権教育も、本来学校教育全体で組織的・計画的に取り組んでいかなければなりません。

今回改訂された「学習指導要領」の総則においても、小中学校においては「学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（道徳科）の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うもの」「自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする教育活動」と明記されています。

また、高等学校においては、「道徳教育を進めるにあたり、道徳的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないより良い社会を実現しようとする態度を養うための指導が、適切に行われるよう配慮しなければならない。」と明記されています。

人権教育でも「学校における人権教育の取組の視点」として、「人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要である。」と人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕に明記されています。

育てたい力

道徳教育

「道徳性」

人間としてよりよく生きようとする人格的特性

- 道徳的判断力
- 道徳的心情
- 道徳的実践意欲及び態度



人権教育との関連

「価値的・態度的側面」

- 人間の尊厳・価値の尊重、自己尊重の感情
- 多様性の尊重・共生
- 権利と責任、公平・公平
- 参加・参画

「技能的側面」

- 想像力・共感力
- コミュニケーション能力
- 人間関係調整力・問題解決力
- 公正・公平な思考力・判断力

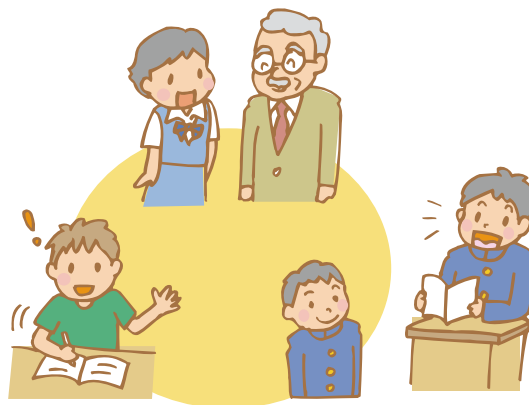
道徳教育と人権教育は関連性が見られ、よりよく生きたいと思う感情の道徳的心情は、人権教育では感受性という技能的側面でとらえることができ、またよりよく生きるためにどうすべきかを判断する能力である道徳的判断力は、人権教育における技能的側面に含まれると考えられます。そして、道徳的実践意欲及び態度と人権教育の価値的・態度的側面は、ともにそれぞれの価値を大切にしようとする面について共通しています。

また、「特別の教科 道徳」では、いじめ問題への対応の内容の充実をはじめ、「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」の内容項目を小学校に追加し、内容の充実を図っています。これらの内容項目の中の「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」等については、人権教育では人権や人権課題についての学習においても関連させて学習することができます。

(イ) 道徳科の時間に人権教育を関連させる方法

人権教育は各教科等の学習の中に位置付けて行うものであり、それは道徳科の時間においても同様です。道徳科の時間の目的を達成したうえで、人権教育との関連性を図ることが重要です。また、人権教育を道徳科の時間で行うためには、人権に関する何を学ぶのかを具体的に設定する必要があります。

そして、道徳科の時間の価値の自覚を深める授業を展開しつつ、その中で人権感覚を身に付けることができるような学習過程や、道徳科の価値と人権課題についての知識、人権感覚を学ぶことを位置付ける学習過程を形成することができます。

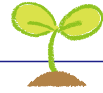


【具体例】

- ・「公正・公平・社会正義」の内容項目についての話し合い活動を通して、コミュニケーションスキルを学び、学級の仲間と協力する場面や互いの意見を認め合う場面を設定することで、道徳的価値を高め人権感覚を身に付ける。
- ・上記の内容項目で、人権課題についての学習内容を知識として学習する場面や、差別の現実の課題を解決するための話し合い活動を設定し、道徳的価値を高め人権感覚を身に付ける。

具体的な授業を計画していく場合、自己尊重や他者尊重を育てていくために、できるだけ多くの対話の場を設け、また子どもが主体的に考え合う具体的状況をつくっていくことが重要となります。道徳教育の場合では、学習指導要領改訂に伴い、社会の持続可能な発展等、社会の現代的な課題の扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるように努めることが求められており、子ども自らが考え、理解し、主体的・対話的で深い学びの学習が提唱されています。

また人権教育においても、他の人とともによりよく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し義務や責任を果たす態度、具体的な人権課題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力等を、子どもが習得していくことが大切です。各学校においては、教育活動全体を通じて、他の人の立場に立って、その人に必要なことやその人の考えや気持ち等が分かるような想像力、共感的に理解する力を育むことが必要です。また、考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、分かり合うためのコミュニケーション能力を総合的にバランスよく培うことが求められています。さらに、人権教育も道徳教育も単独ではなく、他教科や領域と連携しながら行っていくことが、年間指導計画等を立てていくうえで重要な視点です。



④特別活動

(ア) 特別活動との関連

特別活動の目標は、小・中・高等学校のいずれの学習指導要領にも、「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、さまざまな集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、資質・能力を育成する」と示されています。

特別活動の目標に示された育成したい資質・能力・態度は、人権教育で育成したい「自己的人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度」と重なる部分があり、特別活動と人権教育は密接な関係にあると言えます。

話し合い活動やグループ活動を通して、助け合いや思いやりの心を育てたり、学校行事等におけるボランティア活動等の社会体験や自然体験等を通して豊かな心を育てたりすることは、人権教育の目標に結びつくものです。

特別活動の実施にあたっては、その目標や特質を踏まえるとともに、人権教育の目標に関連させた年間指導計画を作成することが大切です。特に、子どもの日常生活に見られる人間関係の問題や様々な人権課題に関する内容については、学級活動やホームルーム活動において指導の充実が図られるように指導計画に位置付けることが求められます。

また、補助教材の選定・活用については、資質・能力の育成に向けて、子どもの主体的・対話的で深い学びの実現を図るためのものとなるよう、十分検討する必要があります。

(イ) 学級活動との関連

学級活動では、学級や学校での生活をよりよくするために、互いに尊重しよさを認め合えるような人間関係を形成し、よりよい生活を築くために役割や責任を果たし、自己をよりよく生かすとともに、ともに考え話し合い、協力して諸問題を解決したり、自己の（人間としての）生き方（在り方）についての考え（自覚）を深めたり、自主的、実践的に取り組むことを通して、資質・能力を育成することを目指します。



(ウ) 児童会・生徒会活動及びクラブ活動（小学校）との関連

児童会・生徒会活動及びクラブ活動（小学校）は、それぞれのねらいや活動形態の違いはあるものの、集団活動の基本的な性格や指導の在り方において共通の特色を有しています。異年齢の集団活動は、子どもたちが、所属する集団の一員としての自覚と責任感をもち、ともに協力し、信頼し支え合おうとする人間関係を構築し、他者を尊重し、ともによりよい集団生活や社会生活を築こうとする開かれた人間関係を学ぶことができます。また、学校生活の充実・向上に関わる問題について、みんなで話し合って協力して解決したり、集団や社会の一員としての自覚に基づき、学校や地域社会の生活の充実・向上に積極的に関わったり、自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、資質・能力を育成することを目指します。

これらの活動を通して、子どもに身に付けさせたい資質や能力及び態度は、人権教育で身に付けさせたい人権感覚と共通するものがあります。したがって、各活動で身に付けさせたい資質や能力及び態度を明確にして、適切に指導していくことは、人権教育の観点からも重要です。

(工) 学校行事

全校又は学年の児童生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、資質・能力を育成することを目指します。これらは、人権教育の知識的側面や価値的・態度的側面、技能的側面と共通するものもたくさんあり、学校行事で育てたい子どもの資質や能力及び態度の育成は、人権教育で育てたい知的理解や人権感覚の育成につながります。

(4) 指導方法の在り方

①効果的な学習教材の選定・開発

人権教育の学習教材を選定・開発するにあたっては、まず何よりもその学習の目的が明確化されなければなりません。

教職員は、その学習の目的に応じて、「身近な事柄を取り上げる」「子どもたちの興味・関心を生かす」など、内容面での創意工夫を行い、多様な学習教材の選定・開発をする必要があります。また、作成した教材を子どもたちに与えるだけでなく、地域の人々の生き方・考え方や地域の歴史・伝統を学ぶ際の聞き取りや調べ学習といった活動の中から、子どもたち自身が自らの教材を作り上げていくという学習過程も大切にしたいものです。

効果的な学習教材の選定・開発だけでなく、指導者の役割を問い直すことも重要です。子どもたちの主体性を引き出し、活発な学びの場を生み出すために、教師にはファシリテーター（学習促進者）としての役割が期待されます。知識の一方的な伝達にとどまらない、創造的・生産的な活動を保障する推進役としての働きかけが望まれます。



【効果的な教材（例）】

- 外部講師の講話やふれあいの教材化
- 命の大切さに関する教材
- 地域の教材化
- 小説、詩、歌等の作品の教材化
- 保護者や地域関係者とともにつくる教材
- 歴史的事象の教材化
- 子どもの感性に訴える視聴覚教材
- 同世代の子どもの人権作文

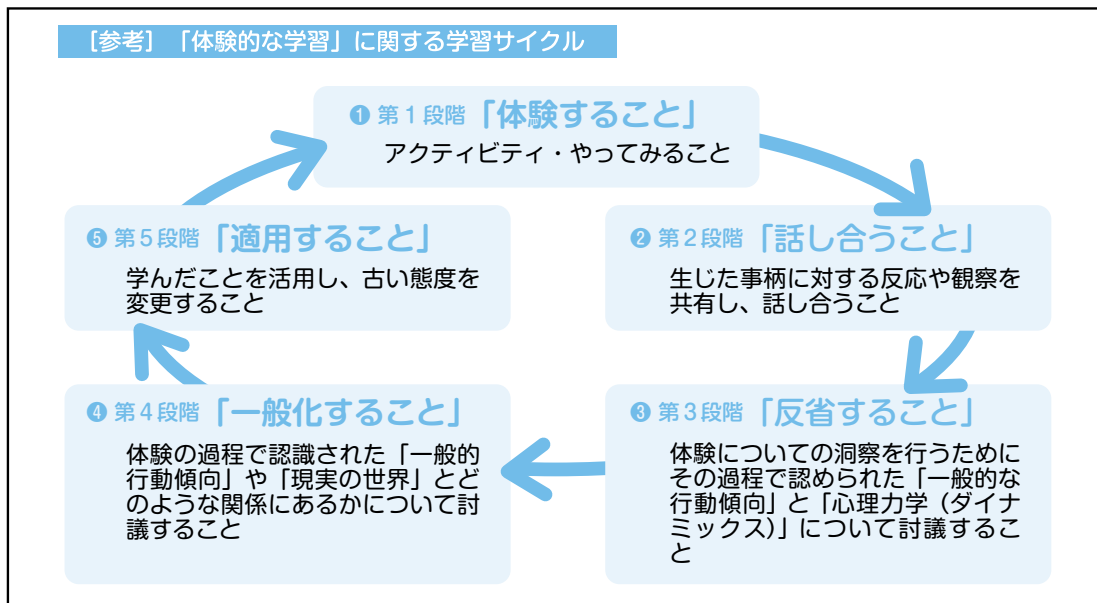
②指導方法の工夫

人権に関する知的理解を深める指導についても、人権感覚を育成する基礎となる価値的・態度的側面や技能的側面の資質・能力についても、知識を一方向的に教え込んだり、言葉で説明して教えるというような指導方法では到底育むことができません。

このような資質や能力を育成するためには、子どもたち自身が「感じ・考え・行動する」こと、つまり、自分自身の心と頭と体を使って、主体的・実践的に学習に取り組むことが不可欠です。

子どもたちの「協力」「参加」「体験」「追求」を中核においた学習形態は、人権教育の指導方法の基本原理であると言えます。

- 協力的な学習…児童生徒が自分自身と学習集団の全員にとって有益となるような結果を求めて、協力しつつ共同で進める学習。
- 参加的な学習…学習課題の発見や学習内容の選択等も含む領域に、児童生徒が主体的に参加する学習。
- 体験的学習…具体的な活動や体験を通して、問題を発見したり、その解決法を探求したりするなど、生活上必要な習慣や技能を身に付ける学習。



そのうえで、指導方法の工夫として、「子どもたちの主体性を尊重すること」「『体験』を取り入れること」「発達段階を踏まえること」が大切です。

③人権教育の振り返り

教育活動は、常に効果的であったかどうかということ振り返り、改善していくことが大切です。そのためにも、人権教育の目標や育てたい資質・能力を明確にした人権教育の推進が望まれます。

「学んだ証は変わる」という言葉が示すように、人権教育では学ぶ主体である子どもが、学習することによって、その態度や行動がどのように変容したかに重きが置かれます。

そして、その変容は様々な生活経験と相まって見られることも多く、学習場面だけでなく、日頃の対話、日記や作文等の記録等から多面的、継続的に子どもの様子をつかんでいくことが大切です。

3

人権教育全体計画例・年間指導計画例

(1) 小学校 人権教育全体計画例

学校教育目標

- ・人権を尊重し、仲間を大切にできる児童の育成
- ・自ら学び、主体的に行動できる児童の育成

人権教育目標（目指す子ども像）		学習機会を保障する活動の確認	
<p>人とのつながりのなかで、人権感覚を養い、社会や生活を見つめながら、主体的に行動することができる。</p>		<p>○実態把握 ・学力診断 ・生活調べ ○授業改善 ・基礎基本の徹底 ・授業評価システム ○加力学習の充実 ○キャリア教育の充実 ○家庭学習の習慣化 ○不登校への対応 ○校内支援委員会</p>	
1. 2年	自分の思いが言え、友だちの気持ちも考え、仲良く助け合えることができる。	<h3>職員間で共通理解を必要とする事項</h3> <p>○保護者の願い ・夢を持たせたい ・いじめのない学校 ・地元の中学校に通わせたい ○地域の実情 ・ゆず産業が中心 ・地域行事への参加者が多い ・高齢化が進んでいる ○児童の実態 ・全体的には仲が良いが孤立している児童もいる</p>	
3. 4年	身の回りの矛盾や不合理に気付くことができる。		
5. 6年	身の回りの人権問題に気付く、仲間と協力し合って解決しようと行動できる。		
目指す教職員像			
<p>○確かな人権感覚をもち、児童や保護者に寄り添える。 ○課題解決に向けて積極的に取り組める。</p>			

人権が侵害されたり、配慮が必要と思われる子どもの姿	
<p>○不登校傾向にある児童（4人） ○保護者が外国出身の児童（1人） ○いじめの被害者となっていた児童（3人） ○いじめの加害者となっていた児童（5人） ○発達障害など特性のある児童（8人） ※少人数の学校ではシートを校外に出す場合には配慮が必要です。</p>	

人権学習及び校内研修等の計画													
		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害者	HIV感染者等	ハンセン病回復者等	外国人	犯罪被害者等	インターネットによる人権侵害	災害と人権	その他
学習	1. 2年			○	○								○
	3. 4年		○	○	○	○			○		○		○
	5. 6年	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○
研修	保護者				○						○		○
	教職員											○	○

※保護者対象のものは、人権教育参観日の公開授業を含みます。
 ※ハンセン病回復者については、同一校区の中学校で行うように確認している場合の例です。
 ※その他には、人権に関わる普遍的な視点からの学習（人権とは何か、なまづくり、生命、平和学習等）、その他の人権課題の学習（性的指向、性同一性障害等）、人種差別等が想定されます。

各教科等における人権教育との関連			
国語	教材を通して自分の生き方についての考えを広げる。	体育	協調性・連帯性を育てる。
社会	自他の人権の大切さを理解し、身近な人権課題に関心を持ち、平和で民主的な国家・社会の形成者に必要な公民としての資質、能力の基礎を養う。	家庭	よりよい家庭生活のあり方に気付き実践する力を育てる。
算数	論理的思考や合理的な考えを持つ。	外国語活動	外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながらコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。
		外国語	外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながらコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。
理科	問題解決の力、自然を愛する心情や生命を尊重する態度を養う。	特別の教科道徳	差別や偏見に気付かせ、人間尊重の精神を育てる。情報モラル教育
生活	身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり生活を豊かにしようとする態度を養う。	総合的な学習の時間	探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する。
音楽	合唱や合奏を通して、音楽に対する感性を高め、豊かな情操を育てる。	特別活動	学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事において望ましい集団活動や人間関係について体験を通して学び、自他を尊重し社会に貢献する姿勢を養う。
図画工作	表現活動や鑑賞活動を通して、感性を働かせながら、豊かな情操を育てる。	特設	教科等で行う人権課題にかかわる学習を補充・深化・統合する。教科外の時間での、ゲストティーチャー（当事者）による講演会等を企画する。

※特設の時間を設定する際は、各教科等の標準授業時数を確保し、特別活動（学級活動以外）の時間を適切に設定した上で、年度当初に教育計画に位置付けてください。

学校生活等における人権教育の視点	
朝の挨拶	・友だちの体調を気にかけて、良好な人間関係を意識する。
出席確認	・欠席理由を気にかけて、欠席者や学級に貢献できることを考える。友だちが登校できていることに喜びを感じる。
授業	・互いの特性に配慮しながら、集団として学ぶことを実感している。人権課題に対する知識理解を深める。
班活動	・班長が班員に対して配慮する。班長のコーディネートに協力する。意見を出しづらい班員に配慮する。
掃除	・自分から汚れ（問題）に向き合う。自分の行動できれいになること（解決）を実感する。特定の児童にしんどい役を固定しない。
家庭訪問	・家族が抱えている社会的な不合理や悩みを確認する。子どもの成長に関わる不合理、悩みや希望を確認する。

小学校第1学年 人権教育年間指導計画(例)

各教科等	1学期	2学期	3学期
国	はきはきあいさつ	ともだちにきいてみよう	むかしばなしをたのしもう
算	がっこうだいすき ・みんなともだち ・たんけんでみつけたことをはなそう	つくろうあそぼう ・みんなであそぼう ・いっしょにあそぼう	もうすぐ2ねんせい ・いちねんかんをふりかえろう ・あたらしい1年生をしょうだいしよう
生活		かぞくにここにくださいせん ・いえで チャレンジ ・ありがとうをつたえたい	
音	うたでいっしょにあそぼう	きせつのうた	
図		こころのはなをさかせよう	
体			
特別の教科 道徳	はやとのゴール(高齢者)	オリンピック・パラリンピック(外国人・障害者) 学校へ行くとき(外国人) やめなさいよ(子ども)	二わのことり あしたはえんそく(子ども)
特別活動	あいさつ	きもち いろいろ いいきもち	かんしゃの気持ちをあらわそう
児童会活動	縦割りの班編成	ウィンター集会	ユニセフ募金 長縄跳び大会
学校行事	入学式 春の遠足	運動会 社会見学 人権教育参観日	6年生を送る会 卒業式
特設等		平和学習	人権の花植え

※個別の人権課題に関する学習(個別的な視点からの取組)は、発達段階に配慮したうえで教科等と関連づけて、計画的に位置づけることが必要です。

※単元・題材名の横に人権課題を記載しているものは、個別的な視点からの取組を示しています。

※単元・題材名のみのは普遍的な視点からの取組等を示しています。(生命)や(平和)等、重点とする内容を明確にしたい場合は、学校の裁量に応じて記載してください。

小学校第3学年 人権教育年間指導計画(例)

1 学期		2 学期	3 学期
各教科等			
国	話したいな、うれしかったこと	案内の手紙を書こう (高齢者)	
社	わたしたちのくらしとまちではたらく人びと		古い道具と昔のくらし (高齢者)
算			
理			
音		世界の友だちの歌を楽しもう (外国人)	
図	はだいろってどんな色 (外国人)		
体			
特別の教科 道 徳	三年生は上級生 アメリカから来たサラさん (外国人)	同じなかまだから (子ども) バスの中で (高齢者) みんながくらしやすい町 (障害者)	道夫とぼく (子ども) きよしのなやみ (インターネットによる人権侵害)
外国語活動	Hello! あいさつをして友達になろう (外国人)		
総合的な 学習の時間		みんなちがってみないっしょ (障害者) ・身の周りにあるユニバーサルデザインを見つけよう ・アイマスク体験 ・ユニバーサルデザインを考えよう	
特 別 活 動	学級のなかの大切なわたし	みんなで協力 (子ども・女性)	思い出新聞
	縦割り班編成	ウィンター集会	ユニセフ募金
	入学式	春の遠足	6年生を送る会
特 設 等		運動会	卒業式
		社会見学	人権教育参観日
		平和学習	人権の花植え

※個別の人権課題に関する学習 (個別の視点からの取組) は、発達段階に配慮したうえで教科等と関連づけて、計画的に位置づけることが必要です。

※単元・題材名の横に人権課題を記載しているものは、個別的な視点からの取組を示しています。

※単元・題材名のみのは普遍的な視点からの取組等を示しています。(生命) や (平和) 等、重点とする内容を明確にしたい場合は、学校の裁量に応じて記載してください。

小学校第5学年 人権教育年間指導計画（例）

1 学期		2 学期	3 学期
各教科等			
国	だいじょうぶ だいじょうぶ (高齢者) 立場を決めて討論しよう	敬語を適切におおう	
社	日本は世界のどこにある？	心を豊かにする工業（女性・障害者・高齢者） 社会を変える情報（インターネットによる人権侵害）	自然災害を防ぐ
算			
理			人のたんじょう
音		世界の音楽（外国人）	気持ちを合わせて演奏しよう
図	ゆめをかたちに ～新しい世界や人々と、心をつないで～	伝えたい気持ちを箱につめて	
家	家庭生活と家族を見つめよう	家族が喜ぶ食事を作ろう（女性）	家族の一員として家庭や地域でできること
体		心の健康（子ども）	
外国語		What would you like? (外国人)	What do you have on Monday? (外国人)
特別の教科 道徳	どうすればいいのだろう（子ども） 台湾からの転入生（外国人）	ペルーはなっている（外国人） 知らない間の出来事（インターネットによる人権侵害） 道案内（高齢者）	「太陽のようなえがお」が命をつなぐ 和太鼓調べ
総合的な 学習の時間		共に生きるために（高齢者） ・生きがいを見つけて ・地域の先輩から話を聞こう ・地域の安全と役割を考えよう	識字を通して学びを考える（同和問題） ・校内オリエンテーリング ・日本の識字について考える ・識字学級生との交流
特別 活動	学級活動 縦割り班編成	合宿に向けての仲間づくり	避難生活を考えよう（災害と人権） 感謝の花束
活動	クラブ活動	春の遠足	ウィンター集会 ユニセフ募金 長縄跳び大会
特設等	入学式 春の遠足	社会見学 運動会	異年齢集団の交流を深め、共通の興味・関心を追求する活動
	平和学習 人権作文	人権教育参観日	6年生を送る会 卒業式
		人権の花植え	

※個別の人権課題に関する学習（個別的な視点からの取組）は、発達段階に配慮したうえで教科等と関連づけて、計画的に位置づけることが必要です。

※単元・題材名の横に人権課題を記載しているものは、個別的な視点からの取組を示しています。

※単元・題材名のみのは普遍的な視点からの取組等を示しています。（生命）や（平和）等、重点とする内容を明確にしたい場合は、学校の裁量に応じて記載してください。

(2) 中学校 人権教育全体計画例

学校教育目標

- ・人権を尊重し、人を大切にする生徒の育成
- ・自ら学び、主体的に行動できる生徒の育成

人権教育目標（目指す子ども像）		学習機会を保障する活動の確認
<p align="center">人権が尊重される社会づくりに向けて、 主体的に行動できる生徒の育成</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○実態把握 ・学力診断 ・生活調べ ○授業改善 ・基礎基本の徹底 ・授業評価システム ○加力学習の充実 ○キャリア教育の充実 ○家庭学習の習慣化 ○不登校への対応 ○校内支援委員会
1 学年	自分自身を見つめ直したり、仲間とともに認め合ったりするなかで自尊感情を育てる。 身の回りの差別や不合理を見抜き、仲間と協力して解決していく力を育てる。	<p align="center">職員間で共通理解を必要とする事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保護者の願い ・希望する進路に進ませたい ・いじめのない学校 ○地域の実情 ・地元の高校に通わせたい ○生徒の実態 ・地域の産業が弱く市外で働く者が多い ・地域行事への参加者は高齢者が多く固定化している ・全体的には仲が良いが孤立している生徒もいる
2 学年	様々な出会いを通して、自分と地域・社会とのかかわりに気付き、今できることを考える力を育成する。	
3 学年	集団の一員として、仲間とともに進路を切り拓いていく力を育てる。 様々な差別の現実に対する正しい理解を深め、人権課題を解決していく意欲と態度を育てる。	
<p align="center">目指す教職員像</p> <ul style="list-style-type: none"> ○確かな人権感覚をもち、生徒や保護者に寄り添える。 ○課題解決に向けて積極的に取り組める。 		

人権が侵害されたり、配慮が必要と思われる子どもの姿
<ul style="list-style-type: none"> ○不登校傾向にある生徒（4人） ○保護者が外国出身の生徒（1人） ○いじめの被害者となっていた生徒（3人） ○いじめの加害者となっていた生徒（5人） ○発達障害など特性のある生徒（8人） <p align="right">※少人数の学校ではシートを校外に出す場合には配慮が必要です。</p>

人権学習及び校内研修等の計画													
		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害者	HIV感染者等	ハンセン病回復者等	外国人	犯罪被害者等	インターネットによる人権侵害	災害と人権	その他
学習	1			○	○							○	○
	2	○	○	○	○	○			○			○	○
	3	○				○	○	○		○		○	○
研修	保護者	○									○		○
	教職員	○		○								○	○

- ※保護者対象のものは、人権教育参観日の公開授業を含みます。
 ※使用する教材については同一校区の小学校と重ならないよう調整してください。
 ※その他には、人権に関わる普遍的な視点からの学習（人権とは何か、なかまづくり、生命、平和学習等）、その他の人権課題の学習（性的指向、性同一性障害等）、人種差別等が想定されます。

各教科等における人権教育との関連			
国語	教材を通して自分の生き方についての考えを広げたり、深めたりする。	技術・家庭	生活の営みに係る見方・考え方や技術の見方・考え方を働かせ、よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し想像する資質・能力を育成する。
社会	自他の人権の大切さを理解し身近な人権課題に関心をもち、平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。	外国語	外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手・読み手・話し手・書き手に配慮しながら、コミュニケーションを図ろうとする態度を養う。
数学	論理的思考や合理的な考え方をもち、客観的に判断する態度を育てる。	特別な教科道徳	差別や偏見に気付け、人間尊重の精神を育てる。 情報モラル教育
理科	科学的に探求する力、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。	総合的な学習の時間	教科横断的な内容の学習や体験的活動を通して、課題を解決するための実践的行動力や豊かな人間性を養う。
音楽	表現及び鑑賞の幅広い活動を通して豊かな感性を育てる。	特別活動	学級活動、生徒会活動、学校行事において、望ましい集団活動を通して学び、自他を尊重し社会に貢献する姿勢を養うとともに、人間としての生き方についての自覚を深める。
美術	表現及び鑑賞の幅広い活動を通して豊かな感性を育てる。	特設	教科等で行う人権課題にかかわる学習を補充・深化・統合する。教科外の時間での、ゲストティーチャー（当事者）による講演会等を企画する。
保健体育	協調性・連帯性を育てる。		

※特設の時間を設定する際は、各教科等の標準授業時数を確保し、特別活動（学級活動以外）の時数を適切に設定した上で、年度当初に教育計画に位置付けてください。

学校生活等における人権教育の視点
朝の挨拶・・・友だちの体調を気にかけて、良好な人間関係を意識する。
出席確認・・・欠席理由を気にかけて、欠席者や学級に貢献できることを考える。友だちが登校できていることに喜びを感じる。
授業・・・互いの特性に配慮しながら、集団として学ぶことを実感している。人権課題に対する知識理解を深める。
班活動・・・班長が班員に対して配慮する。班長のコーディネートに協力する。意見を出しづらい班員に配慮する。
掃除・・・自分から汚れ（問題）に向き合う。自分の行動できれいになること（解決）を実感する。特定の生徒にしんどい役を固定しない。
家庭訪問・・・家族が抱えている社会的不合理や悩みを確認する。子どもの成長に関わる不合理、悩みや希望を確認する。

中学校第2学年 人権教育年間指導計画(例)

各教科等	1 学 期	2 学 期	3 学 期
国	字のない葉書 小さな労働者(子ども)		わたしが一番きれいだったとき(高齢者)
社	江戸時代のさまざまな身分と暮らし 新しい学問と化政文化(同和問題)	近代文化の形成 広がる社会運動と普通選挙の実現(同和問題)	持続可能な社会に向けて (同和問題、外国人、女性、人権全般)
数		みんなですで使える施設を考えよう、点字を考えてみよう(障害者) 女子の生まれる確率(女性)	
理		生命を維持するはたらき	
音	交響曲第5番ハ短調(障害者)		
美	ゲルニカ、明日への願い	人権ポスター(全般)	
保体			犯罪被害の防止、自然災害による傷害の防止
技・家	家庭のはたらき(子ども・高齢者・女性) 私たちの家庭生活と地域(子ども・高齢者)	幼児とのふれあい(子ども) 災害時の住まいと暮らし(女性・子ども・障害者・高齢者・外国人・性的マイノリティ他)	家庭内の安全(高齢者・障害者)
外	What Can We Do for Others?(子ども)	If You Wish to See a Change(子ども・外国人) Friendship across Time and Borders(外国人)	
特別の教科 道徳	ネット将棋(インターネットによる人権侵害) ※教材は移行期により文部科学省「わたしたちの道徳」(平成26年)より掲載	一冊のノート(高齢者)	正義を重んじ公正・公平な社会を (人権全般・子ども)
総合的な 学習の時間	学びを仲間(子ども・障害者・外国人・平和) 修学旅行についての学習(人権全般・平和)	人権尊重のまちづくり (同和問題・女性・子ども・障害者・外国人・高齢者・災害と人権・性的マイノリティ・人権全般)	
特 別 活 動	気付きと思いやり 自己理解・他者理解	職業人になりきって	男女共同参画の社会を考えよう(女性)
	ボランティア活動 1日体験入学		
学 校 行 事	入学式 修学旅行	体育大会 文化発表会 人権参観日	卒業式
特 設 等	人権意識調査	人権標語づくり(全般)	

※個別の人権課題に関する学習(個別の視点からの取組)は、発達段階に配慮したうえで教科等と関連づけて、計画的に位置づけることが必要です。

※単元・題材名の横に人権課題を記載しているものは、個別の視点からの取組を示しています。

※単元・題材名のみものは普遍的な視点からの取組等を示しています。(生命)や(平和)等、重点とする内容を明確にしたい場合は、学校の裁量に応じて記載してください。

(3) 高等学校 人権教育全体計画例

学校教育目標

- ・学習意欲を喚起し学習習慣を確立させ、学力の向上を目指す。
- ・人間としての在り方や生き方を考えさせるとともに、思いやりの心を育み人権尊重の精神を育てる。

人権教育目標（目指す子ども像）	
○人権に関する知的理解の深化 ○人権感覚の育成	
1学年	自己理解や他者理解を深め、自尊感情を育む。
2学年	身の周りの人権問題を知り、解決の方法を探る。
3学年	人権が尊重される社会づくりを担う一員としての自覚を養う。
(4年生)	
目指す教職員像	
○確かな人権感覚をもち、生徒や保護者に寄り添える。 ○課題解決に向けて積極的に取り組める。	

学習機会を保障する活動の確認
○実態把握 ・学力診断 ・生活調べ ○授業改善 ・基礎基本の徹底 ・授業評価システム ○加力学習の充実 ○キャリア教育の充実 ○家庭学習の習慣化 ○不登校への対応 ○校内支援委員会
職員間で共通理解を必要とする事項
○保護者の願い ・希望の進路に就かせたい ・いじめのない学校 ・県内で進学させたい ・県内企業に就職させたい ○地域の実情 ・地元の生徒が多く地域も協力的である ・主な地域産業は農家が多い ○生徒の実態 ・全体には仲が良いが孤立している生徒もいる ・部活動への参加率が低い

人権が侵害されたり、配慮が必要と思われる子どもの姿
○不登校傾向にある生徒（4人） ○保護者が外国出身の生徒（1人） ○いじめの被害者となっていた生徒（3人） ○いじめの加害者となっていた生徒（5人） ○発達障害など特性のある生徒（8人） ※少人数の学校ではシートを校外に出す場合には配慮が必要です。

人権学習及び校内研修等の計画													
		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害者	HIV感染者等	ハンセン病回復者等	外国人	犯罪被害者等	インターネットによる人権侵害	災害と人権	その他
学習	1			○			○		○		○		○
	2	○	○		○			○	○	○			○
	3	○				○						○	○
研修	保護者										○		○
	教職員	○		○						○		○	○

※保護者対象のものは、人権参観日の公開授業を含みます。

※その他には、人権に関わる普遍的な視点からの学習（人権とは何か、なかまづくり、生命、平和学習等）、その他の人権課題の学習（性的指向、性同一性障害等）、人種差別等が想定されます。

各教科等における人権教育との関連			
国語	伝え合い、理解し合う力を高めるとともに、ものの見方、考え方を豊かにし、人間としての在り方生き方について考える態度を育む。	芸術	創作活動や鑑賞を通して、感性を高め、豊かな情操を養うとともに、豊かな人生を創造する態度を養う。
地理歴史	世界の人々の生活や文化の特色や、我が国の伝統や文化について理解と認識を深め、平和で民主的な国家・社会を形成する国民的資質や人権尊重の精神を養う。	外国語	多様性や正義、自由、平等の意義を理解し、様々な人と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育む。
公民	現代社会について主体的に考察させ理解を深めるとともに、自他を尊重する感性や人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会を形成するために必要な国民的資質を養う。	家庭	男女や子ども、高齢者などが、家庭や地域の中で互いに助け合い、よりよい社会や暮らしを実現しようとする意欲や態度を育む。
数学	数学的な思考力、判断力を育成し、論理的な思考によって課題に対処しようとする態度を育む。	情報	情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、情報化の進展に主体的に対応し人権に配慮して情報を活用しようとする態度を育む。
理科	目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探究する能力と態度を育む。	総合的な学習の時間	自ら課題を見つけ、学び、考えることで、諸問題に主体的に取り組み、周りと協力しながら、よりよく問題を解決する能力を育む。
保健体育	運動の実践を通して、公正、協力、責任、参画などに対する意欲を高めるとともに、個人及び社会生活における健康・安全について理解を深め、生命尊重の精神を養う。	特別活動	ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事を通して望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員として諸課題を解決し、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

学校生活等における人権教育の視点
朝の挨拶・・・友だちの体調を気にかけて、良好な人間関係を意識する。
出席確認・・・欠席理由を気にかけて、欠席者やホームに貢献できることを考える。友だちが登校できていることに喜びを感じる。
授業・・・互いの特性に配慮しながら、集団として学ぶことを実感している。人権課題に対する知識理解を深める。
班活動・・・班長が班員に対して配慮する。班長のコーディネーターに協力する。意見を出しづらい班員に配慮する。
掃除・・・自分から汚れ（問題）に向き合う。自分の行動できれいになること（解決）を実感する。特定の生徒にしんどい役を固定しない。
面談（家庭訪問）・・・家族が抱えている社会的不合理や悩みを確認する。子どもの成長に関わる不合理、悩みや希望を確認する。

【人権教育年間指導計画例】

<生徒への取組計画例（教科、特別活動等）>

※人権課題の欄には以下のうちのいずれかを記入してください

同和問題・子ども・高齢者・女性・障害者・HIV感染者等・外国人・犯罪被害者等
インターネットによる人権侵害・災害と人権・その他

学年	人権課題	1学期	人権課題	2学期	人権課題	3学期
1学年	その他 インターネットによる人権侵害 子ども その他	○一人一人が大切にされるクラスにしよう(LH) ・人間関係づくり ・HR目標決め ○情報社会におけるコミュニケーション(情報) ○児童憲章・児童虐待(家庭) ○児童労働(地歴) ○生物の多様性と共通性(理科)	その他 障害者 外国人 高齢者 障害者 その他	○1メッセージで伝えよう(LH) ○ユニバーサルデザイン(芸術) ○新しい人権と人権保障の広がり(公民) ○ノーマライゼーション・バリアフリー・シルバーハラスメント(家庭) ○異文化理解(英語) ○新聞を使った意見交流(総学)	HIV感染者等 その他	○性感染症、エイズとその予防(保健体育) ○いいところさがし(LH)
2学年	その他 犯罪被害者等 同和問題	○一人一人が大切にされるクラスにしよう(LH) ○犯罪被害者について講演(LH) ○解放令・水平社(地歴)	ハンセン病回復者 その他 女性 高齢者	○大島青松園訪問報告(LH) ○人権作文コンテスト応募クラス発表・学年発表(LH) ○家族・家庭と社会(家庭) ○加齢と健康高齢者のための社会的とりくみ(保健体育)	外国人 その他	○外国人労働者問題(地歴) ○人権問題と学級の課題を重ね話しよう(LH)
3学年	高齢者 障害者 子ども 女性 同和問題 女性	○高齢者の福祉(家庭) ○社会保障制度(公民) ○デートDV(LH) ○就職(進学)時における人権侵害(LH)	災害と人権 子ども 同和問題 障害者 女性 その他	○災害と人権(LH) ○子どもの権利と福祉(公民・家庭) ○平等権と差別(公民)	人権	○人権教育アンケート、3年間のまとめ(LH)

※一部の教科を例にあげていますが、各教科等のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて推進していくことが大切です。

○教職員研修計画

研修内容	実施月（予定）
・校内研修（組織的・計画的な人権教育のすすめ方）	6月
・校内研修（性的指向、性同一性障害について）	10月

(4) 特別支援学校 人権教育全体計画例

学校教育目標

幼児児童生徒の発達段階に応じて、基礎的生活習慣の確立、健康的な身体づくり、お互いを認め大切にする集団づくりを目指す。

人権教育目標（目指す子ども像）		学習機会を保障する活動の確認	
<p>生命を大切にし、個々を認め合い、 幼児児童生徒の願いやそれを取り巻く人たちの思いを知り、 障害者問題等の様々な人権問題について理解を深める。</p>		<p>○実態把握 ・生活調べ ○授業改善 ・基礎基本の徹底 ・授業評価システム ○加力学習の充実 ○キャリア教育の充実 ○家庭学習の習慣化 ○不登校への対応 ○校内支援委員会</p>	
幼稚園 小学部	自己理解や他者理解を深め、自尊感情を育む。	<h3>職員間で共通理解を必要とする事項</h3> <p>○保護者の願い ・グループホームに入居し、一般就職をさせたい。 ・友だちと仲良くすごせるようにしたい。 ○地域の実情 ・寄宿舎に入舎しているため、地域とのつながりが希薄になっている。 ○幼児・児童・生徒の実態 ・作業学習や現場学習はまじめに取り組めるが、コミュニケーションをとるのが少し苦手な児童生徒が多い。</p>	
中学部	身の回りの人権問題を知り、解決の方法を探る。		
高等部	人権が尊重される社会づくりを担う一員としての自覚を養う。		
<h3>目指す教職員像</h3> <p>○確かな人権感覚をもち、児童生徒や保護者に寄り添える。 ○課題解決に向けて積極的に取り組める</p>			

人権が侵害されたり、配慮が必要と思われる子どもの姿

○不登校傾向にある児童生徒（4人） ○保護者が外国出身の児童生徒（1人） ○いじめの被害者となっていた児童生徒（3人）
○いじめの加害者となっていた児童生徒（5人） ○個々の障害

※少人数の学校ではシートを校外に出す場合には配慮が必要です。

人権学習及び校内研修等の計画

		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害者	HIV感染者等	ハンセン病回復者等	外国人	犯罪被害者等	インターネットによる人権侵害	災害と人権	その他
		学習	小					○					
	中		○		○	○					○	○	○
	高	○				○			○		○	○	○
研修	保護者			○							○		○
	教職員	○		○								○	○

※保護者対象のものは、人権参観日の公開授業を含みます。

※その他には、人権に関わる普遍的な視点からの学習（人権とは何か、なかまづくり、生命、平和学習等）、その他の人権課題の学習（性的指向、性同一性障害等）、人種差別等が想定されます。

学校生活等における人権教育の視点

朝の挨拶・・・友だちの体調を気にかけて、良好な人間関係を意識する。
出席確認・・・欠席理由を気にかけて、欠席者や学級に貢献できることを考える。友だちが登校できていることに喜びを感じる。
授業・・・互いの特性に配慮しながら、集団として学ぶことを実感している。人権課題に対する知識理解を深める。
班活動・・・班長が班員に対して配慮する。班長のコーディネートに協力する。意見を出しづらい班員に配慮する。
掃除・・・自分から汚れ（問題）に向き合う。自分の行動できれいになること（解決）を実感する。特定の児童生徒にしんどい役を固定しない
面談（家庭訪問）・・・家族が抱えている社会的不合理や悩みを確認する。子どもの成長に関わる不合理、悩みや希望を確認する。

〈交流及び共同学習〉

各学部で、障害者理解や仲間づくりの輪を広げるために実施する。

学 部	交流先	場 所	内容等
小学部	A小学校 B小学校 C小学校 C小学校 D小学校 D小学校 E小学校	A小学校 本校 本校 C小学校 本校 D小学校 E小学校	もちつき・学習発表会 トランポリンで遊ぶ 歌・ゲーム 新春ウォークラリー 学校見学・レクリエーション 授業参加 授業参加
中学部	F中学校 F中学校 G中学校 G中学校 H特別支援学校 I 社会福祉協議会	F 中学校 本校 本校 本校 本校 I 社会福祉協議会	自己紹介・共同学習 自己紹介・校内案内 自己紹介・風船バレー 調理・学校案内 ボウリング、調理実習等 もちつき大会への参加
高等部	J特別支援学校 K民間団体 L高等学校	本校 本校 本校・L高等学校	自己紹介・校内案内等 文化発表会の参観 授業参加・交流会

※障害の種類及び程度によっては、小・中・高等学校の年間指導計画に準ずる内容について学習することを考える必要があります。

○教職員研修計画

研修内容	実施月（予定）
・校内研修（自尊感情について）	6月
・校内研修（子どもの人権について）	11月

● 第3章 ●

実践・指導事例

※平成 28、29 年度に実施した授業を基に作成しています。



1

普遍的な視点からのアプローチ

① 「コミュニケーション技能」(小学校 特別活動)

◆指導事例(第5学年)

1 題材

気持ちのよい言葉づかいを考えよう

2 題材設定の理由

一般的に、5年生は心も体も大きく成長する時期である。交友関係も広がり、また、委員会活動などを通して、さらに人との関わりも増えてきている。このような時期、相手を思いやる気持ちのよい言葉づかいができるようにすることは、望ましい人間関係を築くために大きな意味をもつと考える。児童は、人を傷つけるような言葉を使ってはいけないということは十分理解している。しかし、実際の場面でそれを意識することが難しく、普段何気なく使っている言葉が、実は人を傷つけたりしていることに気づいていないことも多い。今後、自分や友だちの使っている言葉について主体的に考えたり、話し合ったりする活動を通して、相手の立場に立った言動を心がけさせたい。

本学習を通して、日常生活のあらゆる場面で言葉の大切さを意識させ、相手の気持ちを思いやるあたたかい言葉が自然に出てくるような学級をめざしたい。

3 第5学年及び第6学年の評価規準

〔学級活動(2)「日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」〕

集団行動や生活への 関心・意欲・態度	集団や社会の一員としての 思考・判断・実践	集団活動や生活についての 知識・理解
自己の生活の充実と向上にかかわる問題に関心を持ち、自主的に日常の生活や学習に取り組もうとしている。	楽しく豊かな学級や学校の生活をつくるために、日常の生活や学習の課題について話し合い、自分に合ったよりよい解決方法などについて考え、判断し、実践している。	楽しく豊かな学級や学校の生活をつくることの大切さ、そのための健全な生活や自主的な学習の仕方などについて理解している。

4 人権教育の視点

相手の気持ちを大切にしながら、自分の気持ちを伝える行動や態度を身に付ける。

5 本題材の学習指導要領上の位置付けと関連的な指導

- ・本題材は、特別活動のなかの学級活動「(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」の「イ よりよい人間関係の形成」に位置付けられる学習である。
- ・国語科第5学年の内容「A-(1)エ 互いの立場や意図をはっきりさせながら、計画的に話し合うこと。」と関連付けることができる。

6 事前の指導

活動の内容	指導上の留意点	目指す児童の姿と評価方法
言葉づかいについてのアンケート調査をする。	学級で起こった言葉のトラブルを取りあげ、問題意識を高めておく。	【関心・意欲・態度】 生活をふりかえり、課題を見つけようとしている(アンケート調査)。

7 本時のねらい

相手の気持ちを大切にしながら、自分の思いや考えを適切に伝えることができる。

8 本時の展開

	学習活動	指導上の留意点	目指す児童の姿と評価方法
導入	1 アンケート結果について話し合う。 2 「気持ちのよい言葉づかい」とはどのような言葉づかいなのか考える。	<ul style="list-style-type: none"> 言葉の大切さを理解していても、実際に行動することの難しさに共感させる。 これまでの経験等をもとに、自由に発表させる。 	
展開	3 ある問題場面を提示し、三つの対応の仕方を知る。 <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 「きのう、用事で帰るのが遅くなって算数プリントやってないがって。答え見せてくれん？」 </div> 4 どの対応の仕方がよいのかを考える。 <ul style="list-style-type: none"> 相手の気持ち 自分の気持ち (個人→班) <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin: 5px 0;"> いっしょに遊ぶ約束をしていたあなたと〇〇さん。ところが〇〇さんは、1時間もちこくして約束場所にやってきました。「△△さん、ごめん! 待った？」 </div> 5 話し合ったことを発表し合い、どんな言葉づかいがよいか考える。	<ul style="list-style-type: none"> 三通りの対応を児童とペアでロールプレイをし、どの対応が望ましいか考えさせる。 受身的 「仕方ないなあ。うん、いいよ。」 攻撃的 「自分勝手にわがままやね。そんなずるいこと私いやや。」 主体的 「宿題は自分でやらんと意味がないろう。先生に報告してから休み時間にがんばってやりや。」 それぞれの対応の仕方を「受身的」「攻撃的」「主体的」という言葉でおさえる。 自分の気持ちをきちんと伝えることの大切さを理解させる。 「主体的」な対応の仕方であることを確認する。 個人思考をさせることで、自己決定する場面を設定し、一人一人に意見をもたせるようにする。 話し合いの際も、お互いの意見を認め合えるように「主体的」な対応を意識させる。 お互いにとって気持ちのよい言葉づかいになっているか検討する。 ロールプレイを通して感じたことを引き出し、より円満な解決につながるよう話し合いを深める。 	【思考・判断・実践】 <ul style="list-style-type: none"> どのような言葉づかいをすれば、問題が解決するのか主体的に考え、判断しようとしている。(ワークシート・発言)
まとめ	6 これからどのような言葉づかいをするのか、自己目標シートに記入する。	<ul style="list-style-type: none"> 個別に指導したり、助言したりする。 	

9 事後の指導

活動の内容	指導上の留意点	目指す児童の姿と評価方法
<ul style="list-style-type: none"> 自己目標シートのふりかえりをする。 授業後、気をつけていることや意識していることを確認し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> 頑張りを認め合う等、相互評価しながら、実践が継続していけるよう声かけをする。 よかった事例をとりあげ、担任の気づきや感想を伝える。 	<p>【思考・判断・実践】 お互いにとって気持ちのよい言葉づかいについて考え、判断し、実践している。</p>

10 本時の学習後、1週間自己目標に取り組んだ児童の感想

- 授業をしてから、しゃべる前に主体的な言葉づかいを意識できるようになりました。言葉づかいに気をつけると友だちとの関係もよくなることがわかりました。
- ぼくは腹が立つと、つい攻撃的な言葉づかいになっていたけど、この1週間は気をつけることができました。このまま取組を続けていきたいです。
- 自分の気持ちを伝えることが難しいと思いました。相手によって伝えられたり、伝えられなかったりしました。でも、気持ちが伝えられると自分の気持ちがすっきりすることがわかったのでこれからも心がけていきたいです。
- この1週間、「自分の気持ちをかくさずに相手の気持ちを考えた言葉づかい」を目標に取り組みました。少しずつ、自分の素直な気持ちを伝えられるようになりました。この学習をして、気持ちのよい言葉づかいとは何か考えるようになりました。





【資料1】資料名：言葉アンケート

言葉アンケート

1 あなたは、ふだん、言葉づかいに気をつけていますか？

- ① () 気をつけている
- ② () どちらかという気をつけている
- ③ () どちらかという気をつけていない
- ④ () 気をつけていない

①または②を選んだ人は、どんなことに気をつけているか書きましょう。

2 言葉づかいは大切だと思いますか？

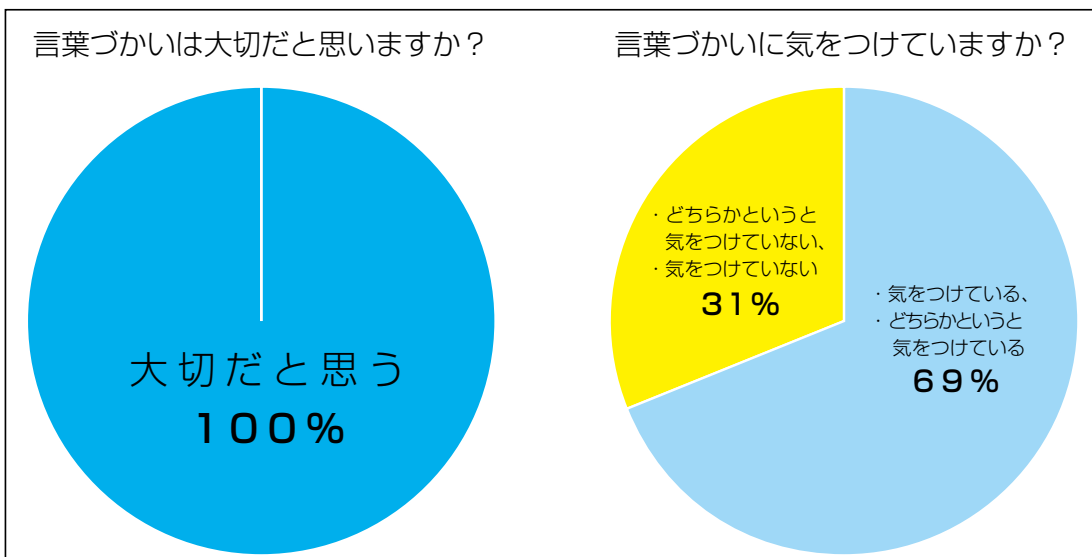
- ① () 大切だと思う
- ② () 大切だとは思わない

①を選んだ理由を書きましょう。

3 クラスの中で、気になる言葉づかいはありますか？

- ① () 特にない
- ② () ある
→どんな言葉、またはどんな言葉づかいが気になるかを書きましょう。

【資料2】資料名：言葉アンケートの結果





気持ちのよい言葉づかいを考えよう

いっしょに遊ぶ約束をしていたあなたと〇〇さん。
ところが〇〇さんは、1時間もちこくしてやって来ました。
「△△さん、ごめん！待った？」

〇〇さんに、あなたは何と言いますか？

「

」

「気持ちのよい言葉づかいを考えよう」

自己目標シート

- ◆自分の言葉づかいをふりかえり、これからどんな言葉づかいをしたいか目標を立てましょう。自分や友だち同士で評価できるようにできるだけ具体的に書きましょう。

班のみんなのサイン

(_____)

- ◆チェック表

/	/	/	/	/	/	/
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆

- ◆取り組みをふりかえりましょう。

- ◆班のメンバーからのメッセージ

② 「自他の価値の尊重」(小学校 道徳)

◆指導事例(第2学年)

1 主題名

よいところを見つけたよ【個性の伸長】小学校 低A(4)

2 ねらいと教材

(1) ねらい

母の言葉を信じて自分の好きな絵を描き続け、漫画家になった主人公の生き方を通して、自分の特徴やよさに気づき、大切にしていこうとする態度を育てる。

(2) 教材名

まんががすきーまんが「サザエさん」を作った長谷川町子ー

(わたしたちの道徳 1・2年 文部科学省)

3 主題設定の理由

(1) ねらいや指導内容についての教師の捉え方

個性とは、個人特有の特徴や性格であると言われている。個性の伸長とは、自分のよさを生かしながら更にそれを伸ばし、自分らしさを発揮しながら調和のとれた自己を形成していくことである。児童が、自分らしい生活や生き方について考えを深めていくために、また、将来にわたって自己実現を果たせるようにするためにも重視されなければならない。授業の中心となる指導内容は、A「主として自分自身に関すること」の(4)「自分の特徴に気付くこと」である。

「自分の特徴」とは、他者と比較して特に自分の目立つ点であり、長所だけではなく短所も含まれる。この時期の児童の発達段階においては、自分自身を客観視することが十分にできるとは言えない。児童が、自分の特徴に気付く契機となるのは、家庭や学校など身近な他者からの評価によるものである。

指導に当たっては、児童の長所を積極的に認め、励まし、児童自身が具体的な場面で芽生えてくる自分の長所にできるだけ多く気づき、実感していけるようにすることが、よさを伸ばすことにつながると考える。

(2) 児童のこれまでの学習状況や実態と教師の願い

本学級は、多様な個性をもつ児童が在籍している。互いのよさを認め合える学級づくりを目指して、1学期後半から「きらきらタイム」という時間を帰りの会に設けて取り組んできた。「きらきらタイム」は、児童同士が一日の中で見つけた友だちの素敵なお話やがんばっていたことを伝え合う時間である。毎日、掃除でがんばっていた友だちのことや親切にしてもらってうれしかったことなどの話が出る。友だちのいいところを意識して見ていることがよく分かる。しかし、一方で、児童らは自分のよさや長所にはなかなか気付いていないことが、アンケート結果から推察できた。

そこで、自分の特徴についての気づきを高めていくために、他者との関係によって、自分を見つめる時間を設けていく必要があると考えた。この学習を通して児童の自分自身に対する肯定的な態度を育てていきたい。

(3) 使用する教材の特徴や取り上げた意図及び具体的な活用方法

本教材は「サザエさん」の作者で知られる漫画家、長谷川町子さんのお話である。長谷川さんは、幼い頃から絵を描くことが好きだった。母親から言われた「生まれながらにもっている絵を描く立派な力」を信じて自分の好きな絵を描くことを大切にしながら成長し、漫画家になった。自分の好きなことをやり続けた結果、それが長所となりみんなに愛される漫画家へと彼女自身を成長させたのである。

この長谷川さんの生き方を学ぶことを通して、自分の好きなことがいつしか自分の強みや長所となることを感じとらせたい。そして、児童自身に自分の個性を大切にすることをもちたせたい。

本時の指導に当たっては、「自分らしさ」という言葉を大切にしながら、小さな頃から絵を描くことが好きだった長谷川町子さんの生き方を考え、児童が主人公に自我関与しながら自分のよさを見付けさせていきたい。その際、ペア活動やグループ活動を活用し、よいところを互いに教え合う共働的な学びができるようにする。さらに、終末では、家族からのメッセージを紹介し、自分のよさを大切にしようとする態度を育てたい。

4 人権教育の視点

「自分をかけがえのない存在として認め、欠点も含めて自分自身を好きだと思う」自尊感情を育むためには、全ての教育活動を通して、低学年から意識的な取組を継続していくことが重要である。

この授業を通して大切にしたいのは、「今の自分が好きだ」、「自分にはこんなよさがある」などの自分に対するプラスイメージを感じる「自己受容感」を育むことと、身近にいる人が自分を大切にしてくれているという「包み込まれ感覚」を感じさせることである。

関連する教育活動と合わせて、他者との心の通じ合いを通して、自分自身のよさに目を向けさせ、今の自分自身を大切にすることを育て、将来の方向付けをする意欲の育成につなげたい。

5 学習指導過程

	学習活動	主な発問と予想される児童の反応	指導上の留意点
導入	1 長谷川町子さんの写真を見て、気づいたことを発表する。	・白黒だから昔の人の写真かな。 ・おもしろい髪型だな。 ・筆で何かを描いているよ。 ・サザエさんの絵を描いている。	長谷川町子さんの写真やサザエさんの絵を提示し、教材の内容に興味や関心をもたせる。
展開	2 本時の方向付けを行う。	○今日は、自分らしさについてみんなに考えてもらいます。自分らしさって何だと思いますか？ 自分らしさ＝自分の特徴 (好きなこと・得意なこと・いいところ)	自分らしさという言葉の意味を全体で共通認識する。

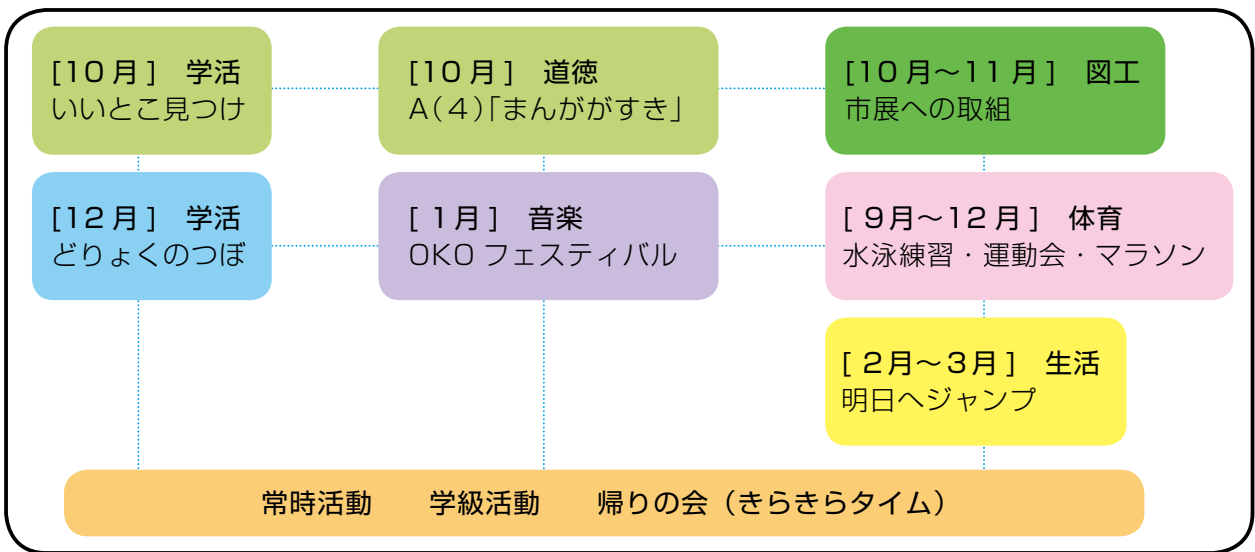
<p>展開</p>	<p>3 教材「まんががすき」を読み、長谷川町子さんについて話し合う。</p> <p>4 自分らしさについて考える。 ・個人活動 ・ペア活動</p>	<p>◎なぜ、長谷川町子さんは、漫画を描き続けることができたのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小さい頃から漫画がとても好きだったから ・励ましてくれるお母さんの言葉があったから ・あきらめない力があったから ・自分の好きなことを大切にしていたから ・周りの人が認めてくれたから <p>○自分の自分らしさについて考えてみましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サッカーが好き ・ピアノが得意 ・字が上手 ・みんなにやさしい ・読書が好き <p>○家族からの手紙を読んでみましょう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教材を紙芝居にし、場面ごとのイメージをもたせながら範読する。 ・町子さんが好きなことを大切にしながら成長していったことをおさえる。 ・母親の励ましなど、身近な人の言葉が力になったことに気付かせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・わたしたちの道徳を抜粋したワークシートを配付する。 ・自分らしさを見つけれない児童には、ペア活動を促す。
<p>終末</p>	<p>5 ワークシートに感想を書く。</p>	<p>○今日の学習を通して、自分らしさについて分かったことや考えたことを書きましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の好きなことが見つかったうれしい。 ・みんなが教えてくれたおかげで、得意なことに気付くことができた。 ・町子さんのように自分の好きなことを大切にしていきたい。 ・自分のいいところが分かった。 ・自分らしさを大切にしていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町子さんの生き方を通して考えたことや自分について新たに発見したことを確かめる。 ・これからへの思いや自分の課題について考える。

6 評価（評価方法）

ワークシートの振り返りで、自分自身の好きなことや得意なこと、自分らしさを考えることを通して、自分のよさを見つけようとしている。（ワークシート、発言）



7 他の教育活動との関連

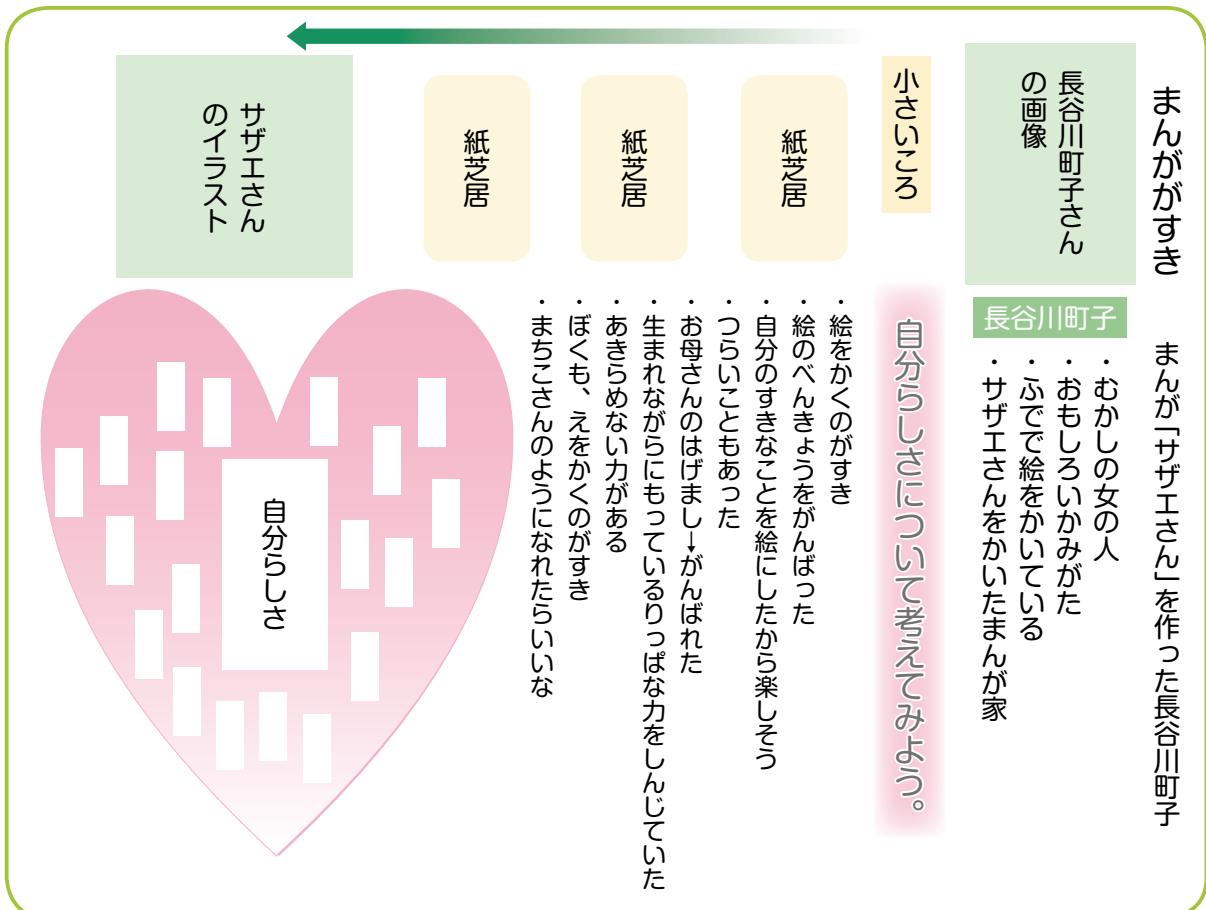


8 本時の学習を通じての児童の感想

- 自分らしさが分からなかったから、この勉強で自分らしさが分かってよかったです。
- 自分にいいところがいっぱいあるのが分かりました。
- 失敗してもあきらめないようにしたい。
- 自分らしさは、すごく大事なことだと思いました。
- もっと自分の好きなことを多くしたいです。
- 自分らしさがもっと増えたらいいなと思いました。



9 板書計画



③ 「偏見と差別」(高等学校 公民科)

◆指導事例(第3学年 現代社会)

1 単元名

第2章 現代の民主政治と民主社会の倫理

第1節 民主社会の原理と日本国憲法 4 平等権と差別

2 単元設定の理由

ヨーロッパを中心に起こった市民革命後、近代立憲主義の考えが登場し、そして国民主権、基本的人権の尊重・権力分立、法の支配がその三大原則とされた。第二次世界大戦の終戦を迎えた日本も、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を三大原理とする日本国憲法を制定した。その憲法の下で暮らしている私たちは、憲法と生活や政治との具体的な関わりを学び、また憲法の内容を実現していくための取組について考えることが大切である。

本単元では、まず、世界の民主政治と民主社会の発展の歴史から日本国憲法の成立過程をとりあげることによって、日本国憲法制定の意義を学ぶ。続いて三大原理の「基本的人権の尊重」について、平等権、自由権、社会権、参政権、新しい人権の順に、大日本帝国憲法との比較や、社会的事象への考察を交えながら理解を深める。そして、基本的人権の実現に向けた様々な課題について自己との関わりについて着目し、現代社会に生きる人間としての在り方、生き方について考えを深める。

本時は、日本国憲法が保障している平等権について、その意義と役割について理解を深めさせる。平等権を実現するための様々な取組が進められる一方、「アイヌ民族への差別」「ハンセン病患者への差別」「性同一性障害者や同性愛者への差別」など、「偏見」と結びついた差別が存在することについて考えさせ、それらの課題を解決するために、科学的な認識を身に付け広げる必要があること気づかせたい。また「もし自分が身体障害者になったら」「もし自分が性的マイノリティであったら」と当事者の立場で考えさせることで、偏見や差別を自己との関わりにおいて考える態度を育てたい。そして平等権の実現に向けて「自分も他者も安心して過ごせる社会」づくりに貢献しようとする人材の育成につなげたい。

3 単元の目標

- ・基本的人権の保障、国民主権、平和主義について理解を深め、民主政治における個人と国家について考え、民主社会において自ら生きる倫理について自覚を深める。
- ・個人の尊重を基礎として、国民の権利、法の支配について日本国憲法と関連させながら理解を深めるとともに、自由・権利と責任・義務、人間の尊厳と平等などについて考え、他者と共に生きる倫理について自覚を深める。

4 単元の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
民主社会における人間としてのあり方について関心を持ち、民主社会の課題の解決について主体的に学ぼうとしている。	現代の民主社会の諸事象から課題を見出し、民主社会における人間としてのあり方について社会の変化や様々な立場、考え方を踏まえ公正に判断し、適切に表現している。	個人の尊重と法の支配について情報を適切に収集、選択し、活用している。	基本的人権の保障や、個人の尊重、国民の権利の保障、法の支配の意義および役割について理解し、その知識を身につけている。

5 人権教育の視点

本単元は、人権に関する普遍的な内容と個別の人権課題について併せて学ぶことができ、人権意識を高めるうえで大変重要な単元である。

人権の発展の歴史と日本国憲法の内容について学ぶことで、人権尊重の理念や意義、自由、平等、人間の尊厳、権利の保障など、人権の普遍的な事柄について理解を深めさせたい。また、基本的人権について社会的事象と関連づけて学ぶことによって、様々な人権課題や当事者の心情、人権獲得に向けて活動する人々の姿に触れることで、自分自身も正義、自由、平等などの実現に向けて貢献しようとする意欲や態度を育みたい。

6 指導と評価の計画（全8時間）

時数	学習活動	評価					評価規準	評価方法
		関	思	技	知			
1	近代立憲主義を、国家、国民主権、基本的人権と権力分立、法の支配の考え方から理解する。	○			◎		・近代立憲主義の原理に関心をもち、国家の成立について学ぼうとしている。 ・近代立憲主義や国民主権と民主主義の関係について、理解している。	・観察 ・ペア学習
2	近代立憲主義の広がりについて、市民革命以降に確立されてきた考え方を通して理解する。	○			◎		・市民革命以降に確立されてきた考え方に関心を持ち、近代立憲主義の広がりについて学ぼうとしている。 ・基本的人権の拡大と近代立憲主義の関連について理解し、知識として身につけている。	・観察 ・ワークシート ・ペア学習
3	日本国憲法における三大原理について確認し、民主社会の実現に向けた取組について考察する。		○		◎		・日本国憲法における三大原理についてその意義および役割について理解し、その知識を身につけている。 ・民主社会の実現に向けた取組について考察している。	・ワークシート ・ペア学習
4 (本時)	日本国憲法が保障する平等権について理解し、権利の保障と現状における課題について考察する。		◎		○		・日本国憲法の平等権について理解し、その知識を身につけている。 ・日本国憲法の平等権の現状と課題について思考し、そのあり方について意見を述べることができる。	・ノート ・ペア学習
5	日本国憲法が保障する自由権の精神的自由について理解する。	○			◎		・精神的自由の意義や考え方について思考し、判断したことを意見として述べるができる。 ・精神的自由の考察に際し、判例等の資料を活用している。	・ワークシート ・ペア学習

6	日本国憲法が保障する自由権の身体的自由、経済的自由を理解し、自由と責任について考察する。	○	◎	◎	・身体的自由、経済的自由を理解し、自由と責任について考察したことを意見として述べるができる。 ・自由と責任の考察に際し、資料を活用している。	・ワークシート ・ペア学習
7	日本国憲法における社会権等を理解し、自由権との違い、国民の権利と義務について考察する。	◎	◎	○	・社会権、参政権、国務請求権の考え方について理解し、その知識を身につけている。 ・国民の権利と義務について考察したことを意見として述べるができる。	・観察 ・ペア学習
8	新しい人権の内容と根拠について理解し、権利の行使と公共の福祉の関係について考察する。	◎	◎	○	・新しい人権の内容と根拠について理解し、知識を身につけている。 ・権利の保障と公共の福祉の関係について考察し、意見として述べるができる。	・ワークシート ・ペア学習

7 本単元の学習指導要領上の位置付けと関連的な指導

本単元は、公民における現代社会の内容「(2) イ 現代の民主政治と政治参加の意義、ウ 個人の尊重と法の支配」に位置付く学習である。一教科だけの学習内容にとどまらせることなく、ホームルーム活動「(2) ウ 社会生活における役割の自覚と自己責任」などに関連させたい。例えばホームルーム活動(LHR)で性的マイノリティについて話し合い、偏見を払拭し、身近な友人関係から平等権の尊重を実現できる人材の育成につなげたい。

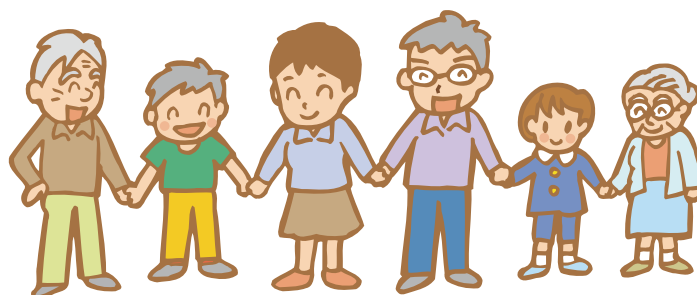
8 本時の指導(第4時)

(1) 本時の目標

- ・日本国憲法が保障する平等権について理解し、権利の保障と現状における課題について考える。
- ・平等権の保障に向けて大切なことは何か、自己との関わりにおいて考える。

(2) 準備物

- ・教科書・ノート・筆記用具・ワークシート



(3) 学習の展開

	学習活動	指導上の留意点	評価規準 評価方法
導入	1 「あってよい違い」と「あってはいけない違い」について考える。 2 学習課題をつかむ	<ul style="list-style-type: none"> ・「ちがいのちがい」を読んで考えさせる。(資料①、ペア学習) ・「あってよい違い」か「あってはいけない違い」かについては、授業の中で確認していくことを伝える。 	
	・日本国憲法が保障する平等権を実現するために、大切なことは何か考える		
展開	3 平等権の定義や具体的内容について理解する。 ・個人の尊重（13条） ・法の下での平等（14条） ・両性の本質的平等（24条） ・参政権の平等（44条） ・平等権の定義 4 平等権を保障するための法律や制度、考え方について理解する。 5 現存する人権課題、差別について考える。 ・同和問題 ・女性問題 ・障害者問題 ・外国人問題 ・性的マイノリティなど 6 平等権が保障された社会の実現について考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・「両性の本質的平等」については、大日本帝国憲法時代の「家制度」との関連についても理解させる。 ・「形式的平等」と「実質的平等」の違いに留意させる。 ・「男女雇用機会均等法」「男女共同参画社会基本法」などの法整備、「ノーマライゼーション」「バリアフリー」「ユニバーサルデザイン」などの考え方の広がりなど、平等権の実現に向けて取組が進められていることを理解させる。 ・教科書の資料（育児休業取得率、女性管理職の割合、外国人の参政権等）から、社会に現存する人権課題や差別について気付かせ課題意識をもたせる。(ペア学習) ・当事者の思いや、解消に向けた社会の動きについて知らせ、問題に対する理解を深めさせる。(資料②③) ・「ちがいのちがい」を再度読み、偏見により「あってはいけない違い」が「あってよい違い」と捉えられていることに気づかせる。(資料①、ペア学習) ・偏見は「いじめ」や「人権侵害」につながるものであり、正しい知識をもち行動していくことの重要性を理解させる。 ・平等権の保障に向けて大切なことは何か、自己との関わりにおいて考えるよう促す。(ペア学習) 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法の平等権について理解し、その知識を身につけている。(知識・理解、ノート・ペア学習) ・日本国憲法の平等権の現状と課題について思考し、そのあり方について意見を述べることができる。(思考・判断・表現、ノート・ペア学習)
まとめ	7 本時の学習課題をもう一度確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平等権の実現に向けて、正しい知識をもち、自他の人権を尊重する行動をとることが大切であることを理解させる。 	

9 板書計画

教 P62 ~
第2章 現代の民主政治と民主社会の倫理
第1節 民主社会の原理と日本国憲法
④ 平等権と差別
【日本国憲法が保障する平等権】
平等権とは

個人の尊重 (第13条)
法の下での平等 (第14条)
両性の本質的平等 (第24条) (男女の平等を徹底)
参政権の平等 (第44条)
平等 とは みんな同じと同じ意味?

↓

形式的平等 …みんな同じ、消費税など
実質的平等 …平等、累進課税、未成年の喫煙や飲酒など

【差別をなくす試み】
男女雇用機会均等法
男女共同参画社会基本法
女性差別撤廃条例

※枠付きの語句は、マグネット付カードで作成したものを、黒板に張り付けるようにする

～本日のテーマ～
日本国憲法が保障する平等権を実現するために、大切なことは何か考える

ノーマライゼーション
ユニバーサルデザイン
バリアフリー

～現状における課題～
人権課題、差別には何かがあるか
※生徒の意見
「女性は家庭」「男性は仕事」
「外国人問題」
「性同一性障害者」「同性愛者」への偏見など

【まとめ】
～平等権の実現に向けて～
正しい知識をもち、自他の人権を尊重する行動をとることが大切である

10 本時の学習を通じての生徒の感想

- ・ 社会に出て必要な知識を学べたので、しっかり活用していきたい。
- ・ 話し合いが多く、自分で考えることが多い授業でした。

資料①

「ちがいのちがい」カード

- | | | |
|--|-------------------------------------|---|
| 1. 学校では男子は男子用トイレを、女子は女子用を使う | 2. 女性は16歳で結婚できるが、男性は18歳にならないと結婚できない | 3. ランドセルは男子は黒色で、女子は赤色が多い |
| 4. サッカー部では、上級生はグラウンドの整備をしないが、下級生はいつも整備をしなくてはならない | 5. Tさんの家では必ず父親が最初に風呂に入り、母親はいつも最後に入る | 6. イスラム教徒は豚肉を食べず、ヒンドゥー教徒は牛肉を食べない |
| 7. 外国人のTさんは、日本国籍を持っていないという理由で、マンションの入居を断られた | 8. あるバス会社の運転手募集の求人広告に「男性のみ」と書いてあった | 9. 結婚すると、妻が夫の姓に変わることが多い。夫は妻の姓に変わることは少ない |

「あって良い違い」と「あってはならない違い」を考えてみよう！

【本時のテーマ】

資料②

性的マイノリティに関する悩み・苦しみについて

※参考資料…大阪府淀川区・阿倍野区・都島区3区合同LGBTハンドブック



「はじめに」
2015年4月30日、文部科学省から、「1. 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援」、そして、「2. 性同一性障害に係る児童生徒や『性的マイノリティ』とされる児童生徒に対する相談体制等の充実」についての通知が出されました。

「自分の学校には同性愛や性同一性障害など性的マイノリティの子はいない…。」
「と思いませんか？」
～性的マイノリティに悩む声を集めてみました～

小学校のとき、スボンばかり履いていたら母親がママ友からいじめにあった。それから母親にスカートを強制され、「地獄のような日々だった」。「レス」という言葉はボルノの言葉だと思って混乱し続けた。

小学校で「中性」とからかわれるのが辛かった。中学校では、一般的に「息が詰まるような思い」だった。「いじめ」が日常的で安らげる場所が学校にはなかった。「死んでしまおう」と思ったこともある。制服のない高校に入学し、学問の面白さが生きる希望になった。

自分のセクシャリティを自覚し、いわゆる「オカマ」と呼ばれる大人に、「とても大きな表現できない恐怖を覚え、絶望感に浸っていた」。「男同士がそんなしたらホモになるぞ」という先生の言葉が忘れられない。

「おとこおんな」とからかわれたことがあった。同性愛とカミングアウトしたら「適当に共感されてすごく嫌だった。セーラー服がすごく嫌だったが、担任の先生のお陰で、高校3年間ズボンで通うことができた。

資料③

渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例

関連写真	「パートナーシップ証明書」 で何ができる？ 関連記事
条例でできること、認められないこと 関連記事	

2

個別的な視点からのアプローチ

① 「同和問題」(小学校 社会)

◆指導事例(第6学年)

1 単元名

近代国家に向けて

2 単元設定の理由

開国以降、明治政府は欧米と対等の地位を目指して廃藩置県や四民平等などの諸改革を行い、欧米の文化を取り入れつつ、国家の近代化を図ってきた。そして、不平等条約の改正や日清・日露戦争等を経る中で、我が国の国力は充実し、国際的地位は向上していく。

この急激な社会変化の中で、国内の産業は発展を遂げ、人々の生活や民衆の意識も変わり、社会における様々な問題に対する民衆運動も盛んになってくる。

本単元では、不平等条約の改正が達成されていく経緯や、日清・日露戦争の結果や影響について調べることを通して、日本が近代国家として国際社会での地位をどのように向上させてきたのかを諸外国との関係性の中でとらえさせたい。また、人々の暮らしや意識の変化によって起こった社会問題に対する様々な民衆運動にも焦点を置いて学習を進めたい。

本時は、産業の発達や暮らしの向上を背景に、社会参加の権利を求めて起こった様々な民衆運動の中から、水平社運動を取り上げる。16才の山田孝野次郎が全国水平社大会で差別撤廃を訴えた様子を知り、山田孝野次郎の言葉に込められた思いや、それを聞いた差別に苦しんできた人々の思いや背景を考えることは、民衆の中から差別撤廃や権利保障を訴えた運動が行われたことを共感的にとらえさせ、自分たちの手で生きる権利を獲得しようと闘った民衆運動の意義を深く考えることにつながると思う。

また、この学習が次時で取り上げる女性の地位向上や普通選挙など、民主主義を求めるそのほかの民衆運動についての調べ学習を主体的なものとしていくと考えた。

この2時間を通して、産業の発達や暮らしの向上を背景に、民主主義を求める運動が起こり、国民が社会に参加する権利を求めようになったことをとらえさせたい。

3 単元の目標

条例改正が達成されていく経緯や、周りの国々との関係の変化、産業の発展について調べ、国際社会における我が国の地位が向上していったことや、それによって人々の生活や社会が変化したことをとらえるとともに、それらに関わる人物の願いや働きを考えることができる。

4 単元の評価規準

社会的事象への 関心・意欲・態度	社会的な 思考・判断・表現	観察・資料活用 の 技能	社会的事象についての 知識・理解
<ul style="list-style-type: none"> 条約改正を願う人々の思いや政府の取組、民衆運動に関心をもち、進んで調べようとしている。 条約改正による我が国の地位の向上や民衆運動について進んで調べようとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 不平等条約がどのように改正されていくのかについて学習課題を考え、表現している。 二つの戦争や産業の発達と日本の国際的地位の向上との関連を考え、適切に表現している。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本の領土の拡大が周りの国にどのような影響を与えたのかについて、地図などから読み取っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 日清・日露戦争の経緯と結果、その影響を理解している。 二つの戦争での勝利や不平等条約の改正などによって、我が国の国際的地位が向上したことを理解している。 産業の発達や暮らしの向上を背景に、民主主義を求める運動が起こり、国民が社会に参加する権利を求めようになったことを理解している。

5 人権教育の視点

全国水平社宣言は、民衆から生まれた人権宣言として大切にされるべき宣言であるとともに、日本国憲法の基本的な考え方に通じるものであることを、今後の学習の中で児童に感じさせたい。

そのために、水平社宣言に込められた人々の背景を知り、その思いや願いを考えることを通して、差別撤廃・権利保障のための運動にかかわった人々の思いを共感的に受容できるための想像力や感受性を育みたい。

6 指導と評価の計画（全7時間）

次	時	学習活動	評価				評価方法	
			関	思	技	知		
ノルマントン号事件と条約改正								
1	1	不平等条約の改正をめぐる状況を調べ、条約改正がどのように進められていくのかについて調べていく学習課題を設定し、表現する。	○				・条約改正を願う人々の思いや、政府の取組に関心をもち、進んで調べようとしている。 ・不平等条約がどのように改正されていくのかについて、学習課題を考え、表現している。	行動観察 発言 ノート
日清・日露の戦い								
2	1	日清戦争の経緯とその背景にある国際情勢を調べ、日本と世界の国々との関係の変化をとらえる。			○		・地図から、戦争や日本の領土の拡大が周りの国にどのような影響を与えたのかを読み取っている。	発言 ノート
	2	日露戦争の経緯とその背景にある国際情勢を調べ、日本と世界の国々との関係の変化をとらえる。				○	・二つの戦争の経緯と結果、その影響を理解している。	ノート
日露戦争後の日本と世界								
3	1	日露戦争の影響や朝鮮併合と朝鮮の人々の様子を調べるとともに、日本が条約改正を達成し、外国と対等に付き合えるようになったことを理解する。				◎	・日露戦争や朝鮮併合による影響を多面的に考え、理解している。	発言 ノート
産業の発展と暮らしの向上								
4	1	産業が発展した様子を調べ、それにとまって人々の暮らしが向上したことや、その一方で公害問題が発生したことをとらえる。				◎	・産業の発展にとまって、近代的な生活が広がったことや、日本の国際的な地位も向上していったことを理解している。	ノート
社会に参加する権利を求めて								
5 (本時)	1	水平社大会での山田少年の演説から差別撤廃・権利保障に立ち上がった人々が何を求めていたのかをとらえる。				◎	・水平社運動について知り、国民が社会に参加する権利を求めようになったことを理解している。	発言 ワークシート
民衆運動の広がり・まとめ								
6	1	産業の発展や暮らしの向上を背景に、女性の地位の向上や普通選挙など、国民が社会に参加する権利を求めようになったことをとらえ、民衆運動の意義について考える。教科書 P115 の「まとめ」も活用して、本単元の学習をまとめる。	◎			○	・産業の発展や暮らしの向上に伴い、女性の地位向上や普通選挙など、民主主義を求める運動が起こり、国民が社会に参加する権利を求めようになったことを理解している。 ・不平等条約の改正と、二つの戦争や日本の国力の向上とを結びつけて考え、表現している。 ・条約改正による我が国の地位の向上や民衆運動の意義について考えようとしている。	発言 ノート ノート

7 本単元の学習指導要領上の位置付けと関連的な指導

本単元は社会科第6学年の内容「(1)ク 大日本帝国憲法の発布、日清・日露戦争、条約改正、科学の発展などについて調べ、我が国の国力が充実し国際的地位が向上したことが分かること。」に位置付く学習である。

8 本時の指導 (第5時)

(1) 本時の目標

水平社運動について知り、国民が社会に参加する権利を求めるようになったことをとらえることができる。

(2) 準備物 資料「山田少年の叫び」、岡崎公会堂の写真(掲示用)、ワークシート

(3) 学習の展開

	学習活動	指導上の留意点	評価規準 評価方法
導入	1 学習課題をつかむ。	○学習への意欲を高めるために、米騒動の資料を提示し、米騒動をきっかけとして、様々な苦しい生活をしてきた人々が、民衆運動を起こし、全国に広がったことを取り上げる。	
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>めあて 差別に苦しむ人々は、社会に参加する権利を求めて、どのような行動をとったかを調べよう。</p> </div>		
展開	2 演説する山田孝野次郎の写真から、気付いたことを発表する。	○全国水平社運動についての写真から、会場の雰囲気や人々の様子をつかませ、気付いたことや考えたことを発表させる。	【知】水平社運動について知り、国民が社会に参加する権利を求めるようになったことを理解している。 (発言・ワークシート)
	3 水平社運動について知る。 ○資料「山田少年の叫び」を読み、行動や思いが分かる部分に線を引く。 ○分かったことを発表し合う。	○線を引き終わった児童には、教科書や資料集等を使って、同様の作業を行うように指示する。 ○グループや全体で情報を共有し、水平社運動についての概要を整理できるようにする。	
まとめ	4 水平社運動に関わった人々の思いを考える。 ○人々の思いについて、共感する部分をワークシートに書き出し、話し合う。 ○悲しみの原因を考える。 ○「光りかがやく新しい世の中」について考える。	○既習の身分制度や解放令等と関連付け、解放令後も差別が解消されなかったことを確認する。 ○集まった人々の思いが分かり、自分が一番共感した部分を一つ選んで、理由をつけて発表させる。 ○「光る」「かがやく」「新しい」とは何かということを考えさせる。	
	5 本時の学習のまとめをする。	○水平社運動は何のために行われたのかをまとめる。	
まとめ	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>まとめ 水平社運動=差別をなくし、だれもが暮らしやすい社会をつくるため 人権尊重の社会づくりのための運動 →国民が社会に参加する権利を求める</p> </div>		
	6 本時の学習で自分が考えたことや感じたことをノートにまとめる。	○差別に苦しむ人々は、自ら世の中を変えようと立ち上がったことをおさえる。 ○その他、どのような民衆運動があったのかについて問い、次時への関連を図る。	

9 板書計画

社会に参加する権利を求めて

めあて：差別に苦しむ人々は、社会に参加する権利を求めて、どのような行動をとったかを調べよう。

まとめ：水平社運動＝差別をなくし、だれもが暮らしやすい社会をつくるため
人権尊重の社会づくりのための運動
→国民が社会に参加する権利を求める

- ◎全国水平社大会…岡崎公会堂
- ・子どもが話している←山田少年
- ・たくさんの人が集まっている
- ・差別をされてきた人が集まっている
- ・何かを訴えるために集まっている
- ・何かを変えようと集まっている

岡崎公会堂の写真

- ◎「光りかがやく新しい世の中」
- ・みんな平等で差別のない世の中
- ・笑顔があふれる世の中
- ・生き生きと生活ができる
- ・楽しく明るく過ごせる
- ・一人一人がかがやく世の中
- ・思いやりや優しさのある世の中
- ・希望をもてる世の中

☆集まった人々の思い

- ・光りかがやく新しい世の中になりたい
- ・悲しみの原因を打ち破りたい
- ・今まで差別に苦しんできた
- ・もう差別に苦しむのはいやだ
- ・本当に平等な社会にしたい

◎悲しみの原因（差別の現実）

- ・私たちを見る冷たい目
- ・力で押さえつけられる
- ・人から下に見られる
- ・仲間外れにされる

10 本時の学習を通じての児童の感想



- ・もし、この運動がなかったら今の社会はなかったかもしれない。もしなかったら、ぼくたちがこの運動をして差別のない社会を作っていかなければいけないと思った。差別された人たちは本当に苦しかったんだろうなあと思った。
- ・差別のない世の中にするには、差別されている人と差別されていない人が協力すればできると分かった。
- ・だれもが社会に参加でき、差別のない平等な世の中にするための運動だったことが分かった。差別のない平等な暮らしができ、だれもが幸せに暮らせるようにしたいと思った。
- ・差別はとてつらい、してはいけないことだということ。みんなが平等な暮らしができる世の中にするのが大切だと思った。
- ・差別は人を苦しめるもので、絶対してはいけないものだということや、差別をなくそうと子ども大人もがんばって運動したことが分かった。
- ・この運動がないと山田少年の言う「光りかがやく世の中」はなかったんじゃないかと思った。何かを変えるためには、お互いにわかり合うことが必要だと思う。

山田少年の叫び（山田孝野次郎のうったえ）

全国の少年の代表、16才の山田孝野次郎くんは、水平社の創立大会でだん上に上がり、大人の男性にも負けないくらい堂々とした態度で話を始めました。

「わたしは、役所の役人さんや学校の先生の演説や話を聞きました。それらの人たちは口をそろえて人間の平等が必要だとさげびます。人ととの差別はまちがっていると言います。そして、いかにもそのことを理解しているように、差別的な感情などこれっぽっちもないように言いますが、いったん教だんに立った先生の、私たちを見る目はなんと冷たいものでしょう。」

少年の目には涙がにじみました。そして、力でおさえつけられたり、人から下に見られたり、仲間はずれにされたりしたことについて話すうち、その小さな胸がいっぱいになったのでしょう。涙をあふれさせながら山田少年はうったえました。会場のあちこちですすり泣く声が聞こえ、その場にいられずほかの部屋に行ってなく大人さえいました。けれど、山田少年は顔をあげ、最後に会場の人々に大きな声でさげびました。

「今、わたしたちは泣いているときではありません。大人も子どももいっせいに立ち上がって、この悲しみの原因を打ち破り、光りかがやく新しい世の中にしていきましょう。」

会場の人々からの、われんばかりの拍手をあびながら、山田少年はだんをおりました。

山田少年はその後、多数の講演会に参加し、水平社運動の活動をしましたが、1931年、25才の若さでその短い生涯しょうがいを閉じました。

社会に参加する権利を求めて

月 日 ()

()

【全国水平社大会の会場でだんの上に上がり、演説をした山田少年】

☆山田少年の話を聞いている人々の気持ちを考えましょう。



☆「光りかがやく世の中」とはどんな世の中なのでしょう？

② 「女性」(高等学校 特別活動)

◆指導事例(第3学年)

1 題材名

「マタニティマークを安心して身に付けられる社会をつくるためには」

2 題材設定の理由

マタニティマークは、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保を目指し、平成18年度から厚生労働省が利用を推奨しているものである。周囲が配慮を示しやすくなるよう妊産婦が携帯したり、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するために交通機関や公共機関等がポスターを掲示したりしている。

しかし、このマークを携帯することによって、かえって嫌がらせを受けたり危険な目にあったりしたという妊婦もいる。インターネット等でも乱暴な意見がみられる等、当初の目的と異なる意味でクローズアップされている。その背景にはマタニティマークへの認識不足と、弱者に対する寛容さや、社会全体で守っていくという意識の欠如があると思われる。その影響で、マタニティマークの効果は限定的で、現在では使用を自粛する動きも見られる。誰もが安心して暮らすことのできる社会であれば、それはすなわち妊娠中の女性も子どもを安心して出産できる社会と言える。その社会の実現のためには、一人一人が他者の存在を認め、責任をもって行動することが必要であると考えられるため、本題材を設定した。

本時の学習では、生徒同士の意見交流を促すため、知識構成型ジグソー法の手法を取り入れる。【A】マタニティマークの着用状況、【B】マタニティマークの認知度、【C】否定的な受け止め方の3つの視点から意見を交換し、マタニティマークを安心して身に付けられない背景を分析するとともに、望ましい社会にするにはどのようなことが必要かを話し合うこととする。それをもとにして、妊娠中の女性だけでなく、誰もが安心して生活していくためにどのようなことができるかを考えさせ、自己決定の場を設けることとした。

なお、事前指導においてアンケート調査を実施することで、生徒のマタニティマークに関する認知度を把握するとともにその問題への関心を高めることとし、本時で自己決定した取組を行えているかを事後指導において確認することとする。

3 評価規準〔ホームルーム活動(2)「適応と成長及び健康安全」〕

集団行動や生活への 関心・意欲・態度	集団や社会の一員としての 思考・判断・実践	集団活動や生活についての 知識・理解
自己の生活の充実と向上にかかわる問題に関心をもち、自主的、自律的に日常生活を送ろうとしている。	日常生活における自己の課題を見出し、自己を生かしながら、よりよい解決方法などについて考え、判断し、実践している。	集団や社会への適応及び健康で安全な生活を送ることの大切さや実践の仕方、自他の成長などについて理解している。

4 人権教育の視点

社会における女性の、特に妊婦の置かれている現状や課題、男女共同参画社会の理念等を学習することを通して、その実現に向けて自ら尽力しようとする意欲や態度を育む。

5 本題材の学習指導要領上の位置付けと関連的な指導

本題材の内容は特別活動におけるホームルーム活動の内容「(2) 適応と成長及び健康安全」の「工男女相互の理解と協力」に位置付く活動である。

6 事前の指導

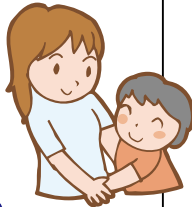
活動の内容	指導上の留意点	目指す生徒の姿と評価方法
マタニティマークに関するアンケートに回答する。	周囲と相談せずに回答するよう指示する。	【関心・意欲・態度】 マタニティマークに関連する問題に関心をもっている。 〔アンケート〕

7 本時のねらい

マタニティマークを安心して身に付けられない背景には、男女あるいは妊娠経験の有無による身体的・精神面の違いに対する理解や男女共同参画社会の理念の理解が十分でないことが一因であることに気付き、マタニティマークを安心して身に付けられる社会にするために自分にできることを考える。

8 本時の展開

	学習活動	指導上の留意点	目指す生徒の姿と評価方法
導入	1 マタニティマークについて知る。 ・アンケート結果 ・マークの意味 ・現状や問題点	<ul style="list-style-type: none"> 集計結果を紹介し、マタニティマークの意味や生徒の認知度、マーク着用への意識を確認する。 新聞記事の見出しを紹介する。 使用したくてもできない状況に置かれている妊娠中の女性がいることを確認する。 	
	2 学習課題をつかむ。	<ul style="list-style-type: none"> 活動の流れを掲示し、誰もが見通しをもって学習ができるようにする。 	
マタニティマークを安心して身に付けられる社会をつくるためには			
展開	3 安心して使えない背景と安心して使うために必要なことについて話し合う。 【グループ活動1】 ○3～4名ずつの班に分かれる。 ○個人で資料をよみ、現状について気付いたことをワークシートの1に記入する。 ○グループ内で気付いたことをそれぞれ発表し、マタニティマークを安心して身に付けられない背景を整理して、ワークシートの2に記入する。	<ul style="list-style-type: none"> 知識構成型ジグソー法の手法を取り入れて話し合う。 次のようにグループごとに用いる資料を分けて話し合う。 【A】マタニティマークの着用状況 【B】マタニティマークの認知度 【C】否定的な受け止め方 自分や周囲の人がその立場に置かれたと仮定して考えるよう伝える。 読み取りに苦戦している生徒には、資料の特徴的な部分を助言する。 男子生徒も立場をいかして考えられるよう、男女それぞれの視点で検討することを提案する。 	

展開	<p>【グループ活動2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○再編成したグループに分かれる。 ○グループ活動1で整理した問題の背景を交流し、ワークシートの3にメモをとる。 ○マタニティマークを安心して身に付けられる社会にするために必要なことを話し合い、ワークシートの4にまとめる。 ○各グループで話し合った内容を全体で共有する。 	<p>ワークシートの2に記入させたいキーワード</p> <p>【Aグループ】 恐怖、遠慮 【Bグループ】 性別、子どもの有無、誤解 【Cグループ】 無理解、妬み、恐怖</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 班の再編成後、他のグループと意見交換できるように準備させる。 ・ グループ活動1のA～Cのグループのメンバーが混じるようにグループを再編成する。 ・ グループ活動1で記入したワークシートを示しながら意見を交換するよう促す。 ・ グループ間で類似する意見や対立する意見など分析のヒントを助言する。 	
	<p>ワークシートの4に記入させたい内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男性や妊娠を経験していない人には分かりにくいつらさ ・ 妊娠・出産を社会全体で支える ・ マタニティマークの認知度を上げる <ul style="list-style-type: none"> ・ 2～3グループから意見を聞く。 		
まとめ	<p>4 自分ができていることを考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊婦に限らず、社会的弱者やそれを取り巻く環境にどう関わっていくか、ここまでの学習を振り返り、考えさせる。 ・ ワークシートに書かせ、自己決定を促す。 	<p>【思考・判断・実践】 誰もが安心して暮らせるために自分ができていることを考え、実践している。 〔ワークシート〕</p>

9 事後の指導

活動の内容	指導上の留意点	目指す生徒の姿と評価方法
誰もが安心して暮らせるために、どんなことに気をつけているか振り返る。	高校を卒業しても、意識して欲しいことを伝える。	【思考・判断・実践】 誰もが安心して暮らせるために自分ができていることを考え、実践している。 〔発表〕

10 本時の学習を通じての生徒の感想



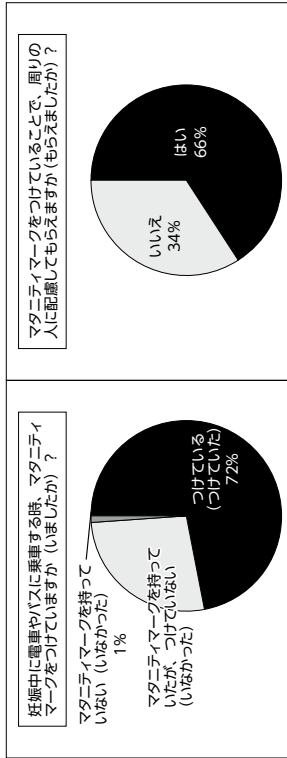
- ・ 今回の話し合いをして悪いイメージがあることに残念な気持ちになった。自分もいずれ妊娠する時が来ると思う。その時、その時以外にも、マークをつけている人への配慮。悪く言っている人に少し声がけなど、皆が楽しく幸せに生活できる社会にできるよう協力していく。
- ・ 環境保全や人々のためになる活動に対して消極的な人が多いので、人々が積極的に動ける社会をつくることで、こういった社会問題が減っていくのではないかなと思う。
- ・ 色々なマーク、障害をもつ人に対して、自身は心ない目を向けないことはもちろん、連れや家族など、大きなところではなく小さなところの範囲でもよいので、思いやりのないことをしている人に対して注意ができるようにする。

11 本時に用いた資料

- 【資料1】 Aグループ用資料（マタニティマークの着用状況）
- 【資料2】 Bグループ用資料（マタニティマークの認知度）
- 【資料3】 Cグループ用資料（否定的な受け止め方）

【資料1】Aグループ用資料（マタニティマークの着用状況）

マタニティマークの着用状況



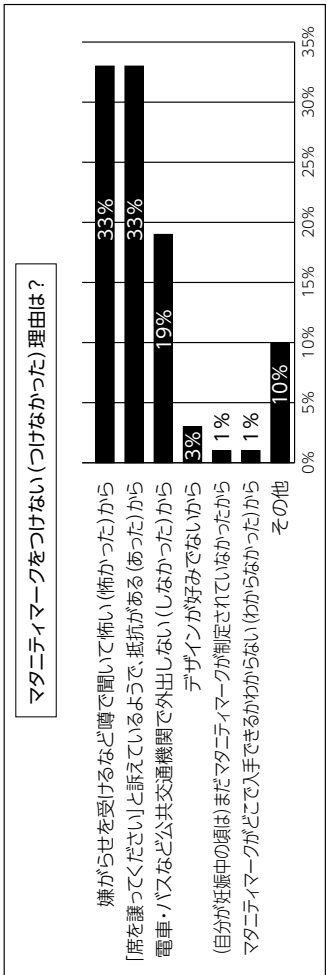
【出典：ベピカム「マタニティマークについて<2016年版>」】

【周囲のやさしさやサポートを感じた具体的なエピソード】

- ・スーパーで買い物をして、会計の終わった重たいカゴをレジの人が袋詰めする台まで運んでくれた（27歳女性）
- ・年配の方に頑張ってるねと声をかけてもらった（41歳女性）
- ・満員電車で降りようとした時、近くにいた女性が「妊婦さん降りませす！」と周囲の人に大声で知らせられて、おしくらまんじゅう状態の中、私が押しつぶされたり、転んだりしないように助けてくれた（38歳女性）

【出典：エコンテ「マタニティマークは危険」は本当？マタニティマークに関する意識調査】

マタニティマークを付けない理由



【出典：ベピカム「マタニティマークについて<2016年版>」】

【グループ活動1】

1. 左の資料を見て、マタニティマークを安心して身に付けられない現状について気付いたことをまとめてください。

2. グループ内で話し合い、マタニティマークを安心して身に付けられない背景をまとめてください。

※この後、別の視点で分析した人と意見交換できるように準備しておいてください。【グループ活動2】

3. 上で整理した背景を、資料を示しながら意見交換してください。

×王欄

4. グループ内で話し合い、「マタニティマークを安心して身に付けられる社会をつくるために必要なこと」をまとめてください。

（ここには指示があるまま記入しないでください）

【資料2】B グループ用資料（マタニティマークの認知度）

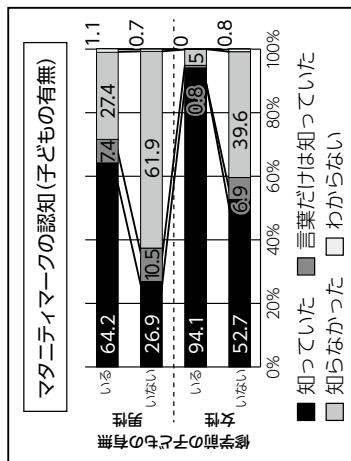
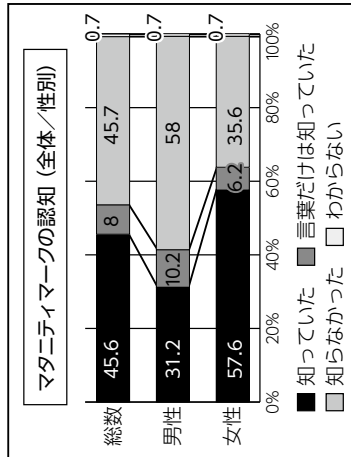
マタニティマークは何のため？

マタニティマークは、次のような目的で2006年に作成されました

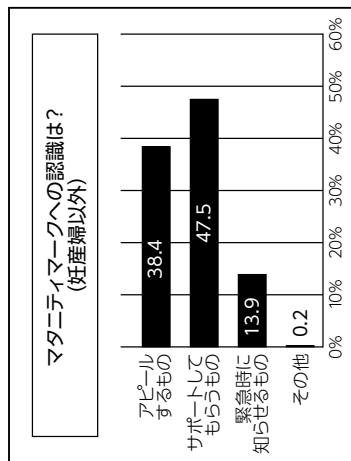
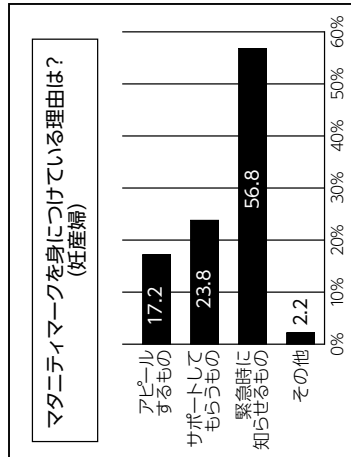
- ・妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくしたりする
 - ・交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、ポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進する
- 【出典：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/maternity_mark.html】



マタニティマークの認知度



【内閣府 2014年7月世論調査より作成】



【出典：エココンテ「マタニティマークは危険」は本当？マタニティマークに関する意識調査】

【グループ活動1】

1. 左の資料を見て、マタニティマークを安心して身に付けられない現状について気付いたことをまとめてください。

2. グループ内で話し合い、マタニティマークを安心して身に付けられない背景をまとめてください。

※この後、別の視点で分析した人と意見交換できるように準備しておいてください。

【グループ活動2】

3. 上で整理した背景を、資料を示しながら意見交換してください。

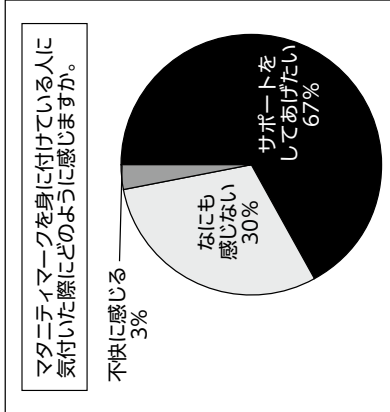
※專欄

4. グループ内で話し合い、「マタニティマークを安心して身に付けられる社会をつくるために必要なこと」をまとめてください。

（ここには指示があるまで記入しないでください）

【資料3】Cグループ用資料（否定的な受け止め方）

マタニティマークを不快に感じる人

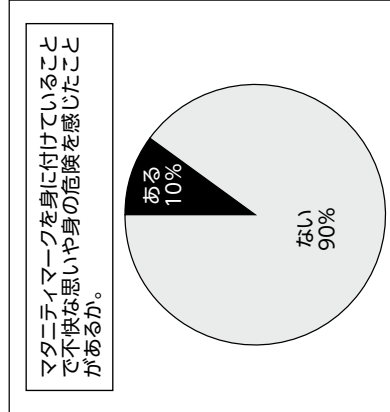


【出典：エコノテ「マタニティマークは危険」は本当？マタニティマークに関する意識調査】

【不快に感じる理由】

- ・妊娠が本当かどうかは不明だから（妊娠していると装って譲ってもらおうと企んでいるとも限らないから）（38歳男性）
- ・妊娠して幸せなの！とアピールしているように感じる。その上席を座らせる、優先させると上から目線で言っているような感じがする（31歳女性）
- ・妊婦なら家にいると思う（36歳女性）
- ・配慮を強要されているような気になってしまふ（50歳女性）

実際に嫌な思いをすること



【出典：エコノテ「マタニティマークは危険」は本当？マタニティマークに関する意識調査】

【具体的なエピソード】

- ・優先席前で「本当に妊婦なのかよ？」と、舌打ちされたことがある（32歳女性）
- ・歩くのが遅くて舌打ちされた（32歳女性）
- ・妊娠がなんだ。席を代わられて事？と突然言われた（34歳女性）
- ・お腹を叩かれた（30歳女性）
- ・酔っぱらいの年配のおじいさんが、「偉そうにマークなんかつけやがって調子に乗ってんじゃねーぞ！」といちゃもんをつけてきて、お腹を殴られそうになった（29歳女性）

【グループ活動1】

1. 左の資料を見て、マタニティマークを安心して身に付けられない現状について気付いたことをまとめてください。

2. グループ内で話し合い、マタニティマークを安心して身に付けられない背景をまとめてください。

※この後、別の視点で分析した人と意見交換できるように準備しておいてください。

【グループ活動2】

3. 上で整理した背景を、資料を示しながら意見交換してください。

【メモ欄】

4. グループ内で話し合い、「マタニティマークを安心して身に付けられる社会をつくるために必要なこと」をまとめてください。

（ここには指示があるまで記入しないでください）

③ 「子ども・外国人」(小学校 道徳)

◆指導事例(第5学年)

1 主題名

公正、公平な態度で【公正、公平、社会正義】 小学校 高C-13

2 ねらいと教材

(1) ねらい

愛のリャンちゃんに対する接し方が変わったのは、どんな思いからかを考えさせることを通して、誰とでも公正、公平に接することの大切さを理解し、よりよい人間関係や集団の形成に努めようとする態度を育てる。

(2) 教材名

愛の日記(わたしたちの道徳 5・6年 文部科学省)



3 主題設定の理由

(1) ねらいや指導内容についての教師の捉え方

最上級生となる5年生の児童は、心身の成長とともに多感な年齢になる。そのような時であるからこそ、偏ったものの見方や考え方を避け、だれにも分け隔てなく接し、よりよい人間関係や集団、社会を形成していく力を養う必要があると考える。このことは、今後、様々な出会いがある児童の将来においても重要な資質であり、民主主義社会の基本的な価値である。

(2) 児童のこれまでの学習状況や実態と教師の願い

本学級の児童は、素直で明るく、様々な課題に対して前向きに取り組める児童が多い。また、お互いに協力しようとする児童もおり、学習場面での教え合いや生活の中での助け合いが見られる。しかし、一方で、自分に自信がなく進んで活動することが苦手な児童や、自尊心が低く否定的な考え方をしてしまう児童がいる。また、友だちの気持ちを考えたり場の状況を把握したりすることが苦手で、つい自分本位な行動・言動をとってしまうため、支援を要する児童もいる。

今後、よりよい人間関係を形成し、友だちをはじめ相手を大切に思う気持ちを育てていくためにも、公正、公平に人やものごとを見ていく力を養っていく必要があると考える。

(3) 使用する教材の特徴や取り上げた意図及び具体的な活用方法

本教材は、子どもたちのための施設「エリザベス・サンダース・ホーム」を設立した澤田美喜に関する資料である。主人公の愛は、父親を通して澤田先生の分け隔てない愛情に触れることで、自分の身近な生活における差別や偏見を自分の課題として受け止めることができた話である。学級は、その愛の心情を想像することで、公正、公平な態度について考えることができる教材である。

指導にあたっては、クラスメイトのリャンちゃんに対する愛の接し方の変容を考えさせる。その際、変容の前後の気持ちを対比させながら板書し考えていくことで、誰とでも公正、公平に接していくことの大切さに気付かせたい。また、学習したことを自分と重ねて考えることで、差別や偏見のない、一人一人が大切にされる学級を創造しようとする態度を育てたい。

4 人権教育の視点

児童が主体的に望ましい人間関係を形成していくためには、自他の価値を尊重する意志や態度を育むとともに、偏った見方をせず、公平、公正に行動するといった人権感覚が必要である。これらの人権感覚を育むことにより、いじめ等の抑制にも効果があると考えられる。また、将来、進学にともないさらに人間関係が多様になっていく中で、児童が自他を尊重し、他者とよりよい関係を形成していく上で生かされる力であると考えられる。

5 学習指導過程

	学習活動	主な発問と予想される児童の反応	指導上の留意点
導入	1 クラスの友だちに公平、公正に接することができるか考える。	<ul style="list-style-type: none"> ○みんなが考えている「公正、公平に接する」ということはどういうことだろう。 ・差別しない。平等に付き合う。 ・友だちをひやかさない。 ・アンケートの結果のように、一人ぼっちをつくらない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に実施したアンケート結果を紹介する。 ・意見に出たことができているかを心内対話させる。
展開	2 資料「愛の日記」を読んで考える。 (1) リャンちゃんに声をかけられなかった愛について考える。 (2) 愛が声をかけられたことについて考える。	<ul style="list-style-type: none"> ○愛はどうしてリャンちゃんに声をかけられなかったのでしょうか。 ・言葉が通じるか、不安だった。 ・勇気が出なかった。 ・他の友だちも声をかけていなかったから。 ○お父さんと話した愛の「心がうずいた」のはどうしてでしょうか。 ・お父さんがいじめられていたように、自分がリャンちゃんをいじめていたのではないかと思ったから。 ・自分がリャンちゃんに声をかけることができなことが悔しかったから。 ・お父さんの「リャンちゃんにやさしくしているんだろう」という思いにこたえられていないから。 ・リャンちゃんの寂しさやつらさを感じたから。 ○愛がリャンちゃんに声をかけることができたのはなぜでしょう。 ・リャンちゃんはクラスの友だちの1人だから。 ・リャンちゃんの実顔が見たいから。 ・声をかけることで、自分もうれしくなるから。 ・澤田先生のように誰とでもやさしく接していきたいと思ったから。 ・リャンちゃんを、お父さんのように見ただけでいじめられて苦しませたくなかったから。 ○澤田先生のように誰にも同じように接することはどうすること？ ・外見で人との関わりを変えないこと。 ・人によって接する態度を変えないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛が本当は声をかけられなかったことについても押さえるようにする。 ・ワークシートに書かせたり、友だちと話し合わせたりし、自分の考えをまとめさせてから全体で話し合うようにする。 個人→ペア→全体 ・リャンちゃんに声を「かけることができなかった愛」と「かけることができた愛」を板書で対比させることで、公正、公平に接するうえで大切にしたい気持ちや行動について考えさせる。
終末	3 「愛の日記」を読んで、考えたことをまとめる。	<ul style="list-style-type: none"> ○学習をして考えたことを書きましよう。 ・だれとでも、同じように接していきたい。 ・決めつけたり、思いこんだりするはやめた。 ・さりげなく声をかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛の変容をこれまでの自分とこれからの自分に照らして考えることができるようにする。

6 評価（評価方法）

- ・ 偏見をもつことなく、誰とでも公正、公平に接するという点について、自分と関連させて考えている。（ワークシートへの記述・発言の内容）

7 他の教育活動との関連

学級活動

「素敵な学級を作ろう」
アンケート分析を通して、
学級の強み・弱みを知る。

道徳

【公正、公平】
「愛の日記」
(私たちの道徳)

総合的な学習の時間
地域の人々の運動に学ぶ
(人権、同和問題)

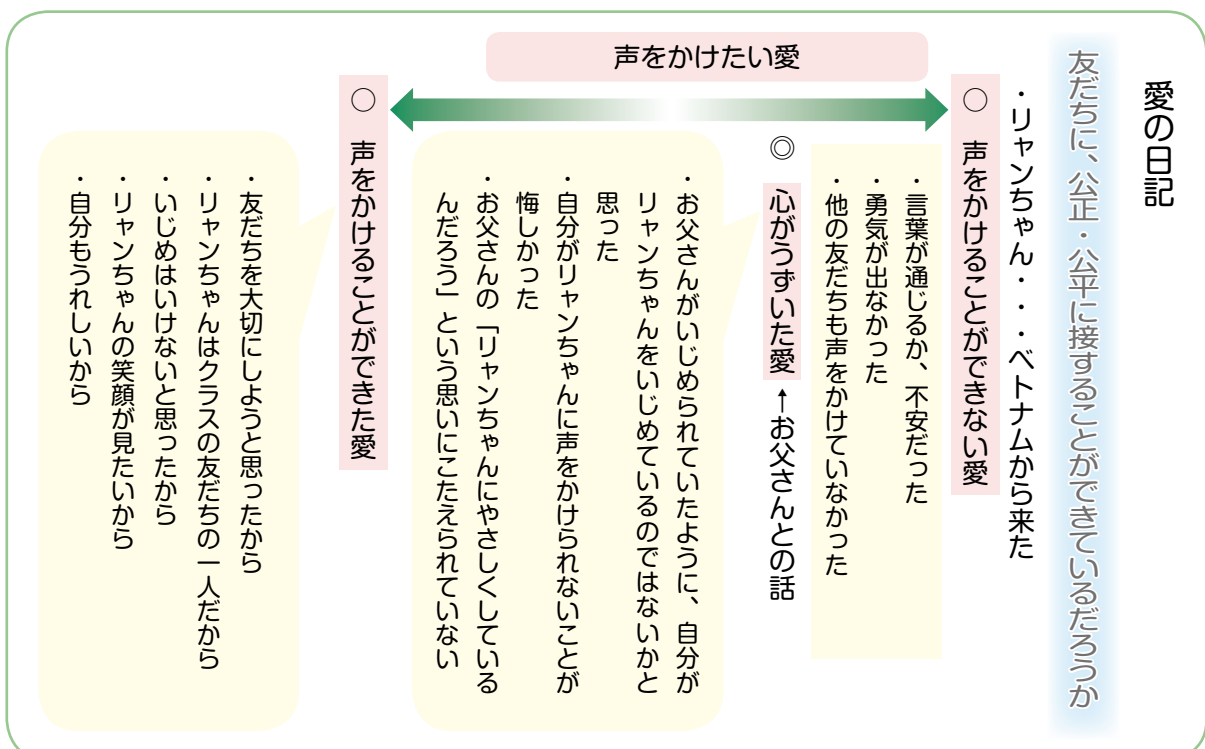
※「生命の尊さ」「家族愛」「友情、信頼」「相互理解、寛容」などと
関連を意識するとよい。



8 本時の学習を通じての児童の感想

- ・ 私も、言葉や国がちがう人でも仲良くしたいです。クラスの中でも、友だちを大切に一人ぼっちをなくしてあげたいと思いました。
- ・ 「愛の日記」を読んでみて、人の大切さやその人がどれだけきずつくのかや、人の気持ちがよく分かったので、これからは、今以上に人のことを大切にしていきたいです。
- ・ 一人ぼっちの友だちがいたら、無視をしないで声をかけていきたいです。クラスでも、そういうことをするようにしたいと思います。
- ・ 「愛の日記」を読んで、ちがう国の人でも、からかわないようにしていきたいです。それと、自分がそういったことをされたらどうなのかということを考えていくようにしたいと思います。
- ・ 差別や仲間はずれがないように、みんな仲良くしていきたいなと思いました。

9 板書計画



④ 「高齢者を含む人権全般」(中学校 総合的な学習の時間)

◆指導事例(第2学年)

1 単元名

人権が大切にされるまちづくり

2 単元設定の理由

第1学年では、「つながる」ことを中心テーマとして、地域の人々の生き方に学び、自己の生き方を考える取組を行ってきた。校区にあるさまざまな所で働く人々との交流を通して、働く人の思いや願いについて学び、相手の気持ちを考えることや自分の生き方を見つめてきた。

総合的な学習の時間のキーワードは、「地域とのつながり」「自分自身の生き方」を掲げている。第2学年では「みんなが大切にされるまちづくり」という単元を設定した。

本単元の前半では、校区の調査を通じ、地域の人々の生活の現状と課題を見つけ、みんなが安心・安全に生活できるまちをつくるためには、人権が尊重されることが大切であることに気付くとともに、よりよいまちづくりのためには何が必要なのかを考えていく。学習の過程で見つけた課題が複数の人権課題(同和問題、高齢者、障害者、外国人、災害と人権等)と関係性があり、その解決方法を探究し、学びを深めることにより、「人権が大切にされるまちづくり」に向けて、人権課題を自分事と捉えるとともに、自分自身の行動や生き方を考えさせたい。

後半では、国内外の生活に目を向け、すべての人が安心・安全に生活できているか確かめていく。その過程で、前半同様の原因となるものはあるのか。また、その背景には何があるのか、探究していく中で、子どもや女性、HIV感染者等、アイヌ民族、性的マイノリティ、人種、戦争の問題など、生徒自身が感じ、見付けた課題について考えていく。課題の状況を知り、課題解決のために活動している人々や関係機関などについて、インターネットや図書室の書籍資料で調べたり、行政担当への取材をしたり、様々な情報収集活動を企画することができる。それらの情報を整理・分析する活動についても、様々な方法を用いることにより、積極的に取り組む工夫をしたい。また、終盤には自分たちの学習のまとめを、文化祭で保護者や地域に発信したり、生徒総会や開かれた学校づくり委員会で提案したり、地域社会に参画する態度も育てたいと考える。

3 指導観

本単元では、校区の高齢者宅訪問やフィールドワークを通して、自分たちの地域のよさや問題点を考えていく中で、地域にはさまざまな人権課題があり、人権が守られているとは言えない現状を知り、地域で暮らすみんなが安心して暮らすことができるまちにするにはどうすればよいかについて考えさせる。学習活動では、グループごとに課題テーマを設定し、NPOや行政職員、地域の方にインタビューや体験などの取材活動を行う。さらに書籍等による調べ学習を重ね、それぞれの課題解決に向けた取組を探究し、その情報を整理・分析していく。この学習活動を通して、地域の魅力を再発見するとともに、さらに人権が大切にされる魅力あるまちをつくっていくためにどうすればよいかをまとめ、発表できるようにしたいと考えている。

指導に当たっては、自分たち若者が楽しいと考える環境だけではなく、子どもから高齢者までさまざまな立場の人の視点から学ぶことで、みんながかけがえのない人間であるということを自覚したり、人権課題に気付いたりすることを大切にしたい。学習活動を通じて、互いに助け合う行動の機会を生かし、思いやりの心や人権感覚の育成、差別をなくすために行動できる力を育むことができるように工夫する必要がある。

4 単元の目標

まちのよさや問題点を再発見し、学校や地域に対して安心して暮らせる学校・まちづくりのために何ができるか考え、話し合うことによって人権感覚を養うとともに、人権が尊重される学校や地域づくりのための意欲や行動する力を育てる。

5 単元で育てようとする資質や能力

【A学習に関すること】

- 1 複雑な問題状況から適切な課題を設定する。(課題設定)
- 2 目的に応じて手段を設定し、情報を収集し、多角的に分析する。(収集・分析)
- 3 人権課題に関する事象の事実や関係性を把握し、自分の考えをもつ。(思考・判断)
- 4 相手や目的・意図に応じて効果的に表現する。(表現)

【B自分自身に関すること】

- 1 自らの行動について責任をもって意志決定する。(意志決定)
- 2 目標を明確にし、課題解決に向けて計画的に行動する。(計画・実行)
- 3 自らの日常生活の在り方を見直し、学校や地域において実践する。(自己理解)
- 4 自己の将来を考え、夢や希望をもつ。(将来展望)

【C自分自身や他者、社会との関わりに関すること】

- 1 異なる意見や他者の考えを受け入れ、尊重する。(他者理解)
- 2 個々の特徴を生かし、協同して課題を解決する。(協同)
- 3 地域や関係機関との交流を深め、豊かな人間関係を築く。(コミュニケーション)
- 4 人権課題の解決のために、地域社会に貢献しようとする態度を身に付ける。(社会参画)

6 単元の評価規準

	学習方法に関すること	自分自身に関すること	他者や社会とのかかわりに 関すること
単元の評価規準	①課題設定した内容を意識し、調査活動を行うことができる。 【A - 1】 ②交流した内容や取材した資料を分析し、整理することができる。 【A - 2】 ③自分の意見をもち、話し合い活動を進めている。 【A - 3】 ④調査内容を分かりやすくまとめ、表現することができる。 【A - 4】	①自分の課題に必要な情報を見付け、効果的に利用することができる。 【B - 1】 ②課題解決のための計画を立て、計画に沿って活動をしようとしている。 【B - 2】 ③地域の現状を理解し、その中で自分がどう生きていくかについて考えることができる。 【B - 3・4】	①自分の考えを伝えたり、仲間の意見を受け入れたりすることができる。 【C - 1・2】 ②グループ活動の中で交流・協力しながら活動を進めることができる。 【C - 3】 ③学習を通じて、地域や関係機関の方と交流を深め、地域の一員として自分ができることを考え、実践しようとしている。 【C - 4】

7 指導と評価の計画（全70時間）

時間	探究のプロセス	主な学習活動	指導上の留意点	評価規準
私たちのまちは誰にとっても住みやすいまちだろうか。				
2	課題設定	○自分たちが想像する地域の魅力や課題から、誰にとっても住みやすいまちであるか考え、課題設定する。	・自分たちが想像する地域の魅力や課題を考えることを通して、“誰にとっても”住みやすい地域であるのか課題意識をもたせ、実態把握の大切さに気付かせる。	A - 1
3	情報収集	○地域の人々の思いを情報収集する。 ○地域の未来について考える。	・福祉施設や高齢者宅などの訪問、アンケートの実施など地域の方の思いを情報収集する。 ・地域のよさや高齢者や障害者などの不安感などに気付かせ、地域の未来について考えさせる。	A - 2 A - 3
3	整理・分析 まとめ・表現	○情報収集したことと地域のよさや未来を比較し、地域の特色や課題を整理し、まとめる。	・これまで情報収集したことをもとに、地域のよさや抱えている課題を整理させる。	A - 4
みんなが安心して暮らせるまちになっているだろうか。				
8 本時 (2/8)	課題設定	○みんなが安心して暮らせていない現状や課題の解決のために必要なことについて考え、中心課題を設定する。	・障害者や高齢者、同和問題、外国人、災害などの人権課題の現状について知らせる。	A - 1 C - 1
10	情報収集	○中心課題に基づき、個人課題を決め、地域の人々の願いや思いを調べることで、知識を収集する。	・隣保館や公民館のサークル、企業、行政役場、NPO団体などを訪問し、人権尊重のまちづくりに取り組んできた歴史や、今も取り組んでいる人々の思い等を情報収集する。	B - 1 B - 2
8	整理・分析	○地域の人々の願いと安心して暮らすために必要なことを関連付けて整理する。	・高齢者や障害者、同和問題、外国人、災害などの人権課題の現状や、課題解決のための昔と今の取組の比較、地域に必要なこと等について人権課題をベースに整理させる。	A - 2 A - 3 C - 2 C - 3
4	まとめ・表現	○安心して暮らすために自分たちにできることを考え、まとめる。 ○自分たちの思いを地域へ発信する。	・地域の未来には人権が欠かせないものだ気付くとともに、課題について自分たちにできることを考えさせる。 ・聞き取りを行った人々から発表についての感想や評価をもらい、以降の取組につながるよう改善点を考えさせる。	A - 4 B - 3 B - 4 C - 4
2	次課題設定	○実現可能な取組や、課題解決につながる取組になるよう改善点を考える。		

5	情報収集 ～まとめ	○自分たちの考えた取組を地域や学校で実施し、気付いたことを整理する。	・個人課題を振り返り、個人レポートの形でまとめさせる。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 地域の課題が他県や国外にも同様にあるだろうか。他にも課題があるのだろうか。 </div>				
4	課題設定	○体験学習やワークショップを通じて、さまざまな立場について考え、自分が関心をもっている内容を選ぶ。 ○取材計画を立てる。	・子どもや女性、HIV感染者等、アイヌ民族、性的マイノリティ、人種、戦争の問題など、自分たちが国内や世界の出来事から感じ、見付けた課題について考えさせる。	A - 1
6	情報収集	○専門家に会いに行き、その人の考え方や取組、知識や技術、生き方等を取材したり、図書やインターネットで調査したりして、国内外の人権課題の現状を情報収集する。	・図書やインターネットでの調査や、公民館のサークル、企業、行政役場、NPO団体など地域の訪問を通じて、国内外の人権課題や人権尊重のまちづくりに取り組んでいる人々等について情報収集する。	A - 2 B - 1 B - 2
6	整理・分析	○国内外の人々の願いと安心して暮らすために必要なことを関連付けて整理する。	・国内外の人権課題の現状や、課題解決のための取組・必要なこと等について整理させる。	A - 2 A - 3 C - 2 C - 3
4	まとめ・表現	○みんなが安心して暮らすための自分なりの解決策や、自己の今後の生き方・在り方についてまとめ、全校発表会で提案発表する。	・日本や世界で人権が尊重される社会をイメージするとともに、日常生活の中で自分たちにできることを考えさせる。	A - 4 B - 3 B - 4
5	未来に向けた課題設定	○提案したことに基づき、具体的に行動する。	・探求の成果が、自分の成長や将来につながっていることを実感させる。	C - 4

8 本時の指導

(1) 本時の目標

みんなが安心して暮らせていない現状や課題解決のために必要なことについて考え、中心課題を設定する。

(2) 本時の評価規準

自分の意見を持ち、話し合い活動を進めている。

(3) 準備物

- ・高齢者や障害者、同和問題、外国人、災害時の人権課題の現状についての資料
- ・ワークシート
- ・ホワイトボード

(4) 学習の展開

	主な学習活動	指導上の留意点	評価規準
導入	<ul style="list-style-type: none"> ○前時までの振り返りをする。 ○本時のめあてを把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前時までの学習（障害者、外国人の人権）についてウェビングを提示して想起させる。 	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> みんなが安心して暮らせるまちになっているだろうか。 </div>			
展開	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、同和問題の人権課題の現状について知っていることをウェビングで整理する。 ○2つの人権課題の現状の一部について知る。 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に対する就職差別や結婚、虐待、詐欺などからの一部 ・同和問題による結婚の反対や、身元調査、インターネットを利用したの差別的な情報の掲載、えせ同和行為などからの一部 ○2つの人権課題について、もっと知りたいことを班で出し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2つの人権課題について知っていることやキーワードをワークシートに記入させる。 ・人権課題の過去や現在の状況についての一部を示すとともに、当事者の思いや願いを想像させる。 ・2つの人権課題について、ウェビングで整理したことと新たに知った知識について比較させ、個人でワークシートに記入後、班でホワイトボードにまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の意見を持ち、話し合い活動を進めている。 <p style="text-align: right;">【A - 3】</p>
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ○各班の知りたい点について発表する。 ○本時の振り返りと次時の予告を聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各班の代表者に班で考えた具体策を発表させる。 ・本時の振り返りをワークシートに記入させる。 	

法務省制作人権啓発教材（リーフレット）

<http://www.jinken-library.jp/search/news/134130.html>

■「改めて同和問題（部落差別）について考えてみませんか」（平成 29 年度リーフレット）

■「ともに生きる時代へ 高齢社会と人権」（平成 28 年度冊子 PDF）

■「人権啓発ワークショップ事例集 ワークショップをやってみようー参加型の人権教室」（平成 27 年度）

実施例②「障害のある人」

実施例③「外国人・多文化共生」

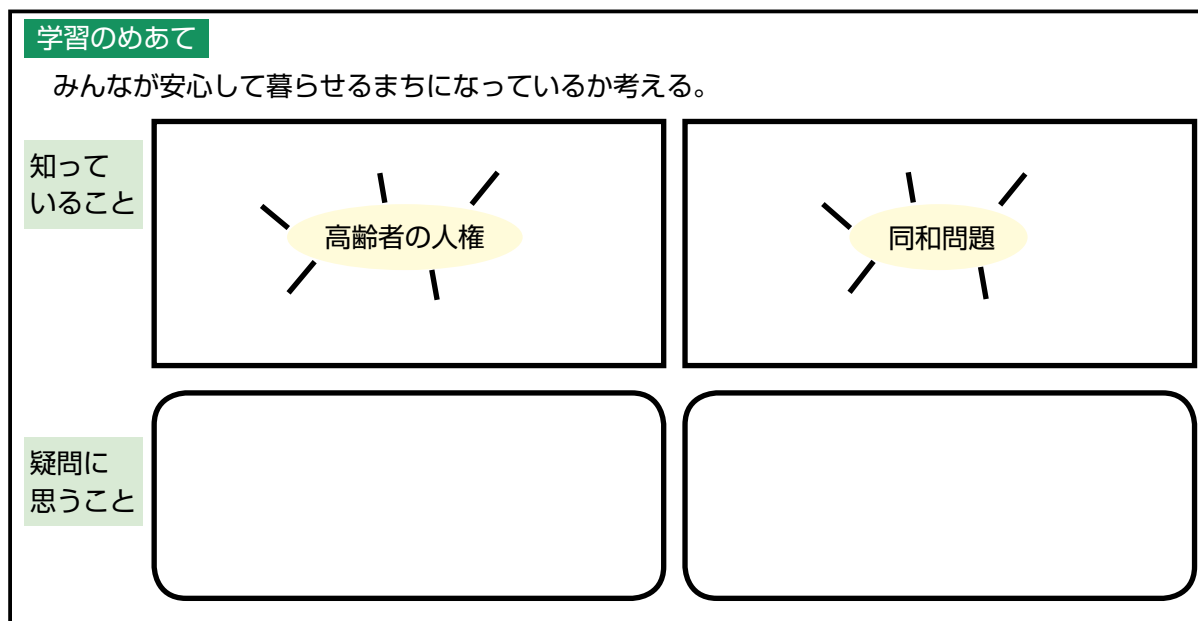
【動画】

実施例②障害のある人『障害って何だろう？』（4分41秒）

実施例③外国人・多文化共生『どうしたら分かり合えるの？』（3分22秒）

■「いっしょに学ぼう！障害のある人の人権～パラリンピックへ向けて～」（平成 27 年度冊子 PDF）

9 板書計画

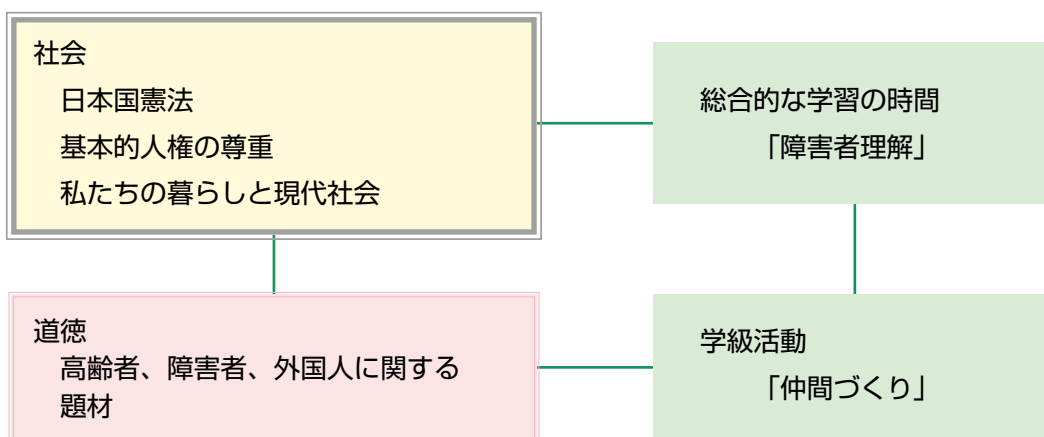


10 評価（評価方法）

（観察・質問紙）



11 他の教育活動との関連



⑤ 「障害者」(中学校 音楽)

◆指導事例 (第2・3学年)

1 題材名

私たちの「さくらさくら」を表現しよう

2 題材設定の理由

本題材では、日本の伝統的な楽器として箏を取り上げ、箏の音色や奏法、音階などを使って、自分たちのイメージする日本古謡「さくらさくら」を創作表現し、日本の伝統音楽に親しむことをねらいとする。「さくらさくら」はよく知られた旋律である。そのため、前奏や後奏等の旋律をつくったり、合いの手や装飾音を加える等の工夫がしやすく、初めて箏で演奏する生徒にとっても取り組みやすい教材である。また、鑑賞では、箏の楽曲である「六段の調」だけでなく、「平家物語」や「春の海」、「津軽じょんがら節」等の琵琶や尺八、三味線の曲も取り上げ、日本の伝統音楽の特質や雰囲気をもより深く感受できるようにさせる。

指導にあたっては、自分たちのイメージした「さくらさくら」が表現できるように、生徒一人一人の考えやその意見を大切にするとともに、生徒同士の共感的な関わり合いが生まれるように、グループでの創作活動の時間を保証し、お互いの意見や演奏を尊重し合う雰囲気作りに配慮したい。

本時は、日本の伝統的な楽器を用いた複数の楽曲を鑑賞する。まず、前時まで創作活動で用いた箏の楽曲を鑑賞することにより、自分たちの演奏経験と重ねて鑑賞させたい。さらに、その他の伝統的な楽器による楽曲を鑑賞することにより、それぞれの奏法や音色、速度等の変化等についても聴き取らせる。その際に、作曲者や演奏者の背景にあるその人の生涯や文化・歴史と関連付けて鑑賞させることで日本の伝統的な音楽の雰囲気をもより深く感じとらせたい。

3 題材の目標

箏の基礎的な表現の技能を身に付け、その特徴を生かして自分のイメージに合う音楽をつくることができる。また、日本の伝統的な楽器を使った楽曲を鑑賞し、その特徴を感じ取ることができる。

4 題材の評価規準

音楽への関心・意欲・態度	音楽表現の創意工夫	音楽表現の技能	鑑賞の能力
①箏の音色や奏法に関心をもち、基礎的な奏法で演奏したり、その特徴を生かしたりして創作活動に主体的に取り組もうとしている。 【器楽・創作】	①箏の音色、平調子による旋律、構成を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感受しながら、箏の特徴を捉えた音楽表現をしようと、思いや意図をもって演奏している。 【器楽】	①箏の特徴を捉えた音楽表現にするために、箏の基礎的な奏法、読譜の仕方などの技能を身に付けて演奏している。 【器楽】	①日本の伝統的な楽器による音色や速度の変化、強弱等の特徴を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感受しながら、音楽の特徴をその背景となる文化・歴史と関連付けて、解釈したり、価値を考えたりし、鑑賞している。 【鑑賞】
②日本の伝統的な楽器による音色や速度の変化、強弱等の特徴と、その音楽の背景となる文化や歴史との関連に興味をもち、主体的に鑑賞に取り組もうとしている。 【鑑賞】	②箏の音色、平調子による旋律、構成を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感受しながら、箏の特徴を音楽表現しようと、思いや意図をもって旋律等に生かす工夫をしている。 【創作】	②箏の奏法、平調子による旋律、構成などの特徴を生かした音楽表現をするために、音の組み合わせ方、記譜の仕方などの技能を身に付けて簡単な旋律をつくっている。 【創作】	

5 人権教育の視点

日本の伝統音楽の発展において、視覚障害のある人々が大きな役割を果たしていたことを知り、楽器やその奏法の基礎を確立し、発展させ継承してきた人々のすばらしさに気付くとともに、それを尊重しようとする態度を養いたい。また、伝統音楽の発展に関わってきた人々の苦労や感情を共感的に受容できる想像力や感受性を育てたい。

6 指導と評価の計画（全5時間）

時数	学習活動	評価					
		関	創	技	鑑	評価規準	評価方法
1・2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 箏の基礎的な奏法を身に付け、「さくらさくら」を演奏する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 縦譜の読み方、爪の付け方や弾き方などを確認し、箏を演奏する。 ○ 私たちの「さくらさくら」を箏で表現する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「六段の調」初段を鑑賞し、箏の奏法を知る。 ・ 「さくらさくら」の情景を考える。 ・ 簡単な旋律を考えたり、合の手などの工夫をしたりして情景を表現する。 	◎				<ul style="list-style-type: none"> ・ 箏の音色や奏法に関心を持ち、基礎的な奏法で演奏する学習に主体的に取り組もうとしている。【関心意欲態度①】 	行動観察
				◎		<ul style="list-style-type: none"> ・ 箏の特徴を捉えた音楽表現のために必要な、箏の基礎的な奏法、読譜の仕方などの技能を身に付けて、演奏している。【表現の技能①】 	演奏聴取
			○			<ul style="list-style-type: none"> ・ 箏の音色、平調子による旋律、構成を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、箏の特徴を捉えた音楽表現をしようと、思いや意図をもって演奏している。【創意工夫①】 	ワークシート
3・4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 私たちの「さくらさくら」を箏で表現する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ グループで曲を創作する。 ・ 中間発表し、意見交流する。 ・ グループで表現を工夫する。 ・ 私たちの「さくらさくら」を発表する。 ・ 感想を発表する。 	○			◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箏の音色や奏法に関心を持ち、その特徴を使った創作活動に主体的に取り組もうとしている。【関心意欲態度①】 ・ 箏の奏法、平調子による旋律、構成などの特徴を生かした音楽表現をするために、音の組み合わせ方、記譜の仕方などの技能を身に付けて簡単な旋律をつくっている。【表現の技能②】 	行動観察 作品
				◎		<ul style="list-style-type: none"> ・ 箏の音色、平調子による旋律、構成を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、箏の特徴を音楽表現しようと、思いや意図をもって旋律等に生かす工夫をしている。【創意工夫②】 	ワークシート 演奏聴取
5（本時）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本の伝統的な音楽を聴き、その特徴や違いについて考える。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の伝統的な楽器を知る。 ・ 日本の伝統的な楽曲を鑑賞する。 ・ 感想や意見を交流する。 ・ 作曲家等の生涯や歴史的背景を知る。 ・ 「津軽じょんがら節」を、再度鑑賞し、意見交流をする。 	○			◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の伝統的な楽器による音色や速度の変化、強弱等の特徴と、その音楽の背景となる文化や歴史との関連に興味を持ち、主体的に鑑賞に取り組もうとしている。【関心意欲態度②】 	行動観察
					◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の伝統的な楽器による音色や速度の変化、強弱等の特徴を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、音楽の特徴をその背景となる文化・歴史と関連付けて、解釈したり、価値を考えたりし、鑑賞している。【鑑賞①】 	ワークシート

7 本題材の学習指導要領上の位置付けと関連的な指導

- ・ 本題材は、音楽科の内容（1）A表現（2）イ、（3）イ、B鑑賞（1）イに位置付けられる学習である。
- ・ 小学校第6学年音楽科で学習した内容、A表現（3）イ、B鑑賞（1）イの指導を踏まえ、系統的な指導を行う。

8 本時の指導（第5時）

(1) 本時の目標

日本の伝統音楽で用いられる楽器の音色や余韻の変化、速度の変化等を聴き取り、音楽の特徴とその背景となる文化・歴史を関連付けて鑑賞することができる。

(2) 準備物

CD ワークシート 作曲者等の肖像画、伝統的楽器（実物、画像、映像等）

(3) 学習の展開

	学習活動	指導上の留意点	評価規準 評価方法
導入	1 前時までの振り返りをする。	○これまでの創作活動について簡単に感想を述べさせる。	
	2 学習課題をつかむ。		
日本の伝統的な音楽を聴き、その特徴や違いについて考えよう。			
展開	3 日本の伝統的な楽器を知る。 ・琵琶 ・尺八 ・三味線等	○実物や映像を見せながら確認する。	<ul style="list-style-type: none"> 日本の伝統的な楽器による音色や速度の変化、強弱等の特徴と、その音楽の背景となる文化や歴史との関連に興味をもち、主体的に鑑賞に取り組もうとしている。(行動観察) 日本の伝統的な楽器による音色や速度の変化、強弱等の特徴を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、音楽の特徴をその背景となる文化・歴史と関連付けて、解釈したり、価値を考えたりし、鑑賞している。(ワークシート)
	4 日本の伝統的な楽曲を鑑賞する。 ・「六段の調」(箏) ・「平家物語」(琵琶) ・「春の海」(尺八) ・「津軽じょんがら節」(津軽三味線)	<ul style="list-style-type: none"> ○感想や意見をもちやすくするために、最初に「六段の調」を聴かせる。 ○音階や音色、速度の変化等、曲想の違いについて着目する〔共通事項〕を確認する。 	
	5 感想や意見を交流する。 ・自分の感想や意見を書く。 ・ペア(グループ)対話 ・全体の意見交流	○知覚に基づいた意見と、感受に基づいた意見を関連付けて意見交流できるように留意する。	
	6 作曲者等の生涯や歴史的背景を知る。 ・作曲等について ・高橋竹山 ・津軽三味線 ・門付け芸人、ごぜ、ボサマ	<ul style="list-style-type: none"> ○鑑賞した楽曲の作曲者や演奏者が、視覚に障害のあったことを伝え、その生涯等についての概略を説明する。 ○最後に鑑賞した「津軽じょんがら節」については、少し詳しく背景や視覚障害者との関わりについて説明する。 	
	7 「津軽じょんがら節」を、再度鑑賞し、意見交流をする。	○背景と音楽とを関連付けて鑑賞できるように留意する。	
まとめ	8 本時のまとめをする。	○本時の学習のまとめをワークシートに書かせ、数名発表させる。	

9 板書計画

学習内容

日本の伝統的な音楽を聴き、その特徴や違いについて考えよう。

★日本の伝統的な楽器

・箏	・琵琶	・尺八	・三味線	等
八橋検校 (肖像画) 六段の調	琵琶法師 (肖像画) 平家物語	宮城道雄 (肖像画) 春の海	高橋竹山 (肖像画) 津軽じょんがら節	

★聴き取ったこと

- ・(曲ごとについての生徒の意見)

★感じたこと

- ・(曲ごとについての生徒の感想)

津軽じょんがら節を、もう一度聴いてみよう

- ・最初聴いた時と違って、情景が浮かぶ気がした。
- ・世の中のつらさを跳ね返す力強さを感じた。

学習のまとめ

- ・歴史的な背景やその人の生涯を知ると、曲の感じ方が違った。
- ・視覚障害のある人たちと音楽の関わりを初めて感じた。

10 本時の学習を通じての生徒の感想



- ・視覚障害のある人たちが音楽に関わっていたことがわかった。
- ・日本の伝統音楽を目の不自由な人が発展させてきたことがわかった。
- ・「津軽じょんがら節」を2回目に聴いた時は、最初と違って情景が浮かんで、厳しさを感じた。
- ・三味線の激しいバチさばきに、世の中のつらさを跳ね返そうとするような力強さを感じた。



⑥ 「HIV」(高等学校 保健体育)

◆指導事例 (第1学年)

1 単元名

現代社会と健康 (性感染症・エイズとその予防)

2 単元設定の理由

我が国の疾病構造や社会の変化に対応して、健康を保持増進するためには、個人の行動選択やそれを支える社会環境づくりが大切であるというヘルスプロモーションの考え方を生かし、人々が自らの健康を管理すること及び環境を改善していくことが重要である。

そのため本単元では、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践する必要があること。喫煙と飲酒は、生活習慣病の要因になること。薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であることを理解させたい。また、感染症の発生や流行には、時代や地域によって違いがみられ、その予防には、個人的及び社会的な対策を行う必要があることを理解させたい。

本時は性感染症の一つであるエイズについて理解を深め、その予防についての対策を考えることを通して、その他の性感染症についても、同様に個人と社会の対策が必要であることを考えさせたい。性感染症については性行動が低年齢化していることや、対象が不特定多数になっていること、また正しい知識が身につけていないことなどの現状があり、HIV感染者に対しては偏見につながっている部分もある。感染経路、予防法などを理解させたいうえで、互いの考えを交流しながら性感染症を身近な問題としてとらえることができる機会としたい。そして学習したことを日常生活や社会づくりに活かしていく力を育てたい。

3 単元の目標

- ・生活習慣病と日常の生活行動、喫煙、飲酒と健康、薬物乱用と健康、感染症とその予防について、資料を探したり、見たり、読んだり、課題の解決に向けての話し合いや意見交換をするなどの学習活動に意欲的に取り組むことができるようにする。 【関心・意欲・態度】
- ・生活習慣病と日常の生活行動、喫煙、飲酒と健康、薬物乱用と健康、感染症とその予防について、資料等で調べたことをもとに課題を見つけ整理したり、学習したことを個人および社会生活や事例と比較、分析、評価したりするなどし、筋道を立ててそれらを説明することができるようにする。 【思考・判断】
- ・健康の保持増進と生活習慣病の予防には、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践する必要があること、喫煙と飲酒は、生活習慣病の要因になること、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることからおこなってはならないこと、喫煙と飲酒、薬物乱用の対策には、個人や社会環境への対策が必要であることを、感染症の発生や流行には、時代や地域によって違いがみられること、感染症の予防には、個人的及び社会的な対策をおこなう必要があることについて、理解することができるようにする。 【知識・理解】

4 単元の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断	知識・理解
<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の予防について、資料を見たり、読んだりするなどの学習活動に意欲的に取り組んでいる。 喫煙・飲酒・薬物乱用と健康、感染症とその予防について、資料を見たり、自分たちの生活を振り返ったりするなどの学習活動に意欲的に取り組んでいる。 喫煙・飲酒・薬物乱用と健康、感染症とその予防について、課題の解決に向けて、話し合いや意見交換などの学習活動に意欲的に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病とその予防法について、自己の食事・運動・休養の課題を見つけ、まとめている。 喫煙・飲酒・薬物乱用と健康、感染症とその予防について、学習したことを自分の生活に照らし合わせ、関係づけたりして、筋道を立てて説明している。 喫煙・飲酒・薬物乱用について、個人及び社会で取り組む対策を考え、まとめている。 感染症について正しい知識を身に付け、個人及び社会で取り組む対策を考え、まとめている。 	<ul style="list-style-type: none"> 代表的な生活習慣病について、症状や原因などを理解し、言ったり書き出したりしている。 不適切な食事、運動や休養の意義を理解し、体に及ぼす影響について具体例を挙げている。 喫煙や飲酒、薬物乱用について理解し、発言したり記述したりしている。 感染症について個人及び社会でできる対策を理解し、発言したり記述したりしている。

5 人権教育の視点

HIVの感染経路や予防法などを正しく理解し、人権侵害につながる固定観念や偏見を払拭する。正しい知識を身に付けることで、自分の生き方を見つめ直し、自ら人権課題を解決しようとする意欲や態度の育成につなげる。

6 指導と評価の計画（全8時間）

時数	学習活動	評価				
		関	思	知	評価規準	評価方法
1	生活習慣病とその予防 ○代表的な生活習慣病 ○生活習慣病の1次予防と2次予防	○			<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の予防についての学習活動に意欲的に取り組んでいる。 代表的な生活習慣病の原因や症状等について理解し、説明している。 	<ul style="list-style-type: none"> 観察 ワークシート
2	食事と健康 ○食事の重要性と意義 ○食生活の見直しと改善		○		<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病とその予防法について、自己の食事の課題を見つけ、まとめている。 食事の意義を理解し、体に及ぼす影響について具体例を挙げている。 	<ul style="list-style-type: none"> 観察 ワークシート
3	運動・休養と健康 ○運動の意義 ○休養・睡眠の意義 ○運動・睡眠の見直しと改善		○		<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病とその予防法について、自己の運動の課題を見つけ、まとめている。 運動の意義を理解し、体に及ぼす影響について具体例を挙げている。 	<ul style="list-style-type: none"> 観察 ワークシート

4	喫煙と健康 ○喫煙の健康影響、受動喫煙 ○喫煙対策		○ ○	・喫煙について、個人及び社会で取り組む対策を考え、まとめている。 ・喫煙について理解し、発言したり記述したりしている。	・観察 ・ワークシート
5	飲酒と健康 ○飲酒の健康影響や社会問題 ○飲酒対策		○ ○	・飲酒について、個人及び社会で取り組む対策を考え、まとめている。 ・飲酒について理解し、発言したり記述したりしている。	・観察 ・ワークシート
6	薬物乱用と健康 ○薬物乱用の健康影響や社会問題 ○薬物乱用の防止対策	○	 ○	・薬物乱用について、資料を見たり、学習活動に意欲的に取り組んでいる。 ・薬物乱用について、個人及び社会で取り組む対策を考え、まとめている。	・観察 ・ワークシート
7	感染症とその予防 ○新興・再興感染症 ○社会・個人の対策		○ ○	・感染症とその予防について、学習したことを自分の生活に照らし合わせ、関係づけたりして、筋道を立てて説明している。 ・感染症について個人及び社会でできる対策を理解し、発言したり記述したりしている。	・観察 ・ワークシート
8・9 (本時)	性感染症・エイズとその予防 ○性感染症、エイズ、HIV ○HIV感染者、エイズ患者差別 ○社会・個人の対策		○ ○	・性感染症について正しい知識を身に付け、個人及び社会で取り組む対策を考え、まとめている。 ・性感染症について個人及び社会でできる対策を理解し、発言したり記述したりしている。	・観察 ・ワークシート

7 本単元の学習指導要領上の位置付けと関連的な指導

本単元は、科目保健の内容「(1) 現代社会と健康 イ 健康の保持増進と疾病の予防」に位置付く学習である。

また、本単元は、特別活動ホームルーム活動の内容「(2) 適応と成長及び健康安全 ク 心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立、ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立」と関連付けて学習することができる。

8 本時の指導 (第8時)

(1) 本時の目標

エイズの予防について理解を深め、個人と社会における対策について考えることができる。

(2) 準備物

教科書、ノート、ワークシート



(3) 学習の展開

	学習活動	指導上の留意点	評価規準 評価方法
導入	1 学習課題をつかむ。 (1) 既習の知識等について振り返る。 (2) 本時のねらいを知る。	<ul style="list-style-type: none"> ・レッドリボンを提示し、生徒に関心を持たせる。 ・エイズ（HIV 感染症）について、○×クイズ形式の簡単な質問に、既習の知識で答えさせ、既習事項を想起させる。 	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> エイズ（HIV 感染症）について正しい知識をもち、個人と社会における予防や対策について考えよう。 </div>		
展開	2 エイズ（HIV 感染症）について知る。 ・病名 ・原因 ・症状 ・感染経路 等 3 エイズ（HIV 感染）の現状についてグラフから読み取る。 ・他国との比較 ・国内の HIV 感染者数、エイズ患者数の年次推移 4 エイズ患者等に対する差別や偏見について考える。 (1) エイズパニック ・個人思考 ・意見交流 (2) 新聞記事の要約資料 5 予防法について考え、意見を交流する。 ・個人ができる予防 ・社会的対策（HIV 抗体検査等） 6 その他の感染症について調べる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ HIV 感染者とエイズ患者の違いも含めて、エイズについてはワークシートを用いて理解させる。 ・クイズの解答を伝え、日常生活では感染しないことに気付かせる。 ・複数ある感染経路を示し、特に性行為による感染が多いことを理解させる。 ・現在は医学の進歩にともない、発症を抑制できることを伝える。 ・近年、青少年の HIV 感染者、エイズ患者が増加傾向にあることをグラフから読み取らせ、身近なこととして捉えさせたい。 ・先進国の中で、唯一年間の新規エイズ患者報告数が増加していることを補足説明する。 ・ HIV の感染が広がった当初の国内の状況に関する資料を読ませ、患者や感染者に対する差別や偏見について考えさせる。 ・意見交流の際は、他者の意見を尊重するように支援する。 ・正しい知識を身に付けていないことで、偏見や恐怖心、差別が生み出され混乱が起こってしまうことに気付かせる。 ・新聞記事を読み、正しい知識があっても行動に結びついていないところに、課題があることに気付かせる。 ・ HIV の早期発見、早期治療（2次予防）をすることによってエイズの発症を遅らせることができることを理解させる。 ・ HIV 抗体検査の具体について知らせる。 ・あくまでも HIV に感染しないこと（1次予防）が大切なことを理解させる。 ・正しい知識とそれに基づくその対策と共に、人権が尊重された行動が大切だということに気付かせたい。 ・ エイズ以外の性感染症について、教科書の記述から調べ、同様に正しい知識と対策が必要なことを理解させる。 	
まとめ	7 学習のまとめ ・ワークシートに記入	<ul style="list-style-type: none"> ・再度、レッドリボンと世界エイズデーに触れながらまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性感染症について正しい知識を身に付け、個人及び社会で取り組む対策を考え、まとめている。（知識・理解）（ワークシート） ・ 個人及び社会でできる対策を理解し、発言したり記述したりしている。（思考・判断）

9 板書計画

エイズ（HIV 感染症）について正しい知識をもち、個人と社会における予防や対策について考えよう

★ HIV とエイズについて



病名：エイズ
(後天性免疫不全症候群)

- ・病原体：HIV（ヒト免疫不全ウイルス）
⇒ HIV 感染者
- ・潜伏期間：数ヶ月～十数年
- ・症状：免疫機能が壊され、感染症やがん等、様々な病気がもたらされる。
- ・感染経路：
①性行為 ②母子感染 ③血液感染
その他（1割弱は不明）

- ① HIV 感染者と性行為をした (○)
- ② // の母親の母乳を飲ませる (○)
- ③ // とお風呂やプールと一緒に入る (×)
- ④ // と同じ容器でジュースの回し飲みをした (×)
- ⑤ // のくしゃみや咳をあびた (×)
- ⑥ // とハグをした (×)
- ⑦ // と同じ蚊にさされた (×)
- ⑧ // が使ったトイレを使用した (×)

※日常生活で感染することは、ほとんどない感染症である。

※医学の進歩により現在は、エイズの発症を抑制する治療が確立されている。

★国内におけるエイズ・HIV 感染の現状

患者・感染者
数の年次数位
のグラフ

- ・日本では感染者、患者共に増加している。
(先進国では唯一の増加傾向)
- ・若者の新規感染者が増加している。

★エイズ患者・HIV 感染者に対する偏見や差別

- ・エイズパニック
- ・保育所の入園拒否の事例

<なぜ、増加しているのか?>

- ・病気に対する正しい知識がない。
- ・感染に気づいていない。
- ・病気について知っていても、予防のための行動を取っていない。
- ・差別や偏見が、人々の行動を妨げている。

<予防法>

- 【個人の対策】
 - ・コンドームの使用
 - ・早期の受診 等
- 【社会の対策】
 - ・レッドリボン運動
 - ・世界エイズデー
 - ・HIV 抗体検査 (全国の保健所)

その他の性感染症（性器クラミジア感染症、淋菌感染症等）に対しても、個人の対策と社会の対策が必要

10 本時の学習を通じての生徒の感想

- ・検査を受けたりコンドームをつけたりすることが、自分だけでなく相手のためにもなることがわかった。
- ・周りの友だちにも教えてあげようと思った。
- ・正しい知識をつけることが感染や差別を防ぐことにつながるのだから大事だと思った。ただ、知識があっても行動することができなければ意味がないので、学習したことを生かしていきたい。

11 本時に用いた資料

資料名

『人権教育資料集6 未来 ～共に生きる明日のために～』高知県教育センター

エイズとその予防

Q 次の行動のうち、HIV に感染する可能性があるのはどれか？
感染の可能性があるものには○、ないものには×をいれてみよう。

- ① HIV 感染者と性行為をした ()
- ② " の母親の母乳を飲ませる ()
- ③ " とお風呂やプールと一緒に入る ()
- ④ " と同じ容器でジュースの回し飲みをした ()
- ⑤ " のくしゃみや咳をあびた ()
- ⑥ " とハグをした ()
- ⑦ " と同じ蚊にさされた ()
- ⑧ " が使ったトイレを使用した ()

(1) HIVとエイズについて

HIV = ヒト免疫不全ウイルス

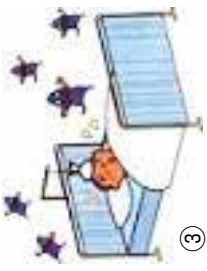

潜伏期間 (数か月～十数年)

この間は自覚症状がないため感染を広げてしまう可能性が…

「HIV」に感染し、治療をせずにいると、免疫力がだんだん弱くなる。ふつうであれば何ともない菌やウイルスであっても、免疫力が弱くなるため様々な病気がおこります。その病気が、「エイズ指標疾患」とされる病気 (肺炎や悪性腫瘍など) にあてはまると、「エイズを発症した」と診断されます。

エイズ = 後天性免疫不全症候群

(2) 感染経路について (3つ)

- ①  ③
- ②  ②

(3) 日本における現状

2016年新規 HIV 感染者は () 人、エイズ患者は () 人
増加傾向にあるのは ()
Qなぜ、増加傾向にあるのか？

(4) HIV感染者・エイズ患者に対する偏見や差別

エイズパニック

1986年「フィリピンから出稼ぎに来た20歳代の女性が、日本に来る前に受けたエイズの抗体検査で陽性と出た。」というニュースが流れた。

女性の名前は実名で報道され、2日後にはA市で働いていたことが伝えられた。その女性はすでに帰国していたが「滞在中、多くの日本人とかわっていた。」という情報が流れたため、A市は大騒ぎになった。



- ・彼女が働いていた店や、彼女とかわかった人物などを探そうと、マスクミが押し寄せた。
- ・彼女がいた店に出前をしていたという寿司屋が店中の皿を意図的に割るなどの出来事。
- ・市内に住んでいる外国人の女性たちが銭湯で入浴を拒否されたり、スーパーやレストラン、パチンコ店への入店を断られた。
- ・A市民というだけで他の町での宿泊を断られた。
- ・A市ナンバーの車が通ると避けられた。

Q なぜエイズパニックが起こったと思いますか？

HIV感染者、エイズ患者への差別はなくなったのか？

甲府市の保育園で、エイズウイルス（HIV）に感染している親に対し、子供の入園を拒否していたことが分かった。
 同園によると子供は感染していなかったという。園側は数日間、子供を預かったが、親がHIVに感染していることから、「今後は預かることはできない」と入園を断った。
 園側は「この子供が、親から感染する恐れはないことは分かっていた。だが、他の子供や保護者への影響を考えて、入園を断った」と話している。
 （毎日新聞）

(5) 予防法

【個人対策】

Q個人でできる予防にはどのようなことがある？

【社会的対策】

レッドリボン運動



エイズに苦しむ人への理解と支援の意思を示す赤いリボンをシンボルにした運動

世界エイズデー

世界的レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、毎年12月1日を中心に世界各国でエイズに関する啓発活動が行われている。

HIV 抗体検査

- ・全国の医療機関、保健所で受けることができる。
- ・保健所であれば、無料かつ匿名で行うことができる。
- ・HIV 抗体を調べるため、感染から抗体ができるまで3カ月かかることもあるので、一定期間おいて検査を受ける必要がある。

(6) その他の性感染症について

病名	病原体	潜伏期間	症状

○今日の授業で考えたことや感じたことを記入してください。

7 「ハンセン病」(中学校 社会)

◆指導事例(第3学年)

1 単元名

第3章 私たちの暮らしと民主政治 2 司法権の独立と裁判

①権利と秩序を守るために

2 単元設定の理由

本単元は、中学校学習指導要領社会〔公民的分野〕の内容 大項目(3)「私たちと政治」の中項目 イ「民主政治と政治参加」をうけて構成した単元である。ここでは、「国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させる」ことをねらいとしている。法に基づく公正な裁判によって国民の権利が守られ、社会の秩序が維持されていること、そのため、司法権の独立と法による裁判が憲法で保障されていることを理解させることが重要であり、その際、抽象的な理解にならないように裁判官、検察官、弁護士などの具体的な働きを通して理解させるなどの工夫が必要である。

法や裁判について理解を深めることは、国民主権を担う国民として必要なことであり、将来主権者として政治に参加するために、民主政治が権力分立により国民の自由や権利が守られ国民の意思の反映を図る仕組みをもっていることを理解させることが大切である。

本単元の指導にあたってはできるだけ具体的な事例や身近に感じる事例をあげたり、体験的な学習を通して司法を学習したりして、生徒の社会的事象への関心を高め、裁判のしくみや三審制、司法参加や司法制度改革、そして司法制度における課題等について考えさせたい。また、法の役割や、法が憲法の個人の尊重を重視していることを学ぶとともに、裁判が人権に大きく関わっていることを理解させ、公正な裁判や人権を守るためのしくみ、権利について考えさせたい。

3 単元の目標

- ・法に基づく公正な裁判によって国民の権利が守られ、社会の秩序が維持されていることに関心をもつ。
【社会的事象への関心・意欲・態度】
- ・国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて、多面的・多角的に考察し、その過程や結果を適切に表現できる。【社会的な思考・判断・表現】
- ・裁判に関わる様々な資料を収集し、学習に役立つ情報を適切に選択して活用できる。
【資料活用の技能】
- ・法に基づく公正な裁判によって、国民の権利が守られ、社会の秩序が維持されていることを理解し、その知識を身に付けることができる。
【社会的事象についての知識・理解】

4 単元の評価規準

社会的事象への関心・意欲・態度	社会的な思考・判断・表現	資料活用の技能	社会的事象についての知識・理解
法に基づく公正な裁判によって国民の権利が守られ、社会の秩序が維持されていることに関心をもち、司法権の独立と法による裁判が憲法で保障されていることについて、理解を深めようとしている。また、国民の司法参加の意義や課題を、意欲的に追究し、考えようとしている。	国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて、多面的・多角的に考察し、その過程や結果を適切に表現している。また、国民の司法参加にかかわる課題を見だし、対立と合意、効率と公正などの視点から多面的・多角的に考察し、その過程や結果を自分の言葉で表現している。	憲法で保障された、司法権の独立と法に基づく公正な裁判に関わる課題についての資料を収集し、学習に役立つ情報を適切に選択して活用できる。また、国民の司法参加に関わる課題を追究し考察した過程や結果を図表化したり、報告書にまとめたりしながら、発表や討論を行うことができる。	法に基づく公正な裁判によって、国民の権利が守られ、社会の秩序が維持されていることを理解し、その知識を身に付けている。また、司法権の独立と法による裁判が憲法で保障されていることを理解し、その知識を身に付けている。

5 人権教育の視点

- ・法や裁判によって国民の人権が守られていることを理解する。
- ・裁判は当事者だけの問題ではなく、国民全体にかかわることでもあることに気付く。
- ・ハンセン病回復者の歴史や事実について理解させ、偏見や差別意識の解消に向けて主体的に行動しようとする態度を養う。 【価値的・態度的側面】
- ・社会の偏見や差別意識の中で生きてきたハンセン病回復者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性を養う。 【技能的側面】
- ・自分の意見を相手に伝えるように話し、相手の意見を受け止め、さらに自分を振り返ることができる。

6 指導と評価の計画 (全7時間)

時数	学習活動	評価					
		関	思	技	知	評価規準	評価方法
1	○裁判のはたらきや裁判の種類について理解し、関心をもち。 ○民事裁判のしくみについて具体例をもとに理解する。	○				法の役割や裁判所のはたらきについて、興味や関心を高めようとしている。	・発表 ・ノート
2 (本時)	○行政裁判のしくみについて具体例をもとに理解する。 ○行政裁判の果たす役割について自分の考えを文章でまとめ、他者との発言し合う学び合いを通して考えを深める。		○			行政裁判のしくみや裁判の果たす役割について、自分の考えを文章でまとめ表現している。	・発表 ・ノート

3	○刑事裁判のしくみや裁判に関わる人々の役割について理解する。			○	死刑制度と冤罪に関する情報を集め、その内容を整理してまとめている。	・発表 ・ノート
4	○人権を守るために、裁判にはどのような制度があるか理解する。			○	三審制の意義や、被疑者・被告人の権利を守るためのさまざまな制度について、正しく理解している。	・発表 ・ノート
5	○裁判員制度のしくみや役割について理解し、これからの司法制度のあり方について考える。			○	裁判員制度が果たす役割やこれからのあり方を、自分の言葉でまとめて発表している。	・発表 ・ノート
6	○事例をもとに、自分が刑事裁判に参加したつもりで判決を考える活動を通して、法に基づく公正な裁判の意義について理解する。			○	実際の裁判の流れや、裁判に関わる人々の役割を正しく理解している。	・発表・観察
7	○三権が互いに抑制し合い均衡を保っている関係を、具体的に説明する。			○	これまでの学習を踏まえて、司法の独立や三権分立の意義について考えようとしている。	・発表・観察

7 本単元の学習指導要領上の位置付けと関連的な指導

- ・社会科（公民的分野）の内容「(3) 私たちと政治 イ」に位置付けられる学習である。
- ・社会科（公民的分野）の内容「(3) 私たちと政治 ア」に関連付けることができる。
- ・道徳科の内容「C - (11) 公正、公平、社会正義」に関連付けることができる。

8 本時の指導（第2時）

(1) 本時の目標

行政裁判のしくみや裁判の果たす役割について、自分の考えを文章でまとめ表現することができる。

(2) 本時の評価規準

行政裁判のしくみや裁判の果たす役割について、自分の考えを文章でまとめ表現している。

【思考・判断・表現】

(3) 準備物

・パソコン・大型テレビ・ワークシート

(4) 学習の展開

	学習活動	指導上の留意点	評価規準 評価方法
導入	1 教科書 P46 の写真は、何をしているところか、確認する。	○国とハンセン病回復者の和解の写真から、行政裁判について学習することを確認する。 ○原告（ハンセン病回復者）の勝訴の判決を確認する。	
展開	めあて 国によって国民の権利が侵された時の裁判のしくみや裁判の果たす役割について考えよう。		
	2 行政裁判のしくみについてまとめる。 ・民事裁判と同じ手続き ・原告、被告・地方裁判所 ・判決	・国民は権利を守るために、行政機関を相手に裁判を行えること、国民と行政機関は、対等の立場で裁判を受けることを確認する。	行政裁判のしくみや裁判の果たす役割について、自分の考えを文章でまとめ表現している。 【発表・ノート】
	3 ハンセン病回復者は、なぜ行政裁判を起こしたのかについて考える。 (1)ハンセン病について知る。 ・ハンセン病とは何か ・隔離政策 ・らい予防法とその廃止について等	・クイズ形式で、ハンセン病について理解させる。 (ワークシートを活用する。) ・ハンセン病回復者の歴史や事実について理解させ、どんなつらい思いをしているのか考えさせる。	
(2) ハンセン病回復者の人たちは国の政策の何を問題に感じて訴えたのだろうか。 個人で考える（5分） 班で伝え合う（8分） 全体で発表する <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> ・法や政策により人権が侵害されたこと ・国の誤った政策により差別や偏見に苦しんできたこと </div>	・行政が訴えられたポイントを確認することで行政裁判の意義を確認する。 ・社会の偏見や差別意識の中で生きてきたハンセン病回復者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力を働かせるなど、人権の視点をもって考えさせる。 ・班員の考えをメモをとりながら聞かせる。 ・班員の考えを聞いて、参考になったことや新たに考えたこと等について記入させる。		
	(3) 裁判所の判決の確認	・最初に示した和解の写真を見ながら、その後の国の対応についても触れる。	
まとめ	4 まとめを書き、発表する	・めあてを確認する。	
	・国民の権利を守る立場にある行政も誤ることがある。行政裁判は、そのような場合の国民の権利保障のために設けられている。 ・民事裁判と同じで、国民が行政機関を訴えることで始まる。 ・国民と行政機関は、対等の立場で裁判を受ける。 ・裁判の意味やしくみを正しく知って、自分たちの権利を守っていく。		
	5 振り返りをする。		

9 板書計画

学習内容 ①権利と秩序を守るために		
めあて 国によって国民の権利が侵された時の裁判のしくみや 裁判の果たす役割について考えよう。		まとめ <ul style="list-style-type: none"> ・国民の権利を守る立場にある行政も誤ることがある。行政裁判は、そのような場合の国民の権利保障のために設けられている。 ・民事裁判と同じで、国民が行政機関を訴えることで始まる。 ・国民と行政機関は、対等の立場で裁判を受ける。 ・裁判の意味やしぐみを正しく知って、自分たちの権利を守っていく。
○行政裁判・民事裁判と同じ手続き 国民と行政機関の裁判 (国や地方公共団体など)	1998 (平成10年) 原告: ハンセン病回復者 (弁護人) 地方裁判所 裁判官 ・隔離の必要性はない ・法や政策のため差別を受け、人権を侵害された。 ・隔離政策を定めた法律は違憲である	被告 国 判決 原告勝訴
らい予防法 1953 (昭和28年) 1996 (平成8年) 廃止	< 奪われた権利 > ・自由権 ・学習する権利 ・結婚 ・職業選択	振り返り

10 本時の学習を通じての生徒の感想

- ・裁判所は間違ったイメージをめぐい、国民に本当の事実を知ってもらう役割がある。裁判所は国民の権利を守って裁くことが重要であることがわかった。
- ・国民が過ごしやすく、権利を守っていくことが裁判所の役目であり、基本的人権を最終的に守るのが裁判所である。
- ・国や地方公共団体は、裁判の結果や過去の反省を踏まえて様々な啓発活動に取り組んでいかなければならないし、国民の自由を奪わず、みんなが対等に生きていくために権利を守っていくようにしなければならないと思う。
- ・裁判所はたとえ相手が国であっても平等に見て、裁判をしている。行政裁判は国と国民が対等に裁判されていることがわかった。国も過ちは認めて、これから活かしていこうとしていることがわかった。
- ・こんなふうにして、今の日本は少しずつ国民が暮らしやすい国になっているんだと思った。
- ・ハンセン病の裁判はハンセン病元患者だけの問題ではない。差別をする側は自分たちだ。自分たちに関係あることとして考えなければいけないと思った。
- ・ハンセン病元患者の意見や話も聞いて、ハンセン病元患者たちの人権を侵害させない、家族や好きな人や自分を大事にできる、病気をもっていても幸せに生活を送れることが大事だと思う。
- ・ハンセン病の人たちだけの問題ではない。いろんな病気の人たちがいて、いろんな立場の人たちがいるんだ。

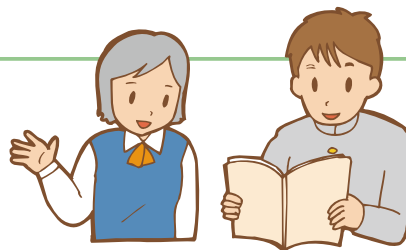
〔資料1〕 資料名：「ハンセン病の向こう側」（厚生労働省）

〔資料2〕 資料名：ハンセン病についてのワークシート

（「ハンセン病の向こう側」（厚生労働省）より作成）

知っていますか？「ハンセン病」

- ①ハンセン病は遺伝する病気である【×】
遺伝病ではありません。「らい菌」という細菌による感染症です。
また、らい菌には毒性がないので、中毒症状で死ぬことはありません。
- ②ハンセン病は今も隔離しなければならない病気である。【×】
隔離する必要はありません。ハンセン病の感染力や発病力は非常に弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどないので、消毒も不要です。
- ③ハンセン病は治る病気である。【○】 治ります。
「プロミン」という薬に始まる化学療法が進歩して、容易に治る病気になりました。
早期発見・治療を行えば、後遺症もなくなります。
後遺症のある人は、皮膚の感覚（冷たい・熱い・痛い・触った）が鈍くなっています。
そのため、自分自身で危険から身を守ることが難しい人が多く、けがややけどをしやすく、骨折や傷も治りにくくなります。
日本では昭和21年（1946年）から患者に使用され始めましたが、その数はわずかであったため、もっと多くの人に投与できるようにして欲しいと患者が国に働きかけ、昭和24年（1949年）から広く使用されるようになりました。
- ④ハンセン病は一般の病院で治療することができる。【○】
一般病院で治療が行われています。入院治療ではなく、外来通院で行われ、家で数種類の薬を飲む治療です。
- ⑤昔、ハンセン病患者は療養所に強制的に入所させられた。【○】
1953年（昭和28）年に制定された「らい予防法」<1996（平成8）年廃止>の第6条では、強制診察及び強制入所が規定されています。その他、外出の制限・広範囲の就業制限・患者の出た家の消毒・罰則規定になど、著しい人権侵害が規定されていました。



⑧ 「外国人」(中学校 美術)

◆指導事例(第1学年)

1 単元名

多国籍料理のランチプレート(色鉛筆とパステル)

2 単元設定の理由

授業時数が少なくなり、短時間で多くの体験をさせるためには、表現方法や作品のサイズに工夫が求められる。しかし、そのような教材であるからこそ、テーマ設定やアイデアが豊富に盛り込めるものが望ましい。

社会の国際化に伴い、高知県内でも日本食のみの食料品だけを扱う店舗の方が少ないほど食の国際化は進んでいる。各国の特性や風習などを考えながらデザインすることは、生徒の発想を豊かにし、個々のアイデアが発揮しやすいと考える。

また、家族として「外国人」を迎え、共に食事をするイメージをもたせることで、偏見よりも親しみを感じながら製作することができる。

3 単元の目標

- (1) 外国の食に対して、感じ取ったことや考えたことを、ランチプレートに表現することに関心をもっている。【美術への関心・意欲・態度】
- (2) 選んだ国の特徴を考えながら、一緒に食事をすることに想像力を働かせ、感じ取ったことを基に、創造的な構成を工夫し、心豊かな表現の構想を練っている。【発想や構想の能力】
- (3) モチーフの彩りや質感と食事の楽しさが伝わることを意識した表現ができている。【創造的な技能】

4 単元の評価規準

美術への関心・意欲・態度	発想や構想の能力	創造的な技能	鑑賞の能力
外国の食に対して、感じ取ったことや考えたことを、ランチプレートに表現することに関心をもっている。	選んだ国の特徴を考えながら、一緒に食事することに想像力を働かせ、感じ取ったことを基に、創造的な構成を工夫し、心豊かな表現の構想を練っている。	モチーフの彩りや質感と食事の楽しさが伝わることを意識した表現ができている。	作品から込められた願いや思い、表現の工夫などを感じ取り、自分の思いや考えをもって味わっている。

5 人権教育の視点

「外国人」を家庭に迎え入れ、共に食事をする場面を想定し、日本食と相手の国の食事を一枚のランチプレートに盛り付けることで、偏見よりも親しみをもって相手を受け入れる心情を育てる。

6 指導と評価の計画（全4時間）

次	学習内容	評価の観点					
		関心	発想	技能	鑑賞	評価規準	評価方法
1次 (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> ●外国の食を選ぶ ●一緒に食事を楽しくするためのメニューや表現の工夫を考える。 	○				外国の食に対して、感じ取ったことや考えたことを、ランチプレートに表現することに関心をもっている。 選んだ国の特徴を考えながら、一緒に食事をすることに想像力を働かせ、感じ取ったことを基に、創造的な構成を工夫し、心豊かな表現の構想を練っている。	ワークシート
2次 (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> ●制作 			○		モチーフの彩りや質感と食事の楽しさが伝わることを意識した表現ができています。	作品
3次 (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> ●相互鑑賞 クラスで作品を鑑賞しあい工夫している点などを話し合いワークシートに記入する。 				○	作品から込められた願いや思い、表現の工夫などを感じ取り、自分の思いや考えをもって味わっている。	観察 ワークシート

7 本単元の学習指導要領上の位置付けと関連的な指導

本単元は美術科第1学年の2内容A表現(2)伝える、使うなどの目的や機能を考え、デザインや工芸などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を指導する。

8 本時の指導（第1時）

(1) 本時の目標

- 外国の食に対して、感じ取ったことや考えたことを、ランチプレートに表現することに関心をもっている。
- 選んだ国の特徴を考えながら、一緒に食事をすることに想像力を働かせ、感じ取ったことを基に、創造的な構成を工夫し、心豊かな表現の構想を練っている。

(2) 準備物

資料「いろいろな国の結婚式と食事の写真」（掲示用）、ワークシート

(3) 学習の展開

	学習活動	指導上の留意点	評価規準 評価方法
導入	1 学習課題をつかむ。	○外国の結婚式と食事の写真から、他国の特性や共に過ごす時間をイメージする。 ・フランス ・インド ・韓国 ・アメリカ ・エジプト ・中国 他	
	<p>めあて 外国人との食事を楽しく過ごすためのメニューを考え、相手に喜んでもらえるランチプレートデザインしよう。</p>		
展開	2 ワークシートの設定に合わせて、一緒に食事をする相手の国を決める。	○兄弟姉妹や親戚の国際結婚を想定し、結婚相手を歓迎する食事を場面設定し、相手の国をワークシートに記入する。	【関】 外国の食に対して、感じ取ったことや考えたことを、ランチプレートに表現することに関心を持っている。(ワークシート)
	3 ネットや書籍を活用して、食事のメニューを決める。	○楽しい食事となるようにメニューを選びワークシートに記入する。	【発】 選んだ国の特徴を考えながら、一緒に食事することに想像力を働かせ感じ取ったことを基に、創造的な構成を工夫し、心豊かな表現の構想を練っている。
	4 選んだメニューと日本食を組み合わせ、ランチプレートのアイディアスケッチをする。	○ランチプレートのアイディアスケッチをワークシートに記入する。	
まとめ	5 本時の学習のまとめをする。	○国際結婚は身近なものであり、身内として受け入れるように、相手に喜んでもらえるメニューとして、選んだ理由をワークシートに記入する。	
	6 本時の学習で自分が考えたことや感じたことをノートにまとめる。		
<p>まとめ 相手を理解し、喜んでもらえるメニューとして、なぜそれを選んだか確認する。</p>			

⑨ 「犯罪被害者等」(中学校 道徳)

◆指導事例(第3学年)

1 主題名

2-(2)【思いやり・親切】中学校B(b)

2 ねらいと教材

(1) ねらい

犯罪被害者やその家族の現状と心情を理解し、望ましい関わり方を考えることを通して、犯罪被害者に接するときの態度について考える中で、温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心情を育てる。

(2) 教材名 「友だちが被害者になったら」

(『友だちが被害者になったら』犯罪被害者等に関する児童・生徒向け啓発用教材 内閣府)

3 主題設定の理由

(1) ねらいや指導内容についての教師の捉え方

中学生の時期には、人間愛に基づく他の人とのかかわりをもつことの大切さを理解できるようになってくる。しかし、人間的な交わりの場が急速に少なくなりつつある社会環境と合わせて、温かい人間愛に恵まれないと感じて、人はとかく利己的、自己中心的になりやすく、他を省みず行動してしまう場合がある。

そこで、指導に当たっては、単に思いやりの大切さに気付かせるだけでなく、根本において自分も他の人も、ともにかけがえのない人間であるということをしっかり自覚できるようにすることが大切である。そのためには、助け合いながら何かを達成していくような機会を多く生かし、互いに支え合う経験を積みながら、思いやりの心と態度が育まれていくよう工夫する必要がある。

(2) 生徒のこれまでの学習状況や実態と教師の願い

素直で何事にも真面目に取り組むことのできる生徒たちであり、生徒同士のトラブルも少ない。しかし、感情のコントロールが苦手な気分次第でまわりに対して思いやりに欠ける言動をしまう生徒がいる。

これまで、人間関係づくりを目的とした構成的グループエンカウンターや終学活での友だちのいいところ探しなどの取組を継続して行ってきたことで、少しずつではあるが周りへの気遣い・配慮の大切さに気づき、行動の変容が見られ始めたところである。

本学習を通して、自分も他の人もかけがえのない人間であることをしっかりと自覚し、他の人々に対する深い思いやりの心を一層育むとともに、自分にできることは何かを考え実行しようとする態度を育てたい。

(3) 使用する教材の特徴や取り上げた意図及び具体的な活用方法

本教材では、DVDや資料を活用しながら、「友だちが被害者になったら」という具体的な場面を取り上げ、犯罪被害者やその家族の現状や心情を理解させるとともに、自分ができることは何かについて考えることができる教材である。犯罪被害者やその家族がしてほしいと思っていることはそれぞれであるが、身近にそうした人がいたときの自分の役割を考えさせることを通して、犯罪被害者への理解を深め、人に寄り添うことの意味とその大切さを実感させたい。

4 人権教育の視点

周囲の配慮に欠ける対応などによって傷ついている犯罪被害者やその家族への関わり方を考えることを通して、他の人の気持ちを尊重して行動しようとする態度を育てる。

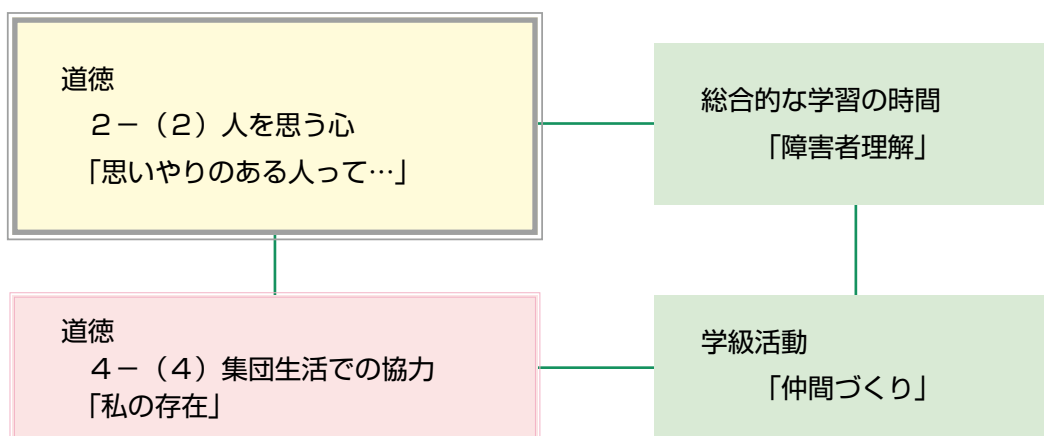
5 学習指導過程

	学習活動	主な発問と予想される発言や心の動き	指導上の留意点
導入	1 資料（視覚教材）を参考に犯罪被害者とは、どのような人を指すのか理解する	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者とはどのような人だと思いますか。 ・犯罪（殺人など）で被害を受けた人 ○身近に犯罪被害者となった人がいたら、どのように接すればいいと思いますか。 ・笑顔で励ます。 ・いつもと変わらないようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪被害者」、「被害者」、「被害にあった人」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（交通事故など）によって、害を被った者及びその家族または遺族であることを確認する。 ・交通事故や犯罪被害の発生状況を知り、誰にでも起こり得る問題であることを確認する。
展開	2 資料 DVD を視聴する。 (1) さやかの気持ちを考える。 (2) 被害者の気持ちに配慮した対応を考える。	<ul style="list-style-type: none"> ○DVDのドラマ（前半；教室に入る前まで）を視聴する。 ○しばらく学校を休んでいるさやかの気持ちはどんなだろう。 ・誰かと接するのが怖い。 ○さやかが学校へ来たとき、自分だったらどんな声かけや接し方をしますか。 (積極的) ・積極的に話しかける。 ・話をじっくりと聞いてあげる。 (消極的) ・遠くから見守る。 ・事故の話題には触れないようにする。 ・そっとそばにいてあげる。 ※さやかが親友ならどうだろう。（切り返しの発問） ○DVDのドラマ（後半）を視聴する。 ◎「相手を本当に思いやる」とはどういうことなのだろう。 ・相手のことをよく考える。 ・そっと見守る思いやりも必要だと思う。 ・相手に負担にならない思いやり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登場人物について、時間をかけずに確認する。 ・被害者の気持ちを数名に発表させ、共通理解を深める。 ・被害者がしてほしいと思っていることを考えさせ、犯罪被害者に「寄り添う」ことの大切さを理解させる。 ・さやかとの距離感を意識させる。 ・相手の立場や気持ちに対する配慮、そして感謝の対象の広がりについて理解を深める。
終末	3 まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ○今日の学習で、考えたり感じたりしたことを書きましょう。 ○教師の話 	

6 評価（評価方法）

（観察・質問紙）

7 他の教育活動との関連



8 本時の学習を通じての生徒の感想



- ・友だちが犯罪被害者になったとき、どうするのか考えることができたし、普段自分の言葉が他人を傷つけていないか確認できた。
- ・友だちの家族がなくなった（犯罪被害者になった）ときにどのように接するかなど考えたことがなかったなので、真剣に考えることができた。でも何が相手にとっていいことなのかわからなくなったこともあった。
- ・友だちが犯罪被害者になったら、その人の気持ちに近づくことが大切だと思いました。自分は嫌なことを言うつもりでなくても、すごく傷ついている人にとってはマイナスになります。人の気持ちをわかってあげられる優しい人になりたいです。
- ・自分がその人を慰めようとしてかけた言葉や行動でも、相手を傷つけることになると思うから、相手の立場に立って本当に慰めになるか考えて行動することが大切だと思います。
- ・相手のことを思いやって考えることは、相手に自分の意見を直接言うのではなく、一度相手の立場になって、もし私がその立場ならどう声をかけて欲しいかを考えてから声をかける必要があると思った。
- ・動画の中の被害者の周りの人々は、傷つけようとしたのではないことはわかるが、やはり苦しみや辛さはその人たちではなく被害者本人しかわからないことだ。だから、自分の考えを本人たちに押しつけて「大丈夫？」と聞くのは周りの人たちの自己満足のように思う。だからといって普通に接するのはとても難しく、どの言葉で相手が傷つくかはすべてわかることはできないと思う。せめて黙って隣にいて、本人たちから話が振られたら話を最優先に聞くことが自分たちのできることではないだろうかという今日の学習で考えた。

10 「インターネットによる人権侵害」(小学校 道徳)

◆指導事例(第4学年)

1 主題名

相手の気持ちを考えて【親切、思いやり】 小学校 中B(6)

2 ねらいと教材

(1) ねらい

人との関わりで大切なことは何かを考えることを通して、相手の状況や気持ちを想像することの大切さに気づき、相手の気持ちを考えた行動をしようとする態度を育てる。

(2) 教材名

「うまく伝わったかな?」(情報化社会の新たな問題を考えるための教材 文部科学省HP)

3 主題設定の理由

(1) ねらいや指導内容についての教師の考え方

思いやりとは、相手の気持ちや立場を自分のことに置き換えて推し量り、相手に対してよかれと思う気持ちを相手に向けることである。この時期の児童は、様々な人々との関わりが次第に増えていく中で、相手の気持ちを察したり、相手の気持ちをより深く理解したりすることができるようになる。その一方で、他の人々の考え方や感じ方が自分たちの考え方や感じ方と同様であると思いがちになることもある。望ましい人間関係を築くためには、お互いが相手に対して思いやりの心をもって接するようになることが必要である。本学習により、人と接する上で、相手の状況や気持ちを想像することの大切さについて考えさせたい。

(2) 児童のこれまでの学習状況や実態と教師の願い

今後、携帯電話等を所持するとともに、インターネット・SNS等を利用する児童がさらに増えると思われる。しかし、それは、ネット依存やインターネット・SNS等の利用に起因するトラブル等の問題に巻き込まれる可能性が大きくなるということでもある。

情報端末にふれる機会が多くなり始めたこの初期の段階で、情報モラルに関係する内容について、具体的状況をもとにした資料を活用することで、よりよい判断ができるような心構えを身に付けさせたい。

(3) 使用する教材の特徴や取り上げた意図及び具体的な活用方法

本教材は、情報化社会の新たな問題を考えるための教材として、文部科学省で公開されている動画教材の1つである。インターネット上の対戦ゲームを楽しむかずやが「怒り」のイラストのスタンプを送ったところ、ひろしはイライラし始める。それぞれが何を考えているのかわからないまま、二人とも「怒りのスタンプ」を送り合い、誤解が生じてしまう内容である。

人との関わりで大切なことは何かを考えることを通して、他の人と接する場合、どのようなコミュニケーション方法であっても、相手の状況や気持ちを考え、思いやりをもってやりとりをする態度を養いたい。

4 人権教育の視点

コミュニケーションは、自分の気持ちを伝え、相手の気持ちを理解することが大切であることを伝え、相手が見えないインターネット上の言葉だけでは、自他の気持ちが十分伝わらず、トラブルや人権侵害になってしまうことがあることに気付かせるとともに、文字で相手に伝える場合の言葉の使い方について考えるようにする。

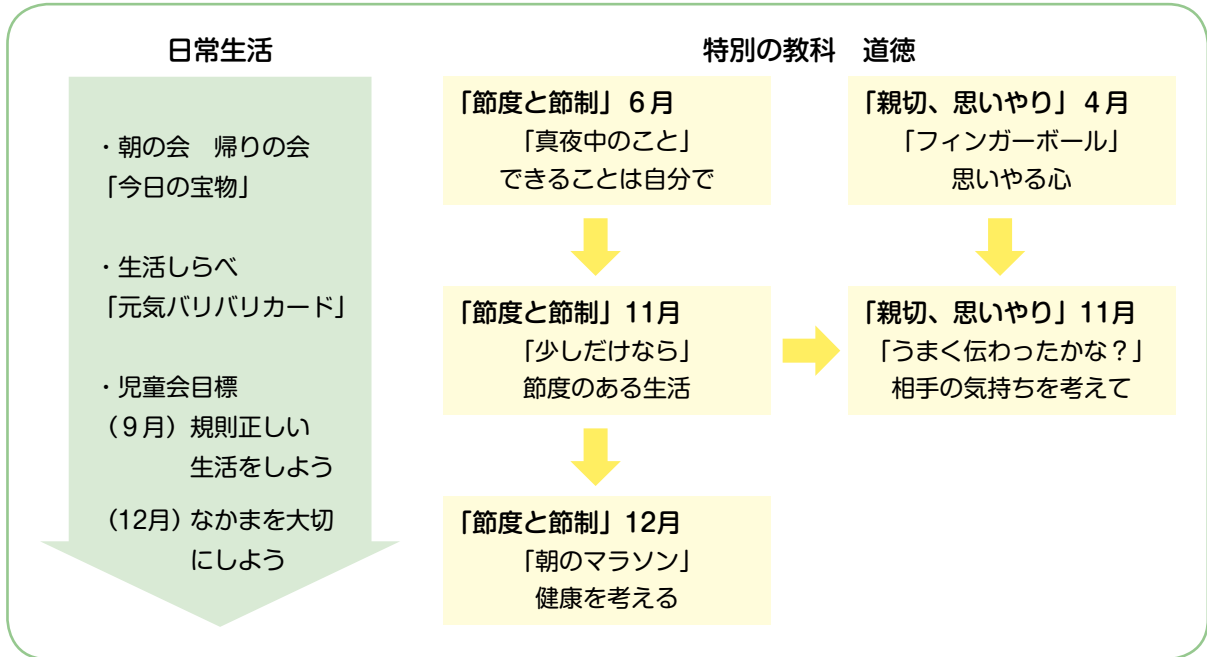
5 学習指導過程

	学習活動	主な発問と予想される児童の反応	指導上の留意点
導入	1 アンケート結果を知る。	○このグラフを見て気付いたことは何でしょう。 ・年齢が上がるにつれ、増えている。 ・どんなトラブルがあるのかな。	・携帯ゲーム機の通信機能やインターネットを利用してトラブルになった割合を示す。
展開	2 教材「うまく伝わったかな」の映像を視聴して話し合う。	○なぜ、お互いに怒りのスタンプを送り合ったのでしょうか。 (かずや) ・アイテムを使うひろしに頭にきた。 (ひろし) ・わけが分からないけど、一方的に怒りのスタンプが送られてきたから、仕返しした。 ・送られてきた怒りのスタンプに頭にきた。	・それぞれの気持ちを考えることで、状況を整理する。
	3 人との関わりの上で大切なことは何かについて話し合う。	◎この資料は、人とコミュニケーションについて、どんなことを教えてくれているのだろうか。 ・うまく気持ちを伝えるためには、誤解のない表現に心がける。 ・相手の気持ちを考えながらやりとりする。 ・意味が分からなかったら、直接話す。	・もし、同じ場所で、互いの顔の見える状態でゲームをしていたら、違っていたのかということも投げかけ、声や表情等相手の状況を判断する情報が乏しく、相手の意図が理解できない状況を明確にしたうえで考えさせる。
終末	4 教員の説話を聞く	・短いメッセージから生まれる誤解について紹介する。(短い文章で誤解が生まれた事例、入力ミスで違う意味になってしまった事例)	・相手の気持ちや状況について考えることについて、自分とのかかわりで考えさせる。

6 評価（評価方法）

人との関わりの基本にあるのは思いやりであることに気づき、相手の状況や気持ちを想像することを大切にしようとしている。（ワークシート）

7 他の教育活動との関連



8 本時の学習を通じての児童の感想

- ・ぼくもかずやくんみたいに友だちにいっぱいアイテムを使われると腹が立ちます。でも、友だちのいやがることはしないようにしたいです。
- ・ぼくは、ゲームや携帯電話でいやな思いをしたときは、きちんと友だちに言おうと思います。
- ・ゲームを正しく使っていきたいです。

9 板書計画

○この資料は、人とコミュニケーションについて、どんなことを教えてくれているのだろうか。

・うまく気持ちを伝えるためには、誤解のない表現に心がける
・相手の気持ちを考えながらやりとりする
・意味が分からなかったら、直接話す

ひろし

・わげが分からないけど、一方的に怒りのスタンプが送られてきたから、仕方なかった
・送られてきた怒りのスタンプに頭にきた

なぜ？

かずや

・アイテムを使うひろしに頭にきた

うまく伝わったかな

10 その他(プログラム学習)

情報モラルに関係した題材(道徳「少しだけなら」)を連続的に取り扱い、情報社会で適正な活動を行うための基になる道徳的価値に関わる学習を関連させて学習することも考えられる。悪いとわかっているながら、ネットの使用をどうしてもやりすぎてしまうことは、複数の児童が経験しているため、この題材も学習することで、情報モラルに配慮し自らの行動をコントロールしていこうとする態度を育てるとともに、インターネットに起因する様々なトラブルにも触れ、本時へとつなぐことができる。

<参考例>

主題名 節度のある生活 【節度、節制】 小学校 中A (3)

(1) ねらい

お母さんにほめられてもすっきりしなかった主人公の気持ちを考えることを通して、自分でよく考えて行動することの大切さに気づき、よく考えて行動し、節度ある生活をしようとする態度を育てる。

(2) 教材名

「少しだけなら」(わたしたちの道徳 小学校3・4年 文部科学省)

	学習活動	主な発問と予想される児童の反応	指導上の留意点
導入	1 今の自分の心の中を表現する。	○家でゲームの時間や遊びの時間を守っていますか。「少しだけなら」と思ってやっていませんか。	・「少しだけなら」を我慢している気持ちはどれくらいかを心のものさしを使って表現させる。
展開	2 教材「少しだけなら」を読んで話し合う。 3 節度ある生活をすることの大切さについて話し合う。	○あつしはどのような気持ちで、もう一度パソコンの電源を入れたのだろう。 ・見るだけなら少しくらいはいいかな。 ・どんな割引券かな。割引券がほしいな。 ◎お母さんに「えらかったね。」と言われ、下を向いてぽつりと答えたあつしはどのようなことを思っていたらだろうか。 ・本当はえらくなんかないんだ。 ・もっとよく考えたらよかった。 ・次はちゃんとするよ。 ○「少しだけなら」という気持ちに負けないためには、どのようなことを大切にすればいいだろう。 ・「少しだけなら」と思わず、よく考えて行動する。 ・それをしてしまうと、どんなことが起こるかを考える。 ・楽しいことに流されないように気を付ける。	・ゲームソフトの割引券が気になって仕方ないあつしの揺れ動く気持ちを、自分の経験と重ね合わせながら考えさせる。 ・ワークシートに書き、ペアで交流させた後、全体交流を行う。
終末	4 道徳的価値に対する思いや考えをまとめる。 5 次時に対する関心をもつ。	○授業を通して、今までの自分の考えと変わったこと、新たに考えたことなどをワークシートに書きましょう。 ○お母さんの言った「だめよ。きちんと使わないと、大変なことになるんだから。」の「大変なこと」ってどんなことだろうか。	・自分自身を振り返らせることで、今後の生活に生かしていこうとする意欲をもたせる。 ・インターネットに起因する様々なトラブルに触れ、次時に考えていくことを伝える。

11 「災害と人権」(中学校 特別活動)

◆指導事例(第2学年)

1 題材名

「人権が守られる避難所 わたしたちにできることは？」

2 題材設定の理由

自然災害は、いつどこで発生するかを予測することは難しい。南海トラフ地震が30年以内に70%の確率で起こる状況が想定されている。また、災害後の避難所においては、さまざまな厳しい環境状況があり、子どもや高齢者、障害者、女性、外国人など特別な支援や配慮が必要な人たちに対する認識を確立するとともに、普段からその発生を想定した適切な行動が取れる力を育てることが大切だと考えられる。

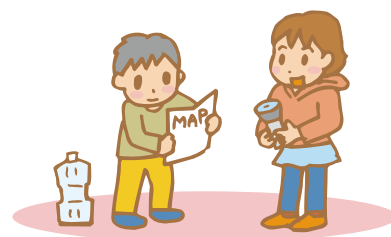
特に、避難所の運営においては、自分たちが地域の一員であることを自覚し、「自助・共助」という視点から、自己の安全確保だけでなく、人権尊重の視点に立った被災者支援をするために、何ができるかを考えられる力や態度を育てていきたいと考え、本題材を設定した。

3 指導のねらい

- ・避難所生活を考える中で、特別な支援や配慮が必要な立場の人の存在や実態を理解するとともに、安心安全な避難所づくりに主体的に関わっていかうとする力を育む。
- ・危険を予測したり、問題解決の方法を話し合ったりすることで、すべての人の人権が尊重される安心・安全な地域・社会づくりに参加する態度を養う。

4 評価規準【学級活動(2)「日常生活や学習への適応及び健康安全」】

集団活動や生活への 関心・意欲・態度	集団や社会の一員としての 思考・判断・実践	集団活動や生活についての 知識・理解
自己の生活の充実と向上に関わる問題に関心をもち、自主的、自律的に日常生活を送ろうとしている。	日常生活における自己の課題を見出し、自己を生かしながら、よりよい解決方法などについて考え、判断し、実践している。	集団や社会への適応及び健康で安全な生活を送ることの大切さや実践の仕方、自他の成長などについて理解している。



5 人権教育の視点

災害後の避難所の生活について学ぶことにより、ケガ人や高齢者、妊婦、乳幼児、障害者、外国人等、様々な人が集まることで生じる課題があることを知り、他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性、要配慮者を支援しようとする意識を育みたい。

また、話し合い活動を通じて、価値的・態度的側面の「自己についての肯定的態度」「自他の価値を尊重しようとする意志・態度」や技能的側面の「互いの相違を認め、受容できるためのコミュニケーションの能力や技能」を育成したい。

6 本題材の学習指導要領上の位置づけと関連的な指導

本題材の内容は、特別活動における学級活動の内容「(2) 日常生活や学習への適応及び健康安全」の「キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成」に位置づく活動である。

7 事前の指導

活動の内容	指導上の留意点	目指す生徒の姿と評価方法
・避難所にはどのような人が集まり、どのような問題が想定されるのか、アンケートに記入する。 (帰りの会)	・避難所生活の様子を想像させ、普段の生活との違い(不便さや不自由さ)を考えさせる。	【関心】【知識】 ・避難所運営について関心をもち、考えている。 ・避難所生活の人権課題について知っている。 (アンケート)

8 本時のねらい

避難所生活で生じる問題や特別な配慮を必要とする人の状況を考えることを通して、どのような場面でも互いの人権を尊重することの大切さに気付き、行動しようとする態度を育てる。

	活動の内容	指導上の留意点	目指す生徒の姿と評価方法
導入	<p>1 写真を見て、どんな場面か考える。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 80px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 80px;">写真</div> <p>【備えちよき⑤6 阪神淡路大震災の避難所生活】</p> <p>2 避難所にはどんな人が集まってくるのかを考える。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 80px; margin: 10px auto; padding: 5px;"> 高齢者 障害者 妊婦 乳幼児 ケガ人 病人 家族 外国人 など </div> <p>3 活動のテーマを知る。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 600px; height: 30px; margin: 10px auto; text-align: center; padding: 5px;"> すべての人の人権が守られる避難所にするためにはどうしたらよいだろうか？ </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の写真を提示する。 ・生徒の発言から避難所での生活の様子をおさえる。 ・避難所生活の様子について気付いたことを発表させる。 ・共同生活になることで生活に不便さや不自由さが生じることを理解させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭学習で事前に考えてきたアンケートの集計結果をスライドで見せる。 ・女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の個別の人権課題の視点で考えることができるようにイラストを提示する。 	
展開	<p>4 避難所生活で生じる問題について個人で予想し、付箋に記入する。</p> <p>5 4で記入した付箋をもとに、班で話し合い、KJ法を用いて、模造紙にまとめる。</p> <p>6 5でまとめた問題について、その解決策を班で話し合い、模造紙にまとめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・付箋を配付する。 (1人あたり10枚程度) <p>【予想される生徒の意見】</p> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 60px; margin: 5px auto; padding: 5px;"> 食料 トイレ 風呂 衣服 ストレス プライバシー 環境 ライフライン など </div> <ul style="list-style-type: none"> ・模造紙を配付する。 ・スムーズに進んでいない班には支援を行う。 ・思考ツール(ウェビングマップ)を活用した形で模造紙に書き込ませる。 	

	<p>7 班ごとに話し合った内容を全体に発表し共有する。</p> <p>8 教員の話を書く。</p>	<p>・各班から出た問題や解決策を比較検討する中で、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の視点で同異点に着目させる。</p> <p>・資料を配付する。(東日本大震災のある被災者の体験)</p>	
まとめ	<p>9 本時の学習を通して、学んだことや他の班の発表を聞いての気付きから、これからの自分の行動や考え方について自己決定する。</p>	<p>・災害時だけでなく、普段の生活においても、相手の立場に立ち、自分にできることは何か、より具体的な自己決定を考えさせる。</p>	<p>【思考・判断・実践】 今から自分にできることを考え、判断している。 〔振り返りシート〕</p>

10 事後の指導

活動の内容	指導上の留意点	目指す生徒の姿と評価方法
<p>・自己決定したことを意識しながら防災訓練の参加や日々の行動などについて振り返る。</p>	<p>・事後に振り返る機会を設定し、継続した取組になるように助言する。</p>	<p>【思考・判断・実践】 ・日々の生活や防災訓練等で、友だち等へのかかわりを考え、具体的な行動に進んで実践している。 (ワークシート)</p>

11 板書計画

写真

・避難所にはどんな人が集まってくる？

高齢

障害

子ども

外国

女性

めあて：すべての人の人権が守られる避難所にするためにはどうしたらよいだろうか？～気付きから行動へ～

・避難所生活で生じる問題と解決策

班のまとめ

班のまとめ

班のまとめ

班のまとめ

班のまとめ

班のまとめ

自己決定：災害時だけでなく、普段の生活においても、相手の立場に立ち、〇〇します！

12 「その他 人種問題」(高等学校 外国語)

◆指導事例 (第3学年)

1 単元名

The Power of Words

2 単元設定の理由

本単元は、アメリカの高校生アリスが、2008年に大統領に選出されたオバマ大前統領と公民権運動の指導者だったキング牧師について、インターネット上で紹介するという内容である。オバマ前大統領とキング牧師が行った演説について、聞いたり読んだりすることを通して、人種差別や核兵器の問題について関心をもたせるとともに、ことばのもつ力について考えさせたい。

また、言語材料は仮定法過去を取り扱う。仮定法過去の基本的な文構造を理解させ、英文を読んだり、自分の考えを書いたりする活動を通して、言語の定着を図る。

3 本時の目標

本時は、夢を実現させるために必要なことは何かを、キング牧師の生き方を通して考えさせる内容になっている。「もし今キング牧師が生きていたら」という仮定法過去を用いた英文が含まれているため、仮定法と直接法の違いを理解し、仮定法過去を用いて平易な英文を書くことができることを本時の目標とする。

4 単元の目標

- ・ペア (グループ) ワークにおいて、互いに協力しながら質問したり意見を交換する。
- ・アメリカの人種差別や世界の核兵器などについて、英語で話し合ったり、意見交換をしたりする。
- ・「書くこと」の言語活動に用いられる仮定法過去についての知識を身に付ける。

5 単元の評価規準

コミュニケーションへの 関心・意欲・態度	外国語表現の能力	外国語理解の能力	言語や文化についての 知識・理解
ペア (グループ) ワークにおいて、互いに協力しながら質問したり意見を交換したりしようとしている。	読んだり聞いたりした内容について、英語で話しあったり、意見交換をしたりすることができる。		「書くこと」の言語活動に用いられる仮定法過去について知識を身に付けている。 ことばの力を認識することや、主張することの大切さを理解している。

6 人権教育の視点

アメリカの黒人差別をなくすための公民権運動を指導したキング牧師と、核兵器のない世界の平和と安全を打ち出したオバマ大統領の2人の演説のことばが人々の共感を得た背景として、人種問題やその不合理に立ち向かい人権を獲得しようとする人々の運動があったことに関心をもたせたい。そして、国内における外国人の人権課題等と関連付けて考えることができるように、ホームルーム活動の話題にとりあげたり、関連するポスターを掲示したり、教室に書籍を置いたりすることで、一人一人の人権が尊重された社会づくりに貢献しようとする態度の育成につなげていく。

7 指導と評価の計画（全5時間）

時数	学習活動	評価	
		評価規準	評価方法
1	<ul style="list-style-type: none"> ○教師のオーラルイントロダクションなどにより、単元内容の背景となる知識を高める。 ○Section 1 の内容について、概要を把握する。 ○新出単語の意味や読み方を理解する。 ○ペアでQ-Aを行い、内容を確認する。 	関・意・態	観察
2 (本時)	<ul style="list-style-type: none"> ○Section 1 の内容の振り返りをし、Section 2 に対する関心を高める。 ○単語の意味や読み方を理解し、ペアで音読練習を行う。 ○Section 2 の内容について、概要を把握する。 ○仮定法過去の文構造を理解し、仮定法過去を用いて英文を書く。 	知・理	ワークシート
3	<ul style="list-style-type: none"> ○新出単語の意味や読み方を理解し、ペアで音読練習を行う。 ○Section 3 の内容について、概要を把握する。 ○オバマ大統領の演説について読んだり聞いたりして得た情報をもとに、自分の考えを英語で書く。 	表	ワークシート
4	<ul style="list-style-type: none"> ○Section 1～3 の単語や文法事項について復習をする。 ○「ことばのもつ力」について、ペアやグループで意見を交換する。 ○グループで出た意見を発表する。 	関・意・態 表	活動の観察 発表

8 本単元の学習指導要領上の位置付けと関連的な指導

本単元は、コミュニケーション英語Ⅰの内容「(1) 生徒が情報や考えなどを理解したり伝えたりすることを実践するように具体的な言語の使用場面を設定して、次のような言語活動を英語で行う。イ 説明や物語などを読んで、情報や考えなどを理解したり、概要や要点をとらえたりする。また、聞き手に伝わるように音読する。ウ 聞いたり読んだりしたこと、学んだことや経験したことに基づき、情報や考えなどについて話し合ったり意見の交換をしたりする。」に位置付けられる学習である。

現代社会の内容「(2) イ 現代の民主政治と政治参加の意義」と関連付け、既習内容に触れることで基本的人権の尊重について理解を深めさせることができる。また、ホームルーム活動「(2) ウ 社会生活における役割の自覚と自己責任」と関連付け、身近な人間関係や社会における不合理に気付き人権が尊重された関係や社会づくりに貢献しようとする態度の育成につなげる。

9 本時の指導（第2時）

(1) 本時の目標

・「書くこと」の言語活動に用いられる仮定法過去についての知識を身につける。

(2) 学習の展開

	学習活動	指導上の留意点	評価規準 (評価方法)
導入	<ul style="list-style-type: none"> ○写真を見て、その状況を説明する英文をペアで協力して2文書く。 ○本時の目標を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○前時の振り返りとして人種差別や公民権運動に関わる写真を見せ、本時の学習内容に関心をもたせる。 ○簡単な単語や構文で表現できるよう、必要に応じてヒントを与える。 ○英語に親しみやすい雰囲気をつくる。 ○生徒に本時の目標を知らせ、学習の見通しをもたせる。 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>【本時の目標】 仮定法過去の文が書けるようになろう。</p> </div>			
展開	<ul style="list-style-type: none"> ○新出単語の意味や発音を確認し、ペアで練習する。 ○Section 2の英文を教員のあとについて音読する。 ○英文の意味のかたまりを意識しながら、音声CDに続いて教科書を2回音読（シャドーイング）する。 ○ペアで音読練習をする。 ○仮定法過去について理解する。 ①直接法で書かれた英文と仮定法過去で書かれた英文を見て、それぞれの違いに気付く。 ②仮定法は、現実ではないことを、現実と想定して書いた文であることを理解する。 ③仮定法過去の基本的な構造について確認する。 ○仮定法過去を用いた文を書く。（自由英作） 	<ul style="list-style-type: none"> ○机間指導を行い、円滑な活動を促す。 ○生徒がリピートしやすいよう、意味のかたまりごとに区切って読む。 ○机間指導を行い、肯定的な声かけをしながら活動を支援する。 ○教員の一方的な説明にならないよう、いくつかの例文を示し、ペアで相談させながら気付かせていく。 ○文が思い浮かばない場合は、「もしお金持ちだったら」、「もし一週間休みがあったら」などの例文をヒントとして与える。 ○数名の生徒に発表させる。 	知・理 (ワークシート)
まとめ		<ul style="list-style-type: none"> ○本時の学習内容について振り返る。 ○次回はオバマ大統領の夢について学習することを予告する。 	

Wednesday January 11th

Today's Goal

★仮定法過去の文を理解する

キング牧師の写真 オバマ大統領の写真

キング牧師の写真 人種差別のある写真

板書①

There are many people in the bus.

One African-American man is standing.

Other white people are sitting on the front seats.

板書②

- ① alive (生きている)
- ② probably (おそらく, たぶん)
- ③ at last (ついに)
- ④ remember (～を覚えている, ～を思い出す)
- ⑤ as long as (～する限り)
- ⑥ believe (～だと信じる)
- ⑦ heart (心)
- ⑧ move (動く, ～を動かす)
- ⑨ forward (前へ, 前方へ)

板書③ 仮定法過去

If I have enough money, I will buy this.

If I [had] enough money, I [would]buy this.

● 巻末資料 ●



高知県人権尊重の社会づくり条例

(平成 10 年高知県条例第 2 号)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、法の下での平等及び基本的人権の保障について定められている。

この理念の下に、すべての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の社会をつくることは、私たちみんなの願いである。

しかし、現実社会には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV 感染者等、外国人などに対する人権侵害の問題が依然として存在している。

同和問題については、高知県においても行政の責務として長年取り組んできたが、いまだ完全には解決されていない実態がある。

県は、これらの問題の解決に先導的な役割を果たすべきであり、また、私たちは、力を合わせてあらゆる人権問題の早急な解決を図っていかねばならない。

ここに、私たちは、人権という普遍的な文化の創造を目指し、差別のない、差別が受け入れられない人権尊重の社会づくりを進めていくことを決意して、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、人権尊重の社会づくりについて、県、市町村及び県民（県内に在住する個人並びに県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ）の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な方針に関し必要な事項を定。めることにより、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題への取組を推進し、もって真に人権が尊重される明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

(県の責務等)

第 2 条 県は、前条の目的を達成するため、人権が尊重される社会の環境づくりを図るとともに、人権意識の高揚を目的とする教育及び啓発に関する施策（以下「人権施策」という。）を総合的に推進するものとする。

2 知事は、人権意識の高揚を図るため、県内における人権に関する実態について定期的に公表するものとする。

3 知事は、人権侵害に当たる行為をしたものに対して、必要な指導及び助言をすることができる。

(市町村の責務)

第 3 条 市町村は、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の高揚に努めるとともに、県が実施する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第 4 条 県民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識して人権意識の向上に努めるとともに、県又は市町村が実施する施策に協力するものとする。

(人権施策の基本方針)

第 5 条 知事は、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題の解決に向けて、すべての県民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図るとともに、市町村及び県民の取組を一層促進させるため、人権施策の基本方針を定めるものとする。

(高知県人権尊重の社会づくり協議会)

第 6 条 人権施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査協議させるため、高知県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 知事は、前条の人権施策の基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べるができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関する事項その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

人権に関わる年表（1947～1988）

年	国連関係	国	高知県
1947(昭和22年)		「日本国憲法」施行 「教育基本法」施行	
1948(昭和23年)	「世界人権宣言」採択		
1951(昭和26年)	「難民の地位に関する条約」採択 (1981年批准)	「児童憲章」制定	
1953(昭和28年)	「婦人の参政権に関する条約」採択 (1955年批准)		
1959(昭和34年)	「児童の権利に関する宣言」採択	「育英奨学及び援護に関する事業の振興 方策について」(中教審第17回答申)	
1961(昭和36年)			教科書無償運動
1963(昭和38年)		義務教育教科書の無償化	
1965(昭和40年)	「あらゆる形態の人権差別の撤廃に関する 国際条約」採択(1995年批准)	「同和対策審議会」答申	
1966(昭和41年)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する 国際規約」採択(1979年批准) 「市民的及び政治的権利に関する国際規約」 採択(1979年批准) 「市民的及び政治的権利に関する国際規約の 選択議定書」採択		
1967(昭和42年)	「難民の地位に関する議定書」採択 (1982年批准)		
1968(昭和43年)	「国際人権年」		
1969(昭和44年)		「同和対策事業特別措置法」施行 (～昭和57年)	
1970(昭和45年)	「国際教育年」	「心身障害者対策基本法」施行	「高知県同和対策審議会」本答申
1971(昭和46年)	「知的障害者の権利宣言」採択		
1973(昭和48年)		「就職応募のための全国統一応募書類」 制定(文部省・労働省・全国高等学校長 協会)	
1975(昭和50年)	「障害者の権利宣言」採択 「国際婦人年」		
1976(昭和51年)	「国連婦人の10年(1976～85年)」		
1978(昭和53年)			「高知県同和対策審議会による意見書」 (高知県同和対策事業の推進に関する意見 について)
1979(昭和54年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤 廃に関する条約」採択(1985年批准) 「国際児童年」	「義務教育の確保(養護学校の設置)」	
1980(昭和55年)			「高知県婦人行動計画」策定 「高知県同和対策審議会」答申(本県の 今後における同和行政の基本的な推進 方策)
1981(昭和56年)	「国際障害者年」		
1982(昭和57年)	「障害者に関する世界行動計画」採択	「地域改善対策特別措置法」施行 (～1987年) 「障害者対策に関する長期計画」	「障害者対策に関する長期計画」策定
1983(昭和58年)	「障害者のための国連10年」 (1983～92年)		「高知県人権啓発センター」開設
1986(昭和61年)	「国際平和年」	「男女雇用機会均等法」施行	「高知県婦人行動計画後半期重点課題及 び計画目標」策定 「高知県同和対策審議会」答申
1987(昭和62年)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政 上の特別措置に関する法律」(地対財特 法)施行 「精神衛生法」改正→「精神保健法」	
1988(昭和63年)			「高知県中国帰国者自立研修センター」 開所 「高知県同和対策審議会」答申(同和問題 の早期解決のための今後の課題及びその 対策について)

(1989~2005)

年	国連関係	国	高知県
1989(平成元年)	「児童の権利に関する条約」採択(1994年批准)	「高齢者保健福祉推進10か年戦略(ゴールドプラン)」策定	
1990(平成2年)			「こうち女性プラン」策定
1993(平成5年)	「世界人権会議」(ウィーン宣言及び行動計画採択) 「世界の先住民の国際年」	「障害者対策に関する新長期計画」策定 「障害者基本法」施行	「高知県障害者福祉に関する新長期計画」策定
1994(平成6年)		「新ゴールドプラン」策定	
1995(平成7年)	「人権教育のための国連10年」(1995~2004年)	「高齢社会対策基本法」施行 「障害者プラン」策定	高知県同和対策審議会に対し、知事が諮問(「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効後の同和対策のあり方について) 「高知県議会における人権宣言に関する決議」
1996(平成8年)		「地域改善対策協議会」意見具申 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」策定 「らい予防法」廃止 「男女共同参画2000年プラン」策定 「高齢社会対策大綱」策定	「高知県同和対策審議会」答申(「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効後の同和対策のあり方について)
1997(平成9年)		「人権擁護施策推進法」施行 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画策定 「アイヌ文化振興法」施行	「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」施行
1998(平成10年)			「人権教育のための国連10年高知県行動計画策定協議会」発定 「高知県エンゼルプラン」策定 「高知県人権尊重の社会づくり条例」施行 「人権教育のための国連10年高知県行動計画」策定 「国連人権教育高知県推進委員会」発定 「高知県特定非営利活動促進法施行条例」施行
1999(平成11年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択 「国際高齢者年」	「感染症予防法」施行 「改正男女雇用機会均等法」施行 「男女共同参画社会基本法」施行 「児童買春、児童ポルノ禁止法」施行 「人権擁護推進審議会」答申 「ゴールドプラン21」策定	「こうち女性総合センター(通称:ソール)開館」 「高知県人権尊重の社会づくり協議会」発定 「高知県中国帰国者自立研修センター」閉所 「高知県長寿憲章」制定
2000(平成12年)	「武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条件の選択議定書」採択 「児童の売買等に関する児童の権利条約の選択議定書」.採択	「児童虐待防止法」施行 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「ストーカー行為等規制法」施行 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」施行 「改正刑事訴訟法・検察審査会法」施行 「男女共同参画基本計画」閣議決定	「高知県高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画」策定 「高知県人権施策基本方針」策定 高知県人権尊重の社会づくり条例第2条第2項に基づく人権に関する実態の公表(高知県の人権について)
2001(平成13年)		「改正犯罪被害者給付金支給法」施行 「配偶者暴力防止法」 「人権擁護推進審議会」答申(人権救済制度のあり方に関する諮問)	「こうち男女共同参画プラン」策定
2002(平成14年)		「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 「地対財特法」失効	「高知県人権教育基本方針」策定 「第2回全国障害者スポーツ大会(よさこいビック高知)」開催
2003(平成15年)	「国連識字の10年」(2003~2012年)	「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行	「高知県人権教育推進プラン 人権教育のすすめ」策定
2004(平成16年)	「人権教育のための世界計画」(決議)(第1フェーズ2005~2007年) ※その後2009年まで延長	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 「改正児童虐待防止法」施行 「改正高齢者雇用安定法」施行 「人権教育の指導方法等の在り方について(第一次とりまとめ)」 「改正障害者基本法」施行	「高知県障害者計画(ともに地域で安心して暮らす)」策定 高知県人権尊重の社会づくり条例第2条第2項に基づく人権に関する実態の公表(高知県の人権について) 「高知県子ども条例」施行 「高知県男女共同参画社会づくり条例」施行
2005(平成17年)		「発達障害者支援法」施行 「個人情報保護法」全面施行 「犯罪被害者等基本法」施行 「犯罪被害者等基本計画」閣議決定 「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定	「高知県人権教育推進プラン 人権教育のすすめ」改定 「次世代育成支援行動計画(こうち子どもプラン)」策定

(2006~2017)

年	国連関係	国	高知県
2006(平成18年)	人権理事会設置 「障害者の権利に関する条約」(仮称)採択	「人権教育の指導方法等の在り方について〔第二次とりまとめ〕」 「障害者自立支援法」施行 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行 「北朝鮮人権法」施行 「改正教育基本法」施行	
2007(平成19年)	「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択	「改正男女雇用機会均等法」施行 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」一部施行 「改正北朝鮮人権法」施行	「高知県人権教育推進プラン 人権教育のすすめ」改定
2008(平成20年)		「改正配偶者暴力防止法」施行 「改正児童虐待防止法」施行 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」一部改正	
2009(平成21年)	「人権教育のための世界計画」(決議)(第2フェーズ2010~2014年)	「青少年インターネット環境整備法」施行 「ハンセン病問題基本法」施行 「学校保健安全法」(改正学校保健法)施行 「改正児童福祉法」施行 「裁判員法」施行	
2010(平成22年)	「ハンセン病差別撤廃のための原則及びガイドライン」採択 「ハンセン病差別撤廃決議」採択	「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定	
2011(平成23年)	「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択	「第2次犯罪被害者等基本計画」閣議決定 「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更閣議決定 「障害者基本法」施行	「こうち男女共同参画プラン」改定
2012(平成24年)		「改正入管法」施行 「改正住民基本台帳法」施行 「障害者虐待防止法」施行 「高齢者雇用安定法」施行 「子ども・子育て支援法」成立	
2013(平成25年)		「障害者総合支援法」施行 「障害者雇用促進法」改正 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」公布 「いじめ防止対策推進法」施行 「いじめ防止基本方針」策定 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定	「人権に関する県民意識調査」公表
2014(平成26年)	「人権教育のための世界計画」(決議)(第3フェーズ2015~2019年)	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 「配偶者暴力防止法改正法」施行 「障害者の権利に関する条約」批准 「アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針」閣議決定 「児童買春・児童ポルノ禁止法改正法」施行	「高知県人権施策基本方針―第1次改定版―」策定 「高知県いじめ防止基本方針」策定
2015(平成27年)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決定	
2016(平成28年)		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 「本邦外(ほんぽうががい)出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行	「高知県人権教育推進プラン」改定
2017(平成29年)		「いじめの防止等のための基本的な方針」改定	「高知県いじめ防止基本方針」改定

引用、参考文献等

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議「人権教育の指導方法等の在り方について
[第三次とりまとめ]」平成20年

高知県人権教育調査研究協議会「スマイル～輝くえがおと～」平成21年

高知県人権教育調査研究協議会「みんな主人公なんだ」平成22年

鍋島祥郎「効果のある学校 学校不平等を乗り越える教育」解放出版社 2003

「力のある学校」研究会「『力のある学校』の探究 大阪府・確かな学校力調査研究事業から」平成20年

文部科学省 学習指導要領（小学校・中学校・高等学校）

文部科学省「学校・家庭・地域が力をあわせ、社会全体で、子どもたちの『生きる力』をはぐくむために
～新学習指導要領スタート～生きる力」平成22年

高知労働局職業安定部職業対策課「公正な採用選考をめざして」

高知県教育センター「初任者研修のしおり 子どもと生きる」

高知県教育センター 人権教育資料集6「未来（ミレ）～共に生きる明日のために～」平成19年

高知県教育委員会「学級経営ハンドブック『夢』『志』を育む学級づくり」平成25年

高知県教育委員会「生徒指導ハンドブック～豊かな心を育むために～」平成26年

高知県「高知県人権施策基本方針―第1次改定版―」平成26年

高知県教育委員会事務局人権教育課「高知県人権教育推進プラン（改定版）」平成28年

東京都教育委員会「人権教育プログラム」平成28年

高知県教育委員会「高知県授業づくり Basic ガイドブック―平成29年度改訂版―」

和歌山県教育委員会「人権教育学習プラン 人権学習のための手引き
～人権が尊重される社会の実現に向けて（教職員用）」平成29年

福岡県教育委員会「人権教育研修会資料集」平成29年度版

法務省 平成29年版人権教育・啓発白書

厚生労働省 ハンセン病の向こう側（平成29年1月発行）

高知県統計書 平成29年12月

人権教育指導資料(学校教育編) Let's feel じんけん
改訂委員会委員(第3章 実践・指導事例 作成協力)

井上 忠和	黒潮町立大方中学校
植野 慎司	高知市立一宮小学校
奥代 朋美	南国市立岡豊小学校
小島 法	四万十市立中村西中学校
上岡 栄二	黒潮町立佐賀中学校
清水 聡	四万十市立中村南小学校
鈴木 均	高知県立高知東高等学校
武内 交子	四万十町立昭和小学校
竹田 智	高知県立嶺北高等学校
田中 和恵	高知県立須崎工業高等学校
田村 真美	四万十市立中村中学校
戸田 東吾	高知県立高知丸の内高等学校
福嶋 綾子	四万十町立窪川小学校
水江 美和	高知市立秦小学校

人権教育指導資料(学校教育編)

Let's feel じんけん

～気付きから行動へ～(平成30年改訂版)

平成30(2018)年 3月改訂

編集・発行/高知県教育委員会事務局人権教育課

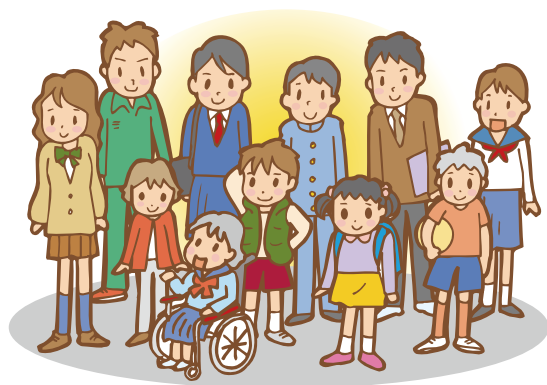
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

TEL 088-821-4932 FAX 088-821-4559

E-mail 310801@ken.pref.kochi.lg.jp

URL <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310801/>





名
前